

介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所長	佐野隆
十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
農政課長	青木和巳	都市計画課長	竹川彰
下水道課長	橋村正則	生涯学習課長	八木春美
十四山スポーツ センター館長	花井明弘	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	若山孝司	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4 報告第1号	専決処分の報告について
日程第5 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 議案第33号	平成23年度弥富市一般会計補正予算(第1号)
日程第7 議案第34号	弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について
日程第8 議案第35号	弥富市税条例の一部改正について
日程第9 議案第36号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10 議案第37号	弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について
日程第11 議案第38号	平成23年度弥富市一般会計補正予算(第2号)
日程第12 議案第39号	平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
追加日程	議会運営委員会委員の選任について
追加日程	議会広報編集特別委員会委員の選任について

~~~~~  
午前10時04分 開会

議長（伊藤正信君） ただいまより平成23年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、中山金一議員と黒宮喜四美議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から21日までの21日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から21日までの21日間と決定いたしました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、弥富市長から平成22年度一般会計予算の繰り越しに関する書類が、海部津島土地開発公社から平成22年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~  
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

議長（伊藤正信君） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

地方自治法第180条第2項の規定による長に委任した専決処分については、各位のお手元に配布してあります文書をもって報告にかえさせていただきます。

よろしくお願ひをいたします。

~~~~~  
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（伊藤正信君） 日程第5、諮問第1号を議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

平成23年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、加藤靖男氏が平成23年9月30日任期満了のため、その後任の候補者として弥富市西中地町五右277番地4、加藤靖男氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

議長（伊藤正信君） お諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

日程第6に入る前に報告申し上げます。

中日新聞社の方が、議場の写真を撮らせていただきたいという報告がございましたので、許可いたします。

~~~~~

日程第6 議案第33号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

議長（伊藤正信君） 日程第6、議案第33号を議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第33号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,903万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億7,903万8,000円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、議会費におきまして、地方議員年金制度を廃止する地方公

務員等共済組合法が成立したことに伴い、制度清算に必要な費用の財源として各地方公共団体の公費負担金5,903万8,000円であります。

これに対し、まず歳入といたしましては、繰越金5,903万8,000円を計上するものであります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤正信君） 議案は説明を省略させます。

これより質疑に入ります。

質問の方ございますか。

〔発言する者なし〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7 議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について

日程第8 議案第35号 弥富市税条例の一部改正について

日程第9 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第10 議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について

日程第11 議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第7、議案第34号から日程第12、議案第39号まで、以上6件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案4件、予算関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第34号弥富市総合計画審議会条例等の一部改正につきましては、行政組織の変更に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第35号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正

等に伴い、東日本大震災にかかわる住民税の雑損控除等の特例について定めるため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正等に伴い、課税限度額の引き上げ等のため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第37号弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正につきましては、十四山デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせる等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,334万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億9,238万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきましては、東日本大震災の被災地支援活動における派遣職員の旅費75万、衛生費におきまして、住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金300万円、乳児家庭全戸訪問事業実施のための備品購入費49万8,000円、農林水産業費におきましては、播種機等の購入に対する補助金75万3,000円、土木費におきましては、住宅の耐震改修補助金360万円、消防費におきましては、地震・津波防災マップ作成業務委託料400万円であります。

これらに対し、歳入といたしましては、県支出金484万9,000円、繰越金849万7,000円を計上するものであります。

次に、議案第39号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度出産育児一時金の額の精算に伴い、国庫補助金の返還金を計上するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 議案は、関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第34号弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

この条例改正は、行政組織の変更に伴いまして、担当する課名を変更するものでございます。

1枚はねていただきまして、弥富市総合計画審議会条例等の一部を改正する条例。

弥富市総合計画審議会条例の一部改正。

第1条弥富市総合計画審議会条例（昭和52年弥富町条例第23号）の一部を次のように改正

する。

第5条中「企画政策課」を「秘書企画課」に改める。

弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正。

第2条弥富市行政改革推進委員会条例（昭和60年弥富町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課」を「秘書企画課」に改める。

弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正。

第3条弥富市特別職報酬等審議会条例（昭和43年弥富町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条中「人事秘書課」を「総務課」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次に、議案第35号弥富市税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

2枚はねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

初めに、附則第22条の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例につきまして、所得割の納税義務者の選択によりとありますが、災害により住宅や家財に著しい損害を受けた場合には、災害減免法による控除か雑損控除かを選択することができます。

また、平成22年において生じた損失の金額とありますのは、震災がことしの3月11日に発生をいたしました。通常、雑損控除などにつきましては、発生した年の翌年度の住民税から控除が適用になりますが、今回は震災が平成22年中に発生したものとして平成23年度分の住民税から被災された納税義務者、もしくはその納税義務者と生計を一にする親族の有する資産について、受けた損失の金額について控除を適用する改正でございます。

次に、附則第23条の東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例につきましては、租税特別措置法の規定により、現在、住宅借入金等特別税額控除を受けている住宅が、震災により居住することができなくなった建物についても、その建物が建っているものとみなして、控除対象期間の残りの期間についても引き続き税額控除を受けることができる改正でございます。

また、施行日につきましては、附則において定めるとおりでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

5枚ほどめくっていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらまし。

1．基礎課税額に係る課税限度額を「48万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「13万円」から「14万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「10万円」から「12万円」に改めることとした。

2．基礎課税額に係る所得割を「100分の3.3」から「100分の5.1」に、平等割を「2万5,000円」から「2万2,000円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割を「100分の1.6」から「100分の1.8」に、均等割を「9,000円」から「8,000円」に、平等割を「8,000円」から「6,000円」に、介護納付金課税額に係る均等割を「9,000円」から「7,000円」に改めることとした。

3．この条例は、公布の日から施行することとした。

4．改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとした。

次に、議案第37号弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について説明申し上げます。

9枚ほどめくっていただきまして、条例のあらましをお願いいたします。

弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部を改正する条例のあらまし。

1．弥富市十四山総合福祉センターのデイサービスセンターを直営から指定管理による管理に移行するため改正するものでございますが、公募により行うため、応募がない可能性もあり、「指定管理者に行わせることができる。」とし、他の施設も同様に「行わせる。」から「行わせることができる。」規定に改めることとした。

2．上記による改正を行うため、指定管理者に管理を行わせる場合の読みかえ規定など、必要な条文整備を行うこととした。

3．条例中、十四山デイサービスセンターに係る部分は平成24年4月1日から施行し、その他の改正は公布の日から施行することとした。

4．十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定の手續その他の行為は、施行日前に行うことができることとした。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤正信君） 関係部長から説明が終わりました。

お諮りします。

本案6件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会の委員の任期が満了になっておりますので、日程を追加して議会運営委員会の選任をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

日程を追加して、議会運営委員の選任を行います。

~~~~~

追加日程 議会運営委員会委員の選任について

議長（伊藤正信君） お諮りします。

議会運営委員会の委員、正・副委員長は、前年度と同じ方で引き続きお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

議会運営委員会の構成委員、並びに正・副委員長は、そのまま再任ということで決定をされました。

お諮りします。

申し合わせにより、議会広報編集特別委員会の委員の選任を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

日程を追加して、議会広報編集特別委員の選任を行います。

~~~~~

追加日程 議会広報編集特別委員会委員の選任について

議長（伊藤正信君） お諮りします。

議会広報編集特別委員会の委員、正・副委員長は、前年度と同じ方で引き続きお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

議会広報編集特別委員会の構成委員、並びに正・副委員長は、そのまま再任ということで決定されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤 正 信

同 議員 中 山 金 一

同 議員 黒 宮 喜四美

平成23年6月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(17名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 堀岡敏喜  | 2番  | 炭竈ふく代 |
| 3番  | 山口敏子  | 4番  | 小坂井実  |
| 5番  | 佐藤高 清 | 6番  | 佐藤博   |
| 7番  | 武田正樹  | 8番  | 立松新治  |
| 9番  | 山本芳照  | 10番 | 杉浦敏   |
| 11番 | 安井光子  | 12番 | 三宮十五郎 |
| 13番 | 渡邊昶   | 14番 | 伊藤正信  |
| 16番 | 中山金一  | 17番 | 黒宮喜四美 |
| 18番 | 大原功   |     |       |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

15番 三浦義美

3. 会議録署名議員

18番 大原功 1番 堀岡敏喜

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

|                  |       |                  |      |
|------------------|-------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文  | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭  | 総務部長             | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 平野雄二  | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 十四山支所長           | 横井昌明  | 会計管理者兼<br>会計課長   | 村上勝美 |
| 教育部長             | 山田英夫  | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 佐藤勝義  | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 渡辺安彦 |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳  | 開発部次長兼<br>土木課長   | 三輪眞士 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 服部忠昭  | 監査委員<br>事務局長     | 服部正治 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏  | 防災安全課長           | 伊藤久幸 |
| 税務課長             | 伊藤好彦  | 収納課長             | 服部誠  |
| 市民課長             | 加藤恵美子 | 保険年金課長           | 越川博文 |
| 環境課長             | 伊藤邦夫  | 福祉課長             | 前野幸代 |

|                    |      |                |      |
|--------------------|------|----------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>いこいの里所長 | 松川保博 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 十四山総合<br>福祉センター所長  | 伊藤政洋 | 児童課長           | 鯖戸善弘 |
| 農政課長               | 青木和巳 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 下水道課長              | 橋村正則 | 生涯学習課長         | 八木春美 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長  | 花井明弘 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 若山孝司 | 書記 | 横山和久 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、大原功議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず堀岡敏喜議員、お願いします。

1番（堀岡敏喜君） 皆さん、おはようございます。1番 堀岡敏喜でございます。

一般質問をさせていただく前に、改めて東日本大震災で亡くなられました方々を初め、被害に遭われました皆様、並びに御家族お一人お一人に心からお見舞いを申し上げます。そして、一日も早く復興されますよう御祈念するものであります。また、「一国の王とならむよりも、一人の人を救済するは大なる事業なり」とは、東北が生んだ青年詩人、石川啄木の叫びであります。我が身をなげうって救援・支援に尽力くださっているすべての皆様方の御苦労に心から感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

未曾有の大災害、3月11日に発生をいたしました東日本大震災から間もなく3ヵ月になるうとしております。犠牲になられた方は1万5,000人を超え、いまだ行方不明の方は8,000人以上、避難所での生活を余儀なくされている方は10万人というのが現実であります。また、東京電力福島第1原子力発電所では、いまだ事故収拾の解決の展望が見えません。しかし、その被災地で子供たちからお年寄りまでが、あの絶望のふちからたくましく立ち上がろうとされており、災害に遭っても心の財だけは絶対に崩せないということであり、人間の強さにただただ敬服するばかりであります。そして、私たちの国は幾たびとなく焦土の中からよみがえり、誇るべき国土と国民をはぐくんできた驚嘆の歴史があります。日本人には世界に誇る高いモラルと勤勉と忍耐があります。もちろん技術も経済力もあります。失われた命は戻りませんが、その死にも国を復興させる意味と力があるに違いないと私は思います。

現在の弥富市地域防災計画は、平成14年4月24日に東海地震にかかわる地域防災対策強化地域に指定をされ、さらに平成15年12月17日には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定をされ、一つ目に想定東海地震（マグニチュード7.9）、二つ目に想定東南海地震（マグニ

チュード8.1)、そして想定東海地震・東南海地震連動(マグニチュード8.2)が予想され、この三つのパターンから計画をされており。今回の東日本大震災は、想定外の海溝型地震でありました。東海・東南海・南海の震源域が連動して地震を起こす連動型巨大地震が発生する危険性が高いとされている中で、この三つの連動する震災を四つ目のパターンとして考えていく必要があると考えます。地域防災計画の見直しは我がまちの最重要課題であります。見直し作業を通じてもっともっと災害に強い地域づくりと、そして災害に負けない暮らしをつくり上げることこそが、政治に携わる私たちの最大の役目だと改めて命に刻むものであります。

頑張れ東北、頑張ろう日本の思いを込めまして、まず市長にお尋ねをいたします。

東日本大震災の教訓、想定外の大震災を踏まえまして、市民の生命・財産を守り、安全・安心を確かなものにするために、地域防災計画をどのように見直していくのか。

二つ目に、現在木曽川の堤防の強化工事が行われておりますが、被災を防ぐ、また軽減させるためのハード面の計画はどのように立てられているのか。

三つ目に、弥富市に起こり得る災害を考えたとき、特に津波や風水害の場合は広域にわたると考えられます。近隣の市町村との連携をとらねばなりません。防災協定などは具体的に計画はあるのか。

以上3点をお伺いいたします。

議長(伊藤正信君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 皆さん、おはようございます。

堀岡議員にお断りを申し上げ、御答弁申し上げる前に少しお時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まずは、このたびの東日本大震災で2万5,000人にも及ぶとうとい命に対して心から哀悼の意を表するとともに、御家族の皆様にはお悔やみを申し上げる次第でございます。また、ほとんどの財産を失った方々に心からお見舞いを申し上げます。

このたびの震災は、巨大津波、原発事故、そして電力の喪失、風評被害等々の危機が重なった戦後最大の危機とも言われているところでございます。昨日も全国市長会が開催され、市長会の緊急決議といたしまして、私ども自治体も力を結集し、被災地の被災に遭われた方々に今後も御支援を申し上げていこうということを決議した次第でございます。議員の皆様方におかれまして、あるいは市民の皆様にも、これからが本格的な復旧・復興でございます。今後とも御協力をお願いしたいと思っております。また、今回の災害で私ども自治体も大変大きなことを学び、そしてその後のことにつきまして、これを教訓としていかなきゃならないと思っている次第でございます。市民の皆様方にも、いかにこれから災害に対して備えていくか御家族ともども考えていただきたい、そんな思いもするわけでございます。

また昨日は、被災地の首長から全国の国民に対して、義援金等の感謝の意と同時に、悲痛な訴えが仙台市長を初め数々の市長からありました。同席された菅総理もお聞きいただいたわけですが、復旧・復興に対しては同じ思いだと思っておりますが、一刻も早く被災地・被災民の方々に手を差し伸べていただき、全力を挙げて復興をお願いをしていただきたい、そんな思いでございます。

さて、堀岡議員に御答弁申し上げます。

私ども町から市になりまして、その防災計画におきましては、防災に対する事前計画という中で災害予防、あるいは災害応急対策というものをこしらえ、そしてあってはなりませんけれども、いざ災害があった場合には、その復興に対して全力を挙げて実施を図らなきゃならないという思いでございます。市の地域、並びに住民の生命・財産を災害から守っていくという高い使命を帯び、秩序の維持と公共の福祉に当たっていきたいと思っております。

このような計画に対して、防災計画は今回の災害に対しては、国・県・それぞれの市町村が根本的に見直さなきゃならないという未曾有の災害でございます。私どもといたしましては、国の中央会議が私どもに関係する東海・東南海・南海沖の3連動を想定した指針が、この秋、そして平成25年までにはつくられると聞いております。また、県の防災会議におきましても、東日本大震災の教訓からして、津波であるとか液状化対策は喫緊の課題であると発表されております。また、先日、県の防災局の方にお話を承ったときには、県も国の方向性を受け、防災計画を根本的に見直していくということでございました。おおむね25年を目途としているということでございます。このように私たちは国・県の防災計画をしっかりとかがみ、私ども弥富市の防災計画に生かしていかなきゃならないということを考えているところでございます。今までこのような形で、地域の防災計画は毎年改訂版という形で団体のところまでお渡しをしておったわけですが、市民の段階まで至っていないということがわかっております。そういう状況においては、今後市の方で作成する防災計画につきましては、その概要版で市民の皆様へ全戸配布をし、防災に対するさまざまな計画をお示していきたいと思っております。

今回の東日本大震災につきまして、その後いろんなところで私は多くの市民からお話を伺いました。このような地震が起き、津波が押し寄せたら我々はどうしていくんだということが、異口同音におっしゃっている言葉でございました。そのような状況の中、喫緊の課題といたしましては、私どもは、起きてはなりませんけれども、津波が発生した場合の避難場所、それが公共の施設だけでは足りないということが十分わかっております。そういう状況において民間企業の方に御協力をいただく、あるいは高層マンションの管理者の方に御協力をいただくというような形で、新たに防災マップをこの9月を目標に作成してまいります。それが今喫緊の課題であろうというふうに思っているところでございます。また、国の方におき

ましては、今回の大震災を忘れないようにするために、常に災害に対する意識を持ち続けることが必要だという形で、聞き及んでいるところでは津波の日が制定されるようでございます。3月11日というわけにはまいりませんので、多分秋になると思っております。

私たちも、市民の皆様の協力をいただいて、とにかく避難訓練をしっかりと実施していかなくちゃならない、繰り返し繰り返し避難訓練をしていかなくちゃならない、そんな思いを今強く持っているところでございます。今私どもは、スーパー伊勢湾台風という状況の中で群馬大学の片田教授に御指導いただいているわけですが、その先生によりますと、とにかく自然災害に対しては逃げるということが一番の目標にしていかなきゃならないということも教えていただいているところでございます。今後、具体的にどのようにしていくかを、災害マップ等でお示しをしていきたいと思っております。

ハード面の計画はどうなっているかということでございます。

私ども弥富市は、西に1級河川木曾川、東に2級河川ではありますが日光川、そして南には伊勢湾と三方を水に囲まれ、その海拔はゼロメートルマイナスでございます。先人の皆様は常に水との闘いで、この弥富とさまざまなまちづくりをしていただけてきておるわけでございます。昭和34年の伊勢湾台風においては高潮被害ということで、1夜で358名のとうとい命が奪われた苦い経験がございます。伊勢湾台風の教訓を生かし、高潮防潮堤を含め、さまざまな湛水防除事業等々その整備を進めてきていただきました。しかし、そのいずれも老朽化が目立ち、新たな整備計画が望まれるところでございます。しかしながら、ハードの整備計画につきましては、多くの財源と時間が必要になってくるわけでございます。

今進めているハード事業について御紹介申し上げます。

先ほど議員の方からも御指摘がありました木曾川左岸堤の高潮防潮堤の整備計画は順調に進んでおるところでございますが、その延長計画についても今後お願いをしていく。

二つ目は、日光川の水閘門の改修工事が起工式も終わり、いよいよ工事に着工してまいります。また、日光川右岸堤の防災道路計画、全長20メートルの道路計画でございますが、それとあわせ、防災ステーションの設置計画がその起工式も終わったところでございます。また、私ども弥富市においては、鍋田干拓の排水機の整備計画につきましてもことし起工式を終え、これからさまざまな皆様の御協力をいただきながらこの整備計画を進めていきたいと思っております。

また、今現在名古屋港におきましては、鍋田ふ頭の第3バースの整備計画が、耐震岸壁として計画を進捗させていただいておるところでございます。また、その背後における道路計画も、今後も進めていただきたいと思っております。幸いにして、今年度、平成23年度の鍋田ふ頭の整備計画には12億、そして道路計画には18億の予算を計上していただいたところでございます。そういう中で名古屋港管理組合ともども、名古屋港周辺における防災対策をこ

れからも進めていただきたいと思います。

そして、私も弥富市が基本的に防災計画の中に組み込んでいかなきゃならないことは、私は液状化現象であろうかと思っております。過去の地震の例を申し上げますと、明治24年には濃尾の大地震が発生しております。そして、昭和19年には東海地震、昭和20年には三河地震が発生しております。その震度は6ないし6強、そしてマグニチュードが8前後でございます。そのいずれの地震も弥富の町史の中には記されておるわけですが、液状化現象が起きたということが記されておるわけでございます。液状化現象で大きな建物が倒壊をしたり、あるいは南部の住宅が傾いたりということが記されておるわけでございます。

このような状況の中、今回の東日本大震災で液状化現象が特に厳しかった千葉県浦安市に私は市長を訪ね、市の職員様の御指導をいただきながら現地を見させていただきました。それはそれはすさまじいものでございます。約70センチの地盤沈下、それに伴うすさまじい量の土砂の流出・噴出、そういうものを見てきたわけでございます。このような液状化対策に対して、先ほど県の防災計画の中にも取り入れていくということを記されております。我々としては、この液状化対策に対してしっかりと今後の防災計画の中で組み込んでいきたい、そんな思いでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、浦安におけます液状化対策につきましては、このような形で調査資料をまとめておりますので、議員の皆様にも一読いただければ幸いかなあと思っております。開発の方に置いてございますので、ぜひともお立ち寄りいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 今服部市長より、るる大綱なる市の防災計画について御説明、御予定を発表していただきました。その大綱には我々もちろん異論はございません。「破壊は一瞬、建設は死闘」、逆になりますけれども、本当に災害を防ぐさまざまな防災対策、防災施設、防災力というのをアップさせるためには、財源も必要だし、時間も必要だと思います。ですけれども、なるべく早く市民との協調を得ながら、ぜひ実行に移していただきたいと思えます。

また、市長の答弁からは以下の質問に携わる御答弁もいただきましたけれども、あえて一つ一つかいつまんで、また市当局の御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

災害はいつ起こるかわかりません。大震災を受け、海抜ゼロメートル地帯に住む私たち弥富市民にとりまして、あすは我が身との思いから多くの不安の声をお聞きしております。三重県では東海・東南海・南海地震が連動した場合、津波被害が想定される19の市町村のう

ち、11の市町が指定する避難所の13%に当たる149カ所が津波で浸水するおそれがあるということが明らかになりました。先ほど市長の答弁からもありましたけれども、我が弥富市でも市の指定避難所になっている施設の収容人数が、約4万5,000人の人口に対して約1万3,000人しか収容できないことがわかっております。今までの防災計画も住民目線で総点検する必要があると考えます。地域防災計画の見直しという大きな問題は、先ほどの市長の御答弁にもありましたとおり、国の中央防災会議の動向を注視していく必要がありますし、県との連携も不可欠であり、そう簡単なことではありません。しかし、今すぐできることもあはずです。住民の命と財産を守るのは国でも県でもなく、住民と向かい合っている私たち地方自治体の最大の責務であります。東北で起きたこと、起きていること、起きようとしていることは、まさにあすは我が身であります。心して私たちは我がまちの防災力を検証しながら、身近でできることから具体的に取り組む必要があります。もはや観念、机上の防災論議は全く無意味であり、全国の地方自治体が実のある防災に強いまちづくりに歩み出すことこそ、東日本大震災での死者・行方不明者2万3,000人余のとうとい命に報いる道ではないでしょうか。率直に質問をいたしますが、今現在で避難を要する災害が起こった場合、どの経路でどこに避難すればよいのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 水災害が起こった場合の避難経路と避難場所についての御質問でございますが、高潮、津波といった堤防が決壊した場合を想定したものにつきましては、市内のほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であるため、避難経路の設定は難しい状況でございます。水没の可能性のある場合は、早目に避難することが肝心でございます。避難所等、高い建物に避難していただきたいと思っております。また、津波のように天候が悪くない場合には、現在パディーや佐古木のYストアの屋上駐車場も避難所として使用していただきます。また、今後でございますけれども、現在、民間の建物も含みまして3階以上の建物をリストアップしております。そういったところに、避難所として使わせていただけないかといったお願いをこれからしてまいります。そういったことのご理解が得られました段階で、市民の皆さん方にはそれをお伝えするという形で考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） それしかないと私も思います。住民の方々の中には、弥富市は海拔ゼロメートルか、それ以下であることはほとんどの方は御存じですが、では実際水害が起こった際、御自分の住居周辺がどれほど浸水するのかお尋ねすると、御存じない方は意外に多いと感じます。昨年の6月議会におきまして、私は市民の防災意識の向上と地域防災の強化を目的とした啓発の提案として、市のハザードマップにおける最高浸水位を、市の主要施設を初め、自治会ごとに集会所や電柱に掲示できないかと質問をいたしました。図面で八

ザードマップを見るより浸水位を実感でき、自治会ごとに掲示作業ができれば防災意識も高まり、自主防災会がないところでは立ち上げのきっかけにもなります。また、小・中学校の登下校時に生徒たちが見ることにより、弥富市の地理の特性を立体的に学ぶこともできると申し上げましたが、市側の答弁では、同報無線の支柱、避難所28カ所と小・中学校を含め、海拔ゼロメートル表示は設置されているとのことでありました。浸水最高位は3.89メートルであり高い位置になると、あまり多くの場所に設置をすると逆に不安をあおる原因になるため、現段階では考えていないということでありました。現実には即して行うのが地域の防災計画であると思います。いま一度防災意識の啓発と実践的な防災活動に生かすためにも再度御提案をいたしますが、市側の考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 海拔ゼロメートルの標識につきましては、避難所を含めまして現在約30カ所ございます。また、同報無線の拡声子局に昨年30カ所設置いたしました。ゼロメートル表示の増設につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

また、伊勢湾台風の浸水最高位の設置でございますけれども、実際の浸水の高さではなく、仮にその場に伊勢湾台風の最高潮位が来た場合の標識でございますので、そのままその場所がその高さが正解であるかというのは非常に疑問がございます。そういったことがございますので、現段階では国土交通省で設置しております4カ所以外の設置については考えておりません。

議長（伊藤正信君） 堀岡敏喜議員。

1番（堀岡敏喜君） 先ほども申しましたけれども、なかなか市民の方は御存じないんですよ。海拔ゼロということは知っているんです。だけど、どの辺まで来るのかということはわかっていらっしやらない方が意外と多いんです。きょう、どういうものが皆さん御存じかと思いますがお待ちしましたので、若干御紹介させていただいていいですか、写真で。

簡単に言いますとこういったものです。これは岩手県の大船渡市、これは電柱に張ってあるんですけど、スポンサーが書いてある、東北電力と。ですので、市長の方からぜひ中部電力に、張ってくれということをお願いしていただければいいかなと。また、津波等頻繁に起こると、過去にも起こった経験のある地域では、こういうところで市民に喚起をしているということですね。これはかなりデザインが古いんですけれども、先ほど防災安全課長の方から、市の3階建ての高いビルに緊急避難所としての依頼をしていくということで御答弁いただきましたが、災害時に弥富市以外の方もこの弥富市に訪れているということも考えられます。そういった方がわかるように、避難表示ということをしていただくと同時に、これは津波となっておりますけれども、避難協力ビルといったような、ちょっとデザインが古いので、もうちょっとすきつとしたやつをぜひ考えていただきたいと思います。

重ねて質問をいたしますが、指定避難所となっております建造物の耐震化の方は現在どういった状況なのでございましょうか、お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 指定避難場所の耐震についてでございますが、現在34カ所を指定しております。そのうち33カ所が、新しい耐震基準を満たしているか、耐震改修済み、または改修の必要がなしといったことになっております。1カ所につきましては、私立の高校が該当しております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡敏喜議員。

1番（堀岡敏喜君） 90%以上ということでございますので、ぜひその私立の学校にもやってくださいということをお願いしてください。

さらに、その避難所での、市民の方々が避難をしなければならないような災害が起こった場合、そこで何日か過ごされるわけですが、備蓄の食料などの設備があるのか、またあればそれは何日分ぐらいのものなのか、お伺いをしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 備蓄食料につきましては、現在約5万5,000食ほど乾パン、アルファ米として備蓄しております。弥富市民4万5,000人に対して全員に配給したとすれば、1人1食強という形になります。御存じのように、災害が発生した場合は、公的な援助が可能になるまでの最低3日間生活できるような非常食、水、日用品などを個人で備蓄していただくことが原則になります。このようなことを今後も市民の皆さんにお願いしてまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 被害が広域に及ばなければ、それでもつんだと思うんですけども、今の被災地の状況をよくかんがみていただきまして、食料の方はすぐに割と皆さんの救援物資等で、ただそれでも1日、2日、3日はお握り1個で過ごされたという方がたくさんいたということをお聞きしておりますので、3日というなら3日分を用意できるものであれば、ぜひお願いしたいなと思います。

次も大変重要な問題でございますので、ぜひ考えていただきたいことでございます。

阪神・淡路大震災でも大変問題となりました。今回の東日本大震災でも多くの避難所において電気・ガス・水道のライフラインがとまった中、トイレが使用できなくなったことが大きな問題となりました。岩手県や宮城県の避難所では段ボールを簡易トイレにしたり、裏山に穴を掘るなどして用を足していたとのことであります。ただでさえプライベートを損なわれる避難所生活において、まさに人間の尊厳にかかわる問題であり、早急に対処しておかなければならない課題であります。弥富市民が避難所での生活を強いられるような災害が起こ

った場合どのような対処をされるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） トイレにつきましては、現在簡易の仮設トイレが106個ございます。また、ひので公園にトイレとして利用できるマンホールが9カ所あります。現在そのうち6カ所が和式トイレとして、遮へい物は現在ございませんけれども、それを用意すれば利用できるということになっております。また、本年度中には洋式便器とテントの購入がされるということでございまして、9カ所全部が洋式トイレとして利用できるということになっております。ですが、現状は決して十分とは考えておりません。先ほども市長からございましたけれども、液状化が起きました浦安市でございますが、通常便器で使用できる便袋というものを大量に使われたそうでございます。このような方法も含めまして、今後どのような対策がとれるか検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 確かにトイレは、はなから用意しておくというのは大変難しい問題でもありますけれども、防災ネットなどを見ていると簡易トイレというものがたくさんございます。ただ、これは防災訓練に取り入れていかないとやり方がわからないんですよ。また、今仮設トイレとおっしゃいましたけれども、パーテーションであるとか、そういったものの簡易的なものを今から用意しておく必要があるのではないかと。本当に水害が起こった、地震災害が重なったら、トイレがあるといっても流れないわけですよ。実際に私も阪神・淡路大震災は現地を見てきておりますけれども、もうすごいんです。だけれども、皆さんはトイレでやっぱり用を足されるんです。だから、トイレがもうとんでもないことになっているということが、これはテレビ放送ではありませんけれども、そういう事実がございますので、またその辺のところも他市の状況等よく視察をしていただきまして、避難された方というのはトイレも自由に行けないと、食べ物も我慢できると、でもトイレは我慢できないんですよ。そういったところをよく考えていただきまして、今後の改善に努めていただきたいと思えます。

時間がございませんので次に移らせていただきます。

次に、災害時、また直後における自治体機能の維持、またその対策について質問をいたします。

現在の弥富市市庁舎は老朽化が進み、心配される地震災害には到底耐えられる状況にはありません。市庁舎のあり方として、効率的で効果的な行政運営、市民サービスの向上、市民の安心・安全のための防災拠点等々、その役割は大変重要であります。その大切な機能を維持するためには、耐震強化を含む増改築が有効なのか、利便性の向上と防災機能をさらに強化するために移転・新築が必要なのか、今日の経済情勢の悪化、将来における厳しい財政状

況や人口の増減の見通しなどを考慮して、市民の御理解を得ながら対策を考えていかなければなりません。被災地域における被災された方々の生活復興のために欠かせない支援金や義援金の支給が、信じられないくらいおこなわれています。この原因は、本来住民の生活復興に先駆けてその役目を果たさなければならない自治体それ自体が破壊され、全く機能していないためであります。被害の規模が県単位すら超えるこの状況下で、国が担うべき責務も果たさずにいることに怒り心頭であります。東日本大震災を初め、数々の大災害が日本各地で起こっています。弥富市におきましても、この教訓を生かし切っていくためにも、事前的な公助と事後的な公助の構築こそ重要であると考えます。

そこで提案いたしますのが被災者支援システムであります。1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発をした被災者支援システムは、災害発生時に住民基本台帳のデータベースの被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元的に管理できるシステムであります。同システムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な災害者支援ができるよう、総務省所管財団法人地方自治情報センター（L A S D E C）が、2005年度に被災者支援システムを、地方公共団体が作成したプログラムを統一的に登録・管理をし、他の地方公共団体が有効に活用できるようにする地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録をし、2009年1月17日には、総務省が被災者支援システムバージョン2.00をおさめたCD-ROMで全国の自治体へ無償配付をいたしました。今回の東日本大震災後、3月18日には、民間事業でも利用できるように、システムの設計図であるソースコードを公開いたしました。しかし、このたびの東日本大震災前までに同システムの導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方ではほとんど導入自治体はありませんでした。今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性の認識が高まり、同システムの導入の申請をする自治体がふえ、5月26日現在では300に達したと伺っています。

災害発生時、何よりも人命救助が優先であります。しかし、その後、きめ細かい被災者支援が求められます。中でも、家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのは罹災証明であります。罹災証明を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この三つのデータベースを突き合わせる必要があります。弥富市におきましても事前に確認させていただきましたところ、この三つのデータベースは独立して存在をいたします。仮に今回のような大きな災害が起きた場合、弥富市におきましても大量の罹災証明の発行が必要となると思われますが、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせる等の負担を強いることになりかねません。震災後に同システムの導入をした宮城県山元町では、システム導入によりこの三つのデータベースが統合され、

ここに住家の被災状況を追加すると罹災証明がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に約9割に上っているといます。同町保健福祉課によると、一度情報を登録してしまえば、一元管理により、義援金の支給などについても再度申請の手続きは要らない。行政にとっても住民にとっても助かると、罹災証明だけでなく、義援金や支援金の支給、固定資産税の減免等においても、同システムが効果を発揮していることを語っておられます。

このシステムは、西宮市職員が災害のさなか、まさに被災した住民のために必死に必要な応じて開発したもので、高いIT能力のある職員がいなければできないわけではありません。また、職員が立ち上げ、運用すればコストもかかりませんし、仮に民間企業に委託した場合でも20万から約50万円程度でできます。ちなみに、埼玉県桶川市では約21万円、福井県敦賀市で約46万円、新たな設備としては特に必要なく、既存のパソコンがあれば十分対応できます。今回の震災で、改めて平時から、災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要が高まっております。そのために、阪神・淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた同システムを平時に導入・運用していくことが極めて有益だと考えます。阪神・淡路大震災の現場から生まれたこの被災者支援システムの弥富市への導入について提案をさせていただきます、市長並びに市当局の認識と対応を伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 堀岡議員の御提案の被災者支援システムにつきましては、私どもの職員も人的支援ということで、罹災証明にかかわる業務について、仙台市の方へ人道支援で1名派遣をさせていただきました。現場の方ではかなり大変な作業になるということで、先ほど言われましたこのシステムを導入されてみえる自治体においては、もう9割程度が済んでおるといようなことから、こういったことは非常に重要であるという認識は持っております。ただし、現在愛知県におきましては、愛知県の情報企画課が事務局を務めますあいち電子自治体推進協議会のシステムというものを利用する検討が始まっておる段階でございます。その状況等も確認しながら、議員御提案のこのシステムの導入も含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 県がそういうシステムをつくっていると。それが同じものであれば別にそれにこしたことはございませんが、あとはそのかかる費用ですね。そういったものがこちらは無償でございますので、とりあえずさわっていただく、見ていただくということができますので、一日も早く導入なり、検討していただきたいと思います。

次に、市民の防災意識の向上と地域の防災力強化について質問をいたします。

「週刊ダイヤモンド」という雑誌5月14日号に、「あなたのまちは安全か。震災に強いま

ち」という特集が組まれておりました。その中で、安全・安心のまちの指標として四つの項目を上げています。一つ目に防災拠点や水道管など耐震率をはかるハード力、二つ目に防災に予算を組む財政余裕度があるかどうかをはかる財政力、三つ目に住民による防災意識など充実度をはかる人間的ソフト力、災害の被害想定やエリア別危険度リストを作成し、住民と情報を共有しているかをはかる情報ソフト力を上げています。そして、人口20万人以上ですので弥富市はないんですけれども、20万人以上の都市と東京都内の市・区計133を抽出し、東日本大震災で甚大な被害を受けた11市を除く122都市を対象に防災ランキングを行っています。ちなみに、上位は16位までは東京都が占め、我が愛知県勢は豊田市が17位、岡崎市が23位、豊橋市26位、名古屋市53位、一宮市76位、春日井市は108位となっております。こうした指標から考えても、三つ目の人的ソフト力、四つ目の情報ソフト力は、財政力やそれに伴うハード力にあまり影響を受けずに取り込め、むしろ住民との協働を積極的に行うことで強い防災力を持った地域を築き上げることができるのではないかと考えます。現在の日本社会は、家庭や地域での人間的なつながりが薄れ、高齢者の孤独死や虐待、暴力などが多発している現状は、ほぼ毎日のように報じられているとおりであります。いざというときに助け合わなければならないのは地域であり、御近所であります。

先ほど御紹介いたしました「週間ダイヤモンド」誌に、自治防災における個性的な取り組みが紹介されておりました。兵庫県加古川市にある7棟600世帯から成る14階建てマンションの住民が、阪神・淡路大震災を機に防災活動に取り組む自主防災組織「加古川グリーンシティ防災会」、メンバーは40代から50代の現役世代が中心で、防災組織として日本の最先端を走り続けていると言われております。基本は、あいさつ運動と小さな親切運動から始まっています。そして特徴的なのは、特技などを事前に登録する町内チャンピオンマップ。また、看護師、医師、電気、電話、ガス、水道工事、老人介護歴、子守、インターネット操作など、非常時に役立つ特徴や資格などを登録して、非常時に対応しようとしていることでもあります。そして、防災会のモットーは「楽しく防災しよう」。防災活動は、仰々しく構えてしまわずと長くは続きません。それで、炊き出しはイカ焼き、防災井戸で井戸端会議など、生活防災が中心であります。こういう自主防災組織こそ我が地域に根づかせることが急務の課題ではないかと思うのであります。

昨年の6月議会でも同じ趣向の質問をいたしました。自治会長さん方に出前講座等の講演活動を積極的に案内して、啓発に努めたいとの答弁をいただきました。それは大切なことでございますので、継続をしていただきたいと思います。さらには、弥富市内にも個性的な取り組み、積極果敢な取り組みをされている自治防災会があります。自主防災会の取り組みも交えて、断片的ではなく、取り組みによるエピソードや成果の報告・紹介など、人と人とのきずな、つながりというのを意識して、今後さらに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ますが、市当局のお考えを伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 市では防災に関する講演会を毎年行っております。毎年テーマが違っておりますが、昨年は群馬大学の片田先生の水災害講演会を、国土交通省木曾川下流事務所の協力を得て開催いたしました。ちょっと古くなるんですけど、平成20年ですが、自主防災会の活動についてをテーマにして行いました。三重大学の先生による講演、また市内の先進的な自主防災会の事例、これは3地区でございますけど、そういったところの事例発表、意見交換を行っております。また、出前講座や防災組織の運営等の相談があれば積極的に関与してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 防災に関しては講演材料はたくさんあると思うんですよ。でも、本当に身近にすぐ取り組めるような、先ほどダイヤモンド社で御紹介があったような身近なあいさつ運動といったことを励行していくことが、まず人の目を見てあいさつをして人とのつながりを広げていく、そういうことからこそ自治会のあり方であると思うんです。ぜひ防災会の講演内容も、先進的にとり行っているところを題材にしたもので行っていただきたいなと思います。弥富市にもいろいろありますよ。ぜひそういう方の協力を得てもらうのも一つの案だと思いますので、ぜひ積極的に行っていただきたいなと思います。

また、自主防災会の抱える問題として、これは市にとりましても重要な課題であります。要援護者の実態の把握であります。現在、弥富市では災害時要援護者の登録制度を行っておりますが、現在の援護が必要とされる方の人数と実際の登録者数はどのようになっているのか、また今後の対策についてお伺いをいたしたいと思います。お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 災害時要援護者の方は、高齢者の世帯や、身体それから知的・精神の障害をお持ちの方がございます。現在、弥富市ではひとり住まいの高齢者の方の登録のみとなっております。対象となる方は約900名、現在の登録者は460名ほどとなっております。個人情報に関して等難しい問題もございますが、今後福祉部門とも協力しながら、全体の把握に務めてまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 実際ひとり住まいの高齢者になっていきますと、お宅にお伺いしても「ほっておいてくれ」と言われちゃうんですよ。だけれども、そういうところをなくすために粘り強い訪問を続けながら、人のきずなをつくっていただきたいと思います。実際に地元の自治会では掌握しているけれども市は知らないというようなこともありますので、総合的に連携をとっていただきまして、一日も早く100%を目指し、掌握に努めていただきたいと

思います。

次の質問でございますが、地域防災計画の見直しに当たり、市または地域で行う防災訓練もより実践的なものに変わらなければなりません。河川に近い地域、沿岸部、市街地、それぞれ起こる災害によって、防災方法も、避難の仕方、想定される被害状況も違ってきます。毎年行われる防災訓練も、同じようなことをしていれば緊張感も薄れ、マンネリの感はぬぐえません。今回の大震災では、被災地域の小学校で震災時に避難経路がマニュアル化されていなかったために、全校生徒の7割の児童が津波にのまれ亡くなってしまうという、悔やんでも悔やみ切れない痛ましい現実がありました。また、被災地のある中学校では実践的な訓練が実り、一人の犠牲者も出さずに済んだという事例もあります。最悪の震災の被害規模を想定し、実践的な訓練を行わなければ、本当の意味で災害に強いまちづくりはできないと考えますが、市当局の認識と対応をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答えしますけれども、今議員のおっしゃるとおりでございます。あらゆる災害を想定したときの避難のあり方というのが、まだまだ未整備であろうというふうに思っております。今、学校当局に対しましても、小学校、中学校、あるいは保育所等々におきましても、そういうようなシミュレーションをこれから徹底していただきたいということをお願いしたとおりでございます。先ほども話がありますように、東北の大震災の件につきましても、繰り返し繰り返し避難訓練をしていたところに対してはいろんな話が聞こえてきております。私たちはそういうことを教訓にして学んでいかなきゃならないだろうというふうに思っておりますので、そういった中で小・中学生だけじゃなくて、我々としては、最初に申し上げましたように、避難訓練を何回も何回もやるということが非常に大事だろうというふうに思っておりますので、また皆様の御協力もお願いしたいところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 市長のおっしゃるとおりでございますし、小・中学校、また自治会、御家族それぞれ違うと思います。冒頭に市長がおっしゃった地域防災の大綱というものが、各家庭、学校、あらゆるところに行き渡らないと、実践的な防災訓練というのもできないと思います。ぜひ市民との意見交換等を踏まえながら、実践的な防災訓練の構築というのを早急に考えていただき、早ければ本年度から実施できるような形をとっていただきたい、そのように思います。

次の質問に移ります。本市における被災地への復興支援についてお伺いをいたします。

現在弥富市では、市内の公共施設各所に被災された方々に義援金を募る募金箱を、本年9月30日を一たんのめどとして設置しております。ぜひ継続して行っていくべきだと考えます。

3月11日に未曾有の大震災が発生して以来、テレビ、インターネット等で報じられる目を覆いたくなるような被災地の惨状、被災された方々の悲痛な叫びに、何かしたい、何かできないか、だれもがそういう思いとともに心を痛めておられることと思います。今被災地が求めるものは何か、それは生きる希望であると思います。家族を奪われ、友人を奪われ、住居を奪われ、仕事を奪われ、それでも生きていかなければならない。

私も、5月14日から17日の4日間ではありますが、岩手県の大槌町と陸前高田市にボランティアとして行ってまいりました。被災地域には宿泊できませんので盛岡に宿をとり、朝一番のボランティアバスで現地に入ります。盛岡から沿岸の被災地域までは100キロほどあり、バスでは2時間かかります。作業を終え、盛岡までの道中でトイレ休憩のために立ち寄った道の駅で、2人の御婦人から声をかけられました。お2人の御婦人は避難所での生活をされており、買い出しに来られていたそうです。今回の震災による津波が迫ってくる中、声をかけ合い、手をとり合って難を逃れたそうであります。別れ際、私は「お体だけはお大事に」と言うのが精いっぱいでありました。私が作業しました地域は、大槌町、陸前高田市とも海より3キロ以上離れ、海拔10メートル以上でありましたが、そこにも5メートルを越す津波が襲い、言葉では表現できないほどの惨状でありました。報道等では徐々に復興が進んでいる等の見出しがありますが、小さな集落などはいまだ手つかずなところも多く、釜石市を通った際にはバス内ですすり泣く声があちこちで聞こえるほどの惨状でした。まさに3月11日で時計がとまったままであります。

今回のボランティアの作業は、瓦れきの撤去、汚泥の掘り出し、屋内の清掃などさまざま、手作業がほとんどであります。いまだ行方不明の方が多いことと、写真や大切な思い出の品々などは手作業でなければ見つけれないからであります。私も写真を3枚、賞状と、のしの張ったままの子供服を見つけ、ボランティアセンターの担当者に預けました。写真の1枚は、お母さんを背にして、写真の撮り手に向かって満面の笑顔で走ってくる男の子が写っておりまして。どうかこの御家族が御無事であることを祈らずにはおられません。作業は、田んぼ1反で80人がかりで丸2日かかり、また民家1軒では40人がかりで約一月かかるのです。作業後、ボランティアセンターの方から、どうか地元にお帰りになれたらこの現状を伝えてください、まだまだ人手が必要なんです、どうか継続的な御支援をお願いいたしますとの伝言をお預かりいたしました。

現在、被災地域の現状や支援物資の募集、ボランティアの募集、各県のボランティアの募集は、各県の社会福祉協議会が取りまとめ、情報を発信しております。インターネットでは、NHKのボランティアネットというのがほぼ全域を網羅しております。ほかにも愛知県の社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO団体等が連携をして愛知県からのボランティア参加を募っております。ボランティアは主体的に参加をし、自己責任・自己完結することが大切です

す。しかし、どうしたら参加できるのかわからないという人も多いのであります。こういった支援情報を市のホームページ、広報等で弥富市から発信していくことも大切な支援となるのではないのでしょうか。市当局のお考えをお伺いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

被災地復興のボランティア活動につきましては、議員が言われますとおり、被災地のボランティアセンターから愛知県の社会福祉協議会を通じて参加者を募っております。現在の募集は、社会福祉協議会職員とボランティア等の代表者、災害時のボランティアリーダー役を依頼できる方となっております。また、日本赤十字社愛知県支部は各地区の奉仕団に募集をかけており、弥富市におきましても奉仕団の皆様にも募りました。市からの発信、取り組みにつきましては、弥富市の社会福祉協議会を中心として、被災地からの要請や県の社会福祉協議会、日本赤十字社愛知県支部などの動き等をホームページなどにより情報を提供するとともに、どのような支援活動ができるのか関係団体と協議の上、また他団体の動向も見据え、他団体からの情報をいただき、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員、時間が迫っていますので要約してください。

1番（堀岡敏喜君） 民生部長の方から答弁いただいたわけですが、ゴールデンウィーク期間中というのは僕も行きたかったですけど、入れないぐらいの満タン状態でした。でも、ゴールデンウィーク以降は募集人数に対して7割、8割、宮城県、福島県あたりは西の方から近いということもありまして割と集まる。集まるといっても100%は集まらないんですけど、特に岩手県あたりになりますとかなり遠くて、地元の方が、また北海道の方。当日では僕が一番西ということだったと思います。そのボランティアセンターの方に言わせますと、作業が決まったことがあると、民間の方から社会福祉協議会の方に依頼があると。だけれども、人数がそろわないということが、おくれている一番大きな理由だと思います。ぜひ前向きに検討していただいて、せめて今被災地は困っているんだということを弥富市も共有していただいて、その情報を市民に伝えていただく。行く行かないというのは本当に自主的で、先ほども申し上げましたけれども、ただそれを支援してあげることが大切で、3人から10人以上ですと、災害派遣等従事車両証明書の発行を市の方が県の方からしていただければ、被災地までの高速道路料金は無料になるという制度もあります。僕の場合は個人でしたので実費で行きましたけれども。

もう時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

最後に、6月の環境月間を迎え、弥富市の取り組みについて伺います。

政府が中部電力に浜岡原発の運転停止を要請する根拠としたのは、国の地震調査委員会が作成した2010年版全国地震動予測地図であります。それによると、30年以内に震度6以上の

揺れに襲われる確率は、浜岡原発が83.6から84%と圧倒的に高かったからであります。しかし、東日本大震災で震度6強に見舞われた東京電力福島第1原子力発電所は、ほぼ0.0から0.1%と極めて低いとされていました。事前に予知できる、あるいは想定にとらわれた防災対策は全く意味がないということを知るべしと考えます。いずれにしましても環境問題がなくなったわけではなく、節電という実質的な制約が加わり趣が変わってしまった感がありますが、電力不足を補うためには社会が一丸となって取り組まなければなりません。本市としてはどのように取り組んでいくのか、最後に伺って私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長。

環境課長（伊藤邦夫君） 堀岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

環境省では2003年より、温暖化防止のためのライトアップ施設や家庭の電気を消していただくよう呼びかける「CO₂削減ライトダウンキャンペーン」を実施しております。ことしは、例年の夏至の日と七夕の2日間に加えまして、特に節電が求められる6月22日から8月末日を対象としまして、昼も夜も自主的なライトダウンの呼びかけを行う「昼も夜もライトダウン2011」を実施し、この夏の電力消費量抑制に寄与するため、昼夜それぞれ任意に2時間以上の消灯を呼びかけ、特別実施日である6月22日（夏至の日）、夏至ライトダウンと、7月7日木曜日（七夕）、クールアース・デーの両日は、全国のライトアップ施設や屋内照明等の一斉消灯を呼びかけております。本市ではこの趣旨に賛同しまして、特別実施日に限らず、6月22日から8月末日までのキャンペーン期間中、社会教育センター前の風車及び憩いの広場のライトダウンを実施します。弥富市ホームページにも掲載し、市民の皆様にもこの取り組みの理解を求め、CO₂削減の協力を呼びかけております。

また、東日本大震災の影響による中部電力浜岡原子力発電所の停止に伴い、この地域の電力不足も懸念されることから、市役所では施設省エネ対策実施要領を制定し、空調の制限（室温設定を夏季28度、冬季18度）、それから公共施設の照明等の部分消灯、あとOA機器の未使用時の電源オフなどを行い、前年度対比15%削減を目標に職員一人一人が節電に取り組んでおります。さらに、広報「やとみ」7月号では家庭での節電への取り組みに関する記事を掲載し、市民の皆様にも一層の節電の御協力をお願いする予定でございます。

なお、昨年堀岡議員より御提案のありました環境家計簿につきましては、今年度、一般家庭ごみ収集日程表に掲載し、全戸配布しております。

また、本市では地球温暖化防止対策の一環として、市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援するため、平成20年度より住宅用太陽光発電施設を導入する者に対しまして、上限12万円の補助金を交付しておりますが、本年度の補助につきましては、4月から5月末まで2ヵ月に既に48件、当初予算600万円の88%ということで申請がありまして、残りわずかとなっておりますので、このことから、この6月議会におきまして300万円、約25件分ござ

いますが、補正予算を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。以上で
ございます。

議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

1 番（堀岡敏喜君） 時間が超過しておりますので、特に異論はございません。よろしくお
願いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は11時8分です。

~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

1 2 番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、核兵器廃絶と原発などの核被害から国民と
市民を守ることにについて市長にお尋ねいたします。

東日本大震災は、地震と津波の災害の恐ろしさとあわせて、日本ではチェルノブイリやス
リーマイル島のような原子力発電所による深刻な核災害は絶対に起こらないとされてまいり
ました原子力の安全神話が一気に打ち破られることになりました。五重と言われた安全装置
が短時間に壊され、大気中にも海中にも大量の放射性物質がまき散らされ、チェルノブイリ
級と政府が認めたときに比べても、実際には2倍もの放射性物質が自然界に放出されている
可能性があると言われております。水道水、農産物、海産物の放射能汚染による食の安全や、
日常生活の中の放射能汚染から子供を守ることへの不安が広がり、放射能物質を含んだ雨水
を処理した東京都などの下水処理場の汚泥や焼却灰からかなりの放射能が検出されたことか
ら、再利用が中止されただけでなく、場外への処分のための持ち出しもできなくなっている
ことがニュースで報道されております。3ヵ月たっても原発事故の収束の見通しが見つからない
ことが、直接の被災地の救援活動や復旧活動の大きな障害となっているだけでなく、東北と
首都圏の日常生活や日本じゅうの経済活動、観光などを大きく阻害する要因となっております。
核戦争や核兵器以外でも、こうした核、原子力による災害が重大事態を引き起こし、国
内だけでなく世界じゅうから、一日も早い事態の収束と被害を最小限にとどめるための手だ
てをとること、日本と世界の人々が安心できる対策に向かって前進することが、その災害を
発生させた国と国民の立場で強く求められているという思いから質問させていただきます。

最初に、平和都市宣言を可決したまちとして、核兵器廃絶と平和を求める市の取り組みを
発展させることについてお尋ねいたします。

弥富市は以前は弥富町でございましたが、その問題が本格的に住民と議会や行政の場で議論をされましたのは、佐藤町長時代に、長年にわたる国際的な市民レベルの平和運動などの求めで、国連の軍縮総会で核軍縮が正式の議題となることが決まり、被爆者団体、広島・長崎市長や日本の平和市民運動が力を合わせて、広島と長崎からのアピールという核兵器廃絶を求める国際署名を呼びかけられたときでございました。一般住民の方の署名とあわせまして、各町内会長、消防団長から教育委員長、町長、議長に至るまで各種団体長も署名され、町議会でも、日本政府が軍縮総会に向けて積極的な役割を果たすことを求めるという趣旨の意見書を全会一致で可決しました。

その後の町長・市長も、こうした住民の意思を大切にし、発展させてまいりました。

昨年5月の国連総会での核不拡散条約再検討会議に向けて、日本政府がさらに積極的な役割を果たすようにという趣旨の市議会の意見書につきましても、十四山地域から選出されておりました議会運営委員の方が、こういうことは超党派で進めるべきだと意見を述べ、議会運営委員会によります意見書提出とし、全会一致で可決されました。

昨年の議会で杉浦敏議員の、中学生の平和教育のために広島への派遣を、服部市長も平和市長会へ加盟をと求めたのに対し、広島に中学生を派遣していきたい、市長会については前向きに考えていきたいと答弁がございました。その後、他の議員の方からも、大変よいことだが、戦争の苦しみを知らない先生たちが戦争のことを伝えるということは大変なことで、十分な事前・事後の対応もした効果的なものとされたいとの提言もあり、教育委員会や先生方の中で御苦労が重ねられ、立派な計画がつくられ、実行に移されておると聞いておりますが、必要なときには広報などでも広く市民に公開し、生徒たちとともに私たちも学べるような社会教育のプログラムも考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。これが質問の1点でございます。

続きまして、市長会への加盟につきましては、私が質問を準備するときには、この市長会のインターネット情報では市長の加盟が公開されておりましたが、お尋ねしましたら、既に加盟の申請をされておられるということをお伺いしました。ぜひ多くの首長の皆さんと交流を持ち、積極的な役割を果たされることを期待いたします。

三つ目は、昨年の国連の核不拡散条約再検討会議の前進を受けまして、広島・長崎両市長、被爆者の方、大江健三郎氏や益川名古屋大学特別教授らが、すべての国の政府に速やかに核兵器禁止条約の交渉を開始するよう求める核兵器の全面禁止のアピールの国際署名の運動を呼びかけておりますが、これにはパン・ギムン国連事務総長からも、この成功のためにと特別のメッセージが寄せられております。弥富市でも一人でも多くの市民の方がこの署名に賛同されますよう市長もぜひ御尽力されることを求めますが、御見解をお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

東日本大震災の福島第1原発の事故におきましては、改めて原子力事故ということに対する放射性物質の脅威というのを感じておるわけでございます。3ヵ月たった今においてもまだ原子炉を制御することができないという状況で、地元住民の日常生活はもとより、国民生活、あるいは産業界に大きな打撃を与えているところでございます。まさに原子力発電所における安全神話の崩壊でもあります。そして、次から次へと新しい情報がまだまだ出てくるという状況における東京電力の企業の体質も問われるところでございます。このような状況の中、政府は原子力緊急事態宣言というものを発令され、その収束に向かわれておるわけでございますけれども、まだまだ事が進んでいる最中でございます。今回の事故に対して、昨日も全国市長会の中で地元の市長さんが切実なメッセージを寄せられ、心を打たれるところでございます。私どもといたしましては、緊急決議として、国の責任による一刻も早い原子力発電事故の収束と被害の賠償をすること、そしてまた原子力関係施設にかかわる安全対策の徹底と防災対策の強化を決議したところでございます。死の灰に対する恐ろしさというのがこれ以上広がらないように早く手を打っていただきたい、そんな思いでございます。

2点目における核兵器廃絶へということでございますけれども、この問題は非常に難しく、核兵器廃絶に対する政治的な側面、あるいは核の抑止力等々の問題の側面もあるかと思えますけれども、私は、核兵器廃絶の世界平和の側面から御答弁をさせていただきたいと思えます。

核兵器廃絶の取り組みにつきましては、世界で唯一の被爆国であり、そのことを全世界へ伝え、後世にもしっかりと伝えていかなきゃならないわけでございます。世界から核兵器がなくなることを強く願っておるところでございます。先ほど三宮議員も御指摘のとおり、私ども弥富市は平成11年3月に平和都市宣言をいたしました。そして、今年度から平和市長会議への加盟をいたしました。そして、つい最近6月1日、事務局から正式に加盟登録できたということ連絡いただいたところでございます。核兵器における悲劇が地球上で二度と繰り返されないように願うとともに、加盟自治体団体は、今、日本ではおよそ900自治体がございますが、ともに平和推進のために活動・協力していきたいと思っております。そして、平和的な側面という中では、議員御指摘のとおり、本年はこの秋、中学2年生の広島派遣研修をお願いしたところでございます。被爆地である広島を訪ね、核の恐ろしさ、平和のとうとさを生徒に肌で感じていただけるものと強く考えております。また、この研修が終了後、私どもとしては青少年健全育成大会の中でその御報告を申し上げ、議員の皆様にも御参加をいただきたい、そんな思いでございます。

原発災害をなくし、国民の安全性を守れということでございます。まさにそのとおりでございます。原発災害をなくすことについては、今回の事故が徹底的に検証され、あらゆる

事象を想定して事故防止策を講じていかなきゃならない、住民・国民の安全確保を徹底して守らなきゃならないということがあるわけでございます。そうした意味におきまして、5月6日、菅総理の要請に基づき、中部電力の浜岡原子力発電所の運転を停止した中部電力の大英断に対しては、私も大変感謝を申し上げる立場をとっているところでございます。このことは、他の地区における稼働停止というような大きな対応になっていくのだろうというふうに思っているところでございます。核の平和利用というような状況の中では、5月末にフランスで行われたG8でその論議がされたところでございます。原子力発電に向かうそれぞれの国の温度差はあるようではございますけれども、安全管理に対する徹底、あるいは安全基準の明確化ということに対しては、一致したところではないかと思っているところでございます。

また、原子力発電所にかわる代替エネルギーへの転換ということが今叫ばれておるところでございます。自然エネルギーへ転換をしていく、いわゆる太陽光発電であったり風力発電での電力供給が今望まれるわけでございますが、これは一度にはなかなかできないものでございます。産業の問題、あるいは住民の問題等々を考えていかなきゃならない。30%以上が今まだ原子力発電に頼っている状況でございますので、時間の経過とともに計画的に進めていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。政府は、この代替エネルギーへの転換に対しては、現在の構成基準が9%と聞いておりますけれども、2020年にはそれを20%まで代替エネルギーで電力供給をしていきたいというふうに申されております。そういうような状況で電力の供給が大変厳しいわけでございますけれども、我々としても節電に努め、協力していかなきゃならないだろうと思っております。三宮議員の御質問と若干ずれた答弁になっておるかもしれませんが、いずれにいたしましても核兵器廃絶に伴う原発事故から学ぶことは大変多くあるというふうに思っております。今後の国民の安全ということに対して、いま一度この核の問題を我々は考えていかなきゃならない時期だと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私、分けて質問をするつもりで、特に核廃絶の問題でお尋ねはしたわけですが、市長は、次の通告にありますので、そちらの方も含めてお答えになられました。ここに毎日新聞の5月21日付のコピーがございます。これは著名なジャーナリストでもございます岩見隆夫氏、その政治的・思想的立場は私どもとはかなり差がある方だということも皆さん御承知だと思いますが、この方が署名入りのコラムで「近聞遠見」という欄を毎週土曜日に持っておりますが、この中で、「今、原発に対するさまざまな情報がまちにあふれているけれども、どれも隔靴搔痒の感があって、この国難の乗り切りに不安が増すばかりだ。そんな中で、5月14日付の共産党の機関紙「しんぶん赤旗」に3ページにわたって掲

載された不破哲三社会科学研究所長の「原発災害講義」は出色だった。日本の原発について歴史的・体系的に振り返り、何しろわかりやすい。不破が同党の書記局長、委員長時代、三木・大平・鈴木・小淵の四つの自民党政権下で追及してきた実績が講義の裏づけになっている。二十数年間、原発災害という同じテーマで質問し続けた唯一の政治家だ。長年の論戦の実感として、不破は、質問に答える政府側が原子力の問題をほとんど知らないで済ませていることにあきれ続けたと述べている」としまして、その後、「それから35年たっても、原発の後始末の面では何の手も打たれていない。だから、原発はトイレなきマンションと言われてきた」と語ると。最後に、岩見氏がこの講演の不破氏の提起に対して、二つの提起をしていると。原発からの撤退を戦略的に決断することが一つ、二つ目は、安全最優先の権限と責任を持った原子力の審査・規制体制を緊急につくり上げる。撤退しても後始末に少なくとも20年ぐらいかかるからとして、2は全く当然だと。1は国民的な討論が必要になる。原子力への理解を深めるためにも不破講義の一読をお勧めしたいと。分量は原稿用紙400字50枚ほどだというふうに紹介をしていただいておりますが、私が市長にお尋ねをしたかったのはこのところでございます。

いろんなことが今言われておりますが、原発大国でありますアメリカやフランスでは、本当に事故が発生したときには、全権を大統領の指揮下で処理委員会が持って、軍も含めて指揮下に置いて全部の対策をとっていくと。原発には事故はつきものだというのでそういう対応がされているということですが、残念ですが、今の日本の対応は、事故は起こらないという前提で物事を進めてきたために、全くそういうふうになっていない。特に政府も産業界もマスコミも、少なくない科学者や私どもの、原発は大変危険なもので、しっかりした対策が必要だという提言は無視し続けてきました。ここに来てようやく、それは大変大きな誤りだったということをお認めの人々も出ておりますが、岩見氏も当然としております。この国としての本当に責任がある体制を確立するということについて、残念ですがまだできておりませんので、ぜひこれは市長会を初めとする地方六団体の皆さんが力を合わせて国に要請して、そういう組織も体制もつくって、収束に向けて世界じゅうの人々の知恵と力をかりて全力を挙げていくことと、実際に今、日本の原子力行政がどういうふうになっているかということをお互いに国民が理解して、どうあるべきかという議論を本格的に進めていくために、特に政治にかかわるもの、とりわけ地方自治で直接住民・市民と結びついて、その命と安全を守る立場の長の一人として、そういう議論が本当に必要な方法で尽くされることに積極的な御尽力をいただきたいと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少し前後したようでございますけれども、おわび申し上げます。

議員おっしゃるとおりでございます。今回改めて核の怖さというものを私たち国民は周

知しているところでございます。二度とこういうことのないようにしていかなきゃならないということは当然至極のことでございます。いろんな機会を通じてこの問題を我々としては提言すると同時に、現状どこまでそういったことがチェックされたのかということに対する検証もしていかなきゃならないだろうと思っておりますので、どうぞ議員の皆様方におかれましても、その団体の中から御発信もいただきたいと思っております。以上でございます。議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひ積極的な議論をし、十分な政治にかかわる者や国民の皆さんの理解のもとで一致をつくり上げていくために御尽力いただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次は、市財政の節約と電力の節約、CO₂の削減について、八穂クリーンセンターの運営の改善を求めることについてお尋ねいたします。

先日、環境事務組合を訪ねまして聞きましたところ、以前から渡邊議員などが強くその改善を求められてきたものでございますが、国もようやく、運転開始から10年を経過した灰の溶融固化によりますスラグをつくる施設はその使命を果たしたということで、補助金の返還を求めずに施設の廃止を認めるということを決めて、通知が出されてきております。組合としても新年度からの廃止に向けた準備を始めているということでございますが、実際にかかわった人々の率直な感想は、この施設はつくりたくなかったし、灰スラグの活用はできず、税と電力の無駄遣いだったという声が聞こえてまいります。

運転を中止されることで経費の削減が年間約3億6,000万円、電力消費が年間900万キロワットアワー節電できるという見通しを教えてくださいました。22年度はごみの余熱によります年間総発電量が2,500万キロワット、使用電力は約2,600万キロワットでございますが、そのうち900万キロワットが灰の溶融施設で使われているというものであります。ちなみに弥富市の使用電力の主なものは、22年度で小・中学校と社教センター、南部・白鳥コミ、十四山スポーツセンターやグラウンドなど教育委員会所管のものが269万4,000キロワットアワー、庁舎が85万6,000キロワットアワー、それから総合福祉センターが59万8,000キロワットアワー、いこいの里が28万6,000キロワットアワー、十四山総合福祉センターが25万5,000キロワットアワーでございます。これだけで468万9,000キロワットアワーでございますが、保育所を初めとするその他の施設を全部合わせてもせいぜい500万キロワットというのが、弥富市の公共施設の年間総使用電力でございます。したがって、900万キロワットアワー節約することがいかに大きなものかを知ることができると思いますが、国は施設がその使命を果たしたとしておりますが、この施設を計画したときには焼却施設に溶融炉を併設することを補助金の条件とするなど、大幅に建設単価の引き上げが国の方から強く求められました。環境問題と、公共施設の国と大手プラントメーカーの癒着によります無駄遣いを追及する市民運動の

告発などもございまして、当時、実行予算295億円を建設費として計画しておりましたが、私たちがこのことを問題にし、予定価格を引き下げて入札し、252億円で三菱重工が落札して工事が行われました。それでも談合があったと公正取引委員会の認定が行われ、遅延損害金を含めて約20億円を弁済させたことは市長も直接御承知のとおりでございます。ここでも政・官・財の癒着が多額の税金の無駄遣いを行い、さらに10年間にわたって数十億円もの運転経費の無駄遣いをさせてきたものでございます。

今回の大震災により、市民の日常生活も、産業電力にも、この夏、電力不足が心配されることが大きな問題となっているときでもあり、その対応が求められます。CO₂の削減や予算の節約という立場からも、こうした非常時でございますので、もう役に立たないということを実事実上認めておるわけでございますので、市長会等を通じまして各事務組合や市町村が停止をして、こうした無駄な電力を市民生活や産業用に振り向けるように積極的に提言をしていただきたいと思います。御見解をお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まず、結論から先に申し上げますと、先月5月30日、八穂クリーンセンター運営協議会が地元の地連協を含めまして開催されました。環境事務組合より、灰溶融炉の廃止に向けての報告がその場でされたわけでございます。今後の予定といたしましては、平成23年度中に地元住民の御理解を得て、平成24年5月31日付で灰溶融炉を停止していきたい、そして廃止の手続を開始するというような状況でありました。

談合の問題は解決いたしましたので、ここの中では触れませんが、議員御承知のように、この灰溶融炉の設置目的というようなことにおきましては、焼却灰を高温で溶融固化することにおけるダイオキシンの削減、あるいは焼却灰を固化することにおける溶融スラグに対する利用への期待がありました。そして、もう一つ大きな目的といたしましては、先ほども議員が申し上げられましたように、この灰溶融炉の設置がごみ焼却炉施設の国庫補助金の交付要件になっているということでございます。

その後、いろいろとこの灰溶融炉の運営につきましては課題があったわけでございます。維持管理する上で莫大な経費がかかるということで、先ほど金額も議員がおっしゃったとおりでございます。私といたしましては、3億5,000万というふうに伺っているところでございます。その内訳といたしましては、いわゆる補修経費というのが大変大きな金額のウエートをしておりまして、物すごく高い高温で使用するものですから、その補修経費が1億7,000万ほどかかるというふうに聞いております。また、灰溶融炉に関しては、高い温度で固化していくものですから多大な電力を要するわけでございます。先ほど電力の問題につきましても議員から御指摘がありましたように、私は年間8,000万かかるというふうに伺って

おります。また、運転委託費で1億円ほどかかるというような状況でございます。いろいろな形で運営をしてきたわけでございますけれども、スラグのリサイクル利用が進んでいないことであるとか、あるいは温室ガス効果ということにつきましても、一定の条件をクリアしてきているというようなことでございます。

今後におきましては、この廃止に向けていろいろと準備が進んでいくわけでございますけれども、廃止への条件といたしまして、先ほど議員の方からも御指摘がありましたように、国庫補助金の返還ということに対しては10年の経過ということが言われておりますので、この経過以内にこの溶融炉を廃止するわけにはまいりません。そういう状況のものがあるかと思っております。そしてまた大きくは、地元の皆さんの御理解が得られないとだめだというふうに思っております。ダイオキシンに対する削減はしてきているわけでございますけれども、こういったダイオキシン等に関する地元の住民の皆様の理解をいただかなきゃならないというふうに思っております。今後の予定といたしましては、先ほども話をさせていただきましたけれども、23年度中に地元住民の皆様の理解を得て、平成24年から灰溶融炉の停止というような状況に、八穂クリーンセンターといたしましては、そういう方向で議会の承認をいただきながら進めていくということになるかと思っております。いずれにいたしましても、我々大きな負担をさせていただいておるわけでございますので、その負担は少しでも軽減していかなきゃならないということと同時に、多大な電力費に対する節電というものも求められるわけでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 灰溶融炉につきましては、この八穂の施設でいいますと、ごみそのものの焼却を一定以上の温度でやることから、ダイオキシンは基本的にそこで必要なところまで削減されるということでございますし、問題は、一番そのときにこれをつけるメリットと言われたのは、この処理をすれば、道路建設などの路盤材だとか埋立材料として使えるというふれ込みでありました。しかも、私どもの質問に対して環境事務組合、当時は衛生組合だったと思うんですが、三菱も、営業運転をしていると、そういう施設だということで説明がありましたが、その後、決まった後で、運転をしているという横浜市の鶴見焼却場を訪ねましたら、テストプラントが一つあるだけで、市の担当者にお伺いしましたら、少なくとも今ここで実験しておるけれども、今まで私たちが得た資料では、路盤材だとか埋立材として使えるだとか、そういう評価を得るまでには至っていないというのが担当者の説明でございました。したがって、結局、結果はほとんどそういうものとしては活用できずに、せっかく処理をしても産業廃棄物として埋め立てせざるを得ないということで、何のために施設をつくり、年間数億円かけてこの運転をしてきたかということが問われることでございますので、国はいろんなことを言っておりますが、本当にそういうものも含めて補助対象というこ

とでやってきた。先ほどの議論の中でも申し上げました原子力発電についても、安全だ安全だということで、科学者や国民の声を聞かずに強行してきたことと同じようなことがここでもやられて、特にこの当時は、公共事業に多額の資金をつぎ込むというようなことが国策としてやられた時期でございまして、そういう中で起こった問題でありまして、本当に今の置かれている状況を考えたら、私は、国、それからそういう施設でありながら、営業運転をしているものだということで売りつけた三菱の責任も問われなければならないものではないかと思っておりますので、ぜひ今の10年枠ということをごこの際取り払っていただくということと同時に、これほど大規模な電力の節約をしなきゃいかんというときに、年間900万キロワットアワーの節電ができるということについてはひとつよく御研究いただいて、全国に100幾つこういう施設があるそうでございますので、実際にいろんな条件をクリアして再利用ができるものも、そんなに多くはないんですがあるそうでございますが、新たにそういうものをつくるというのもまためっちゃくちゃな費用がかかりますので、当然廃止の方向でいくと同時に、こうした非常時にもっともっと機動的な方法で国や地方自治体に対応できるような方向での御尽力を御検討いただくわけにはいきませんか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

この八穂クリーンセンターの設備投資は、先ほど議員がおっしゃったとおり、250億というような概算の金額でございます。その内訳は、国庫補助金が95億4,000万、そして県費の補助金が3億7,000万、合計で99億1,000万でございます。そのうち灰溶融炉分については、約20億が補助対象になっておるわけでございます。そうした中で、今回の考え方においては10年条件ということが課せられておるわけでございます。10年以内は返還はだめだよというような形で、10年以上経過しているものに対して20億円の返還はということでございます。今議員がおっしゃった問題につきましては、組合管理者等に提案をしまいいりまして、検討していきたいと思っております。また、このような要望については、現在私がこの場で申し上げることはできませんので、管理組合等と施設管理者等々でお話し合いをさせていただければと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひそういう御尽力もいただき、本当に国民や市民が納得できるものにしていくということ、原発の問題もそうでございますが、そうしなければ本当に政治に対する信頼というのはどんどんなくなっていきますよね。そういうことで大変ですが、御尽力を求めます。

次の質問に移らせていただきます。

続きまして、障害者基本法の趣旨を生かし、精神障害者の処遇改善をということでお尋ね

いたしますが、これは、このさきの議会で杉浦議員も取り上げまして、そのときの市側の答弁は、県内の他の市町に比べても、県の制度に比べても市の制度は基本的にすぐれているので、当分このまま続けていきたいという御答弁でございましたが、私は、法の趣旨に沿ったものとしての立場からこの問題を取り上げ、今後の市の改善のための努力を求めるものでございます。

平成5年に障害者基本法が改正され、それまで治る見込みがあるという理由で障害者基本法によりまず給付を拒み続けてまいりました精神の障害や身体障害、発達障害に加えて、この障害者基本法による給付の対象に定められ、同じ程度の障害には同じ程度の国及び地方公共団体が支援を行うことが義務づけられております。そのときに広く配布されました資料の中に、精神障害者保健福祉手帳の1級は身体障害の1・2級に相当すると。2級は3級障害に相当する、3級は4級障害に相当する程度だと。これは、療育手帳のA B C判定と同じ扱いになっております。しかも、実際のその当時の患者等から考えた障害者の割合は、発達障害の療育手帳の数倍となるのではないかという見方も示しておりました。

高齢化が進行する中で、脳血管障害等に伴う認知症等もふえ続けております。にもかかわらず、多少増加してきているとはいえ、4月1日現在の弥富市の手帳保持者は、通常の障害者手帳が1,333名、療育手帳が262名、精神障害者保健福祉手帳は191名となっております。さらに、後期高齢者医療制度では、県の制度で精神障害者福祉手帳の2級以上を取得した者については全疾病の医療無料制度になると、後期に加入した場合ですね。当然75歳以上の人は、手帳を取得すれば無条件で全疾病医療無料制度になります。弥富市はそれに加えて、75歳以上の後期高齢者の精神障害者の自立支援医療の対象に認定された方につきましては全疾病を無料とするという独自の支援が行われておりますが、それ以外は精神の障害のみの医療費給付となっております。長年にわたる社会的な偏見などの問題もありまして、窓口で手帳取得を勧めることも大変難しいという状況がございます。税の減免や障害年金などでは以前から一定の支援の仕組みがございましたが、法改正から20年近くたってやっと後期高齢者のみが、身障の3級相当以上の手帳の取得があれば、県の制度によって一定の支援が受けられるという状態になりました。

自立支援制度給付の方は、市の独自制度での一般疾病が無料の対象になるようになりましたが、新しい制度でもございますので、私はこの間、特別養護老人ホームやグループホーム入所の方、それも家族に公務員を持っている何名かの、主に認知症で介護給付を受けているところを訪ねまして、医療費無料の制度があることや、あれば利用するかどうかをお尋ねしましたら、いずれも全く知らなかったと。それから、この話を聞いたのはきょうが初めてだと。そういう制度があればぜひ利用したいと、こういうふうにお答えされております。

愛知県の障害者医療制度は、私は全国でも最もすぐれたものの一つだと見ておりますが、

社会的にも正しい理解がおくれ、本人や家族が手帳の取得をためらったり、なおかつ国や県の制度から疎外されるようでは法改正の意味がなくなります。自立や社会復帰に必要な支援と位置づけ広く周知すること、64歳未満の手帳取得者を県の医療や身体障害者、他の障害との重複によります障害程度の繰り上げや手当の支給も含めて、県の制度の対象になるよう要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。市といたしましては、64歳未満の精神障害者保健福祉手帳2級以上、他の障害と合わせて身障3級相当となる人につきましては、せめて全疾病を対象とするよう、市の福祉医療制度の対象の引き上げをされることを求めますが、御見解をお伺いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。三宮議員が言われたことの繰り返しになるかもしれませんが、お願いいたします。

愛知県の助成制度といたしまして、平成20年4月より、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている方に、精神疾患の通院・入院に対しまして医療費全額の助成を受けられるようになりました。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている方が65歳になり、後期高齢者医療保険を選択した場合は、後期高齢者福祉医療受給者になることによりまして、全疾患の医療費が無料になります。弥富市単独事業といたしまして、精神通院の自立支援医療受給者証を持ってみえる方や、精神で入院してみえる方に対し、精神疾患の医療費の全額助成をしておるところでございます。また、精神障害者の方の手当につきましては、国と県の制度といたしまして特別障害者手当があります。愛知県としての精神障害者手当はありませんが、市独自の手当といたしまして、精神障害者保健福祉手帳を持っている方、1級の方は月額3,500円、2級の方は月額2,500円、3級の方は月額1,500円の精神障害者給付金を支給しております。愛知県に精神障害者手帳についてお尋ねしたところ、精神疾患の医療費の自己負担額の全額補助をしており、全国的にも実施している県は少ないとのことで、御理解いただきたいということございました。今後この件と、それから先ほどおっしゃいました周知の関係でございますが、医療機関、また担当者等に周知していただくように要請をさせていただきます。

次に、市独自の支援ということで最後に御質問がございました。

弥富市独自のこれ以上の支援につきましては、現状では他のサービスの見直しの関係も必要になってくると思っておりますので、今は現サービスの継続を第一と考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） もともと障害者基本法の改正というのは、国際的な障害者の支援の枠組みの中で日本の障害者支援はおくれているということで改正をされたわけでありす

が、そういうことで長年にわたって排除され続けた精神障害の方が、ようやく一定の障害者基本法に基づく障害者施策の支援が受けられるようになったわけでありますが、20年たった今も、今おっしゃられたように、よそはやっておらんという理由でおくらせているわけですが、少なくとも今愛知県は、65歳以上の人については、2級以上の手帳の取得をして後期高齢者医療制度に加入すれば全疾病を無料にしますということを認めたわけです。もともと国の、先ほども申し上げましたように障害者基本法では、同じ程度の障害については、同じ程度の医療を初めとしたさまざまな支援を国も地方自治体もやるということを決めております。したがって、県自身も同じ程度だということがある程度理解されているから、そういうことが現実にやれたわけですね。

市は、独自の支援を強化するというのもあって、以前から県の基準を超えた支援をしてきました。県下でも、そんなに多くはないといっても、かなりの割合で実際には全疾病を無料にしているところもあります。少なくとも弥富市は自立支援医療の対象は全部支援しているから、総体では多いという主張をされておるわけでありますが、少なくとも同じ程度の障害については同じ程度の支援をするという枠組みをきちんとつくっていくこと、特に前にもここでお願いして、市長も、65歳を過ぎた人たちに対する県の障害者手当について県が打ち切ったものについては、市長会の合意で県に再度要請していただくこともお決めいただいたんですが、認知症や、あるいは精神の障害で1・2級の手帳が出る状態の人というのは、やっぱりかなり重い人たちですよ。こういう人たちが、せっかく国が法制度を改正して、国は金を出さんから余計いかなのですが、ただ国の制度の中で、一定の条件の人たちには今部長が言われたようにそういう制度がありますし、それから年金制度はもう既にそういうものになっていますよね。そういうことを考えたら、この法改正された時期からそういう方向に踏み出すべきだったんですが、たまたまおくれておるといのが現状でありますので、こうした認識をきちんと皆さんも持っていただく、県にもお願いをして改善をしていくということですか、そういうものとしてひとつ引き続いてぜひ御研究をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 再度答弁いたします。

県の方への要請はもちろんさせていただきますが、私ども独自の考えといたしましては、足並みは県とそろえたいなと思っております。それが第1点でございます。

それから扶助費の関係でございますが、毎年毎年右肩上がりになっていくのが現状でございます。今の制度を維持するのが精いっぱいのところもありますので、よろしくお願いたしたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 納得できるものではありませんが、押し問答しておっても始まりませんので、日本の障害者施策の中で一番おくれている精神障害、そして手帳も、取得できる人、しなきゃならん人がまだなかなかしていないから、こういうところでおさまっておるわけですね。そういう中でやむを得ず手帳を取得した人がきちんと救済される仕組みを市でも県でもきちんと確立されること、国は、さっき言いましたようにあまり金は出ませんが、国の制度の中では年金制度も、それから特別重度のものについてもそういう制度になっておりますので、あとは、一番国民・住民と結びついた県や市町村がその責任を果たすことが問われている問題だということを指摘して、質問を終わります。

議長（伊藤正信君） では、休憩をいたします。再開は午後1時からということで。

~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時01分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） では、休憩前に引き続きまして午後の会議を開きます。

次に佐藤高次議員、お願いします。

5番（佐藤高次君） 5番 佐藤高次です。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

4月27日、中日新聞の記事の中で、愛知県において市街化調整区域の宅地開発規制緩和について検討がなされるようになりました。既に皆様方が周知のとおり、市街化調整区域には多くの規制がかかっています。規制がかけられるということは、当然それなりの理由がそこにはあります。市街化調整区域では、農業との関連においてがその理由として上げられているのではないのでしょうか。農地を守るために開発等に関する規制をかける、ここには食料の安定需給を最大の課題として、大きな河川を初めとする自然が長い歴史をかけて作り出した農業に適した肥沃な台地の確保、それを確実なものとするにほかなりません。さらには、近年は農業が持つ環境に対する相乗効果にも期待する側面も存在しております。さまざまな形の中で農業の方が付随されているのが現状と言わざるを得ません。規制することで数多くのものが守られていることは、紛れもない事実であります。今後も努力を続けていかなければならないと考えます。

しかし、その反面、規制することが大きな障害となる事実があることも認めなくてはなりません。行政としては、健全で安定した行財政運営を押し進めていく上では、優良企業の誘致や人口増加を目指した政策を作成していく必要性もあります。時代とともに社会環境が変化をし、住民の生活環境も大きく変化してきた中で、優良農地が耕作放棄地へと変わってしまう事例もあります。今や一つの社会問題となりつつあります。住民も食料確保、環境保全の

重要性を十分認識し、行政を挙げて取り組まなければならない問題であると思います。何一つ例外のない厳しい経済状況の中、日々の生活をしていくことで精いっぱいであり、まず自分自身の生活を安定させていくことが何よりの優先課題ではないでしょうか。住民一人一人の安定した生活なくして行財政の安定は成り立ちません。さまざまな思いがあるとは思いますが、少なからず財産である優良農地が生活していく上で重荷になってしまっていることも否定はできないと思います。結果として耕作放棄地となってしまう悪循環を生み出す要因の一つになっているのが現状です。

市街化調整区域に対する規制に関しては賛否両論あると思います。規制賛成の立場では、特に弥富市においては、農業が経済活動・文化活動の中心を担っている現状からすれば、突然に急激な変化をもたらすことは大変危険なことになると思います。規制緩和することではなく、今のままで企業誘致、人口増加に頼らない方針の上、厳しい行政改革を断行し、安定した税収入を確保する策を構築しなければなりません。また、規制反対の立場では、無計画な企業誘致、宅地造成を実施していけば公害やトラブル等の新たな問題を生み、慎重かつ適切な誘致政策を示していく必要性があります。さらには、効果的な農業振興策、環境保全策、それらを示していくことになるでしょう。正直なところ、100点満点の正解などあり得ません。双方それなりのメリット・デメリットがあるはずで、今、一つだけ確実に言えることは、今後をどうしたらいいのか、どうすべきなのかを真剣に考えなければならない時期であることだけです。今回のこの愛知県における流れは、大きなきっかけとなるべきものではないでしょうか。

この市街化調整区域の宅地開発規制緩和は、大村知事の掲げた公約の一つであります。今まで多くの行政のトップが構造改革を実行すると発言したものの、さまざまな要因で結実しないまま終えんしている事例が多くあります。行政改革、構造改革を断行することはそれだけ困難なことであることの裏づけではないでしょうか。構造改革を断行した有名な例では、小泉内閣での郵政民営化が上げられます。長年なじんできた行政機能を厳しい時代の変化におくれることのないよう、新しい時代へのシステムへと変換させていくためには大きな決断と勇気が求められます。それなりの抵抗もあるかもしれませんが、賛成か反対か二者択一で答えを迫るぐらいの勢いがなければ断行できないかもしれません。仮に結論を出すにしろ、十分な審議が行われなければなりません。住民にとって何が必要不可欠なのか、行政にはどんな無駄があるのか、それらを考えなければいけない状況に大村知事は身を置いておられます。「火事場のばか力」や「三人そろえば文殊の知恵」と言われるように、行政みずからがみずからを追い込んだ上で、従来の慣習やシステムにとらわれることなく、時には大胆な発想を取り入れることです。構造改革を断行しなければ、将来行政は行き詰まりを迎えることになるかもしれません。優良農地、市街化調整区域を多く抱える弥富市にとって、今回の規

制緩和の検討開始は大きなターニングポイントとなり得るものです。愛知県レベルでの構造改革に取り組む意気込みは、かなりの本気とやる気がうかがえます。大村知事からの弥富市への構造改革に対するメッセージであり、一つの提案だと私は受けとめております。

そこで、まず弥富市行政当局にお尋ねしたいことがあります。

今回この県レベルでの流れにおいて、ある一定の条件を満たした市街化調整区域については、各市町村の判断のもとで規制を緩和してもよいのですよというのが基本となります。今後県議会において審議され、条例化されるかどうか決まる流れになると思いますが、押しつけではなく、各市町村の判断が最終的な結論になります。そもそものスタートの段階で弥富市がこの件について肯定的なのか否定的なのか、仮に肯定的ならば、今後どのようなプロセスを踏んで実施されるのか、それがいつごろなのか、基本線となる考え方や認識について、また具体的なタイムスケジュール等、流れについて答弁をお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

市街化調整区域の宅地開発の緩和につきましては、条例につきましては愛知県議会が6月議会で提案する予定となっております。弥富市としましても、この条例に基づきまして事務を今後進めていく予定をしております。事務の流れにつきましては、条例の公布及び運用基準の詳細が示されます予定の7月上旬から、指定区域の素案作成作業を進めてまいります。この素案作成作業に当たりましては、地元調整や諸計画との整合が必要となりますので、相当時間を要するのではないかと思います。素案作成作業が終了しまして、その後、弥富市の案を決定し、9月中旬完成予定の弥富市都市計画審議会へ諮問する予定となっております。この審議会で承認された案により、愛知県に対して指定区域の申し出を行います。愛知県は市からの申し出を受け、土地対策会議の中で農林水産部との調整や開発審査会の意見聴取などを実施し、手続が済んだ区域について指定告示を行うことになっております。今後は、愛知県がある程度期限を決めて申し出を市町村から提出させることを検討していることから、指定期日につきましては現時点では未定となっております。しかしながら、県のスケジュールに合わせまして、いち早く指定がされますように市の事務手続を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清算員。

5番（佐藤高清算員） 県の手順に従って進めていくということであります。

それでは、一定の状況を満たした市街化調整区域となっていることから、この件について質問をさせていただきます。

市街化調整区域における宅地開発規制緩和を検討していく上で、どのような条件が提示されているのでしょうか。市街化区域と隣接・近接している、また市街化区域と一体的な日常

生活圏を構成していると明記されております。私も資料等を拝見させていただきましたが、すべてが言葉で示されており、言葉の意味は理解できても、実際の図面と照らし合わせても何も現実的なイメージが浮かんできません。私個人がここが対象になるとかならないかと判断したところで、最終的な結果は行政が行ったものです。この件が本格的に実施された場合、対象となる市内の市街化調整区域の姿が大きく変わることが想像され、姿ばかりか地域形成まで変えてしまいそうです。地域文化、地域コミュニティー等のあり方にも影響を与えることでしょうか。今、自分が生活する地域がどうなるのか、対象とするとかならないのか、住民の皆さんにとっては大きな関心事であるはずです。そこで、だれもがわかりやすく簡単に理解できるように、どこどこ地区とか、どこどこ町何丁目といったように明示していただく必要があると思います。市街化調整区域のどれだけが対象になるのか、具体的な地名や面積を数字であらわしていただくことは可能でしょうか。また、市の判断で、本来は該当する地域でありながらその対象から外すべきだと考える地区があるのならば、その理由もお聞かせいただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

対象となります地域、あるいは対象とすべき地域につきましては、愛知県が制定します条例の中で、次の要件のいずれにも該当する区域という予定となっております。1番目としまして、市街化区域に隣接し、または近接し、自然的・社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活を構成していると認められること。ただし、工業地域、工業専用地域の隣接地を除く区域、2.50以上の建築物が敷地間の距離が50メートル以内で連檐している区域、3.農振農用地の区域及び区域内にある土地の面積の合計が4ヘクタールを超える区域を含めない区域、4.溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域を含めない区域、5.区域内にある建築物の敷地の面積の合計が区域の面積の40%を超えている区域、6.区域内にある主要な道路が幅員6メートル以上で、通行の安全上、支障がないように配置されており、かつ区域外にある幅員6.5メートル以上の道路に接道している区域、7.下水道処理区域内（事業認可区域を含む）、または農業集落排水処理施設、もしくは市町村が整備した生活排水処理施設により汚水を有効に排出することができる区域、8.区域の境界は、道路、鉄道、その他の施設、河川、その他の地形、地物等、土地の範囲を明示するのに適当なものにより定める。以上申し上げました項目が要件の代表的なものです。弥富市において今回の区域指定の対象となる市街化区域は、筏川から北の市街化区域及び佐古木地区の市街化区域となり、このいずれかに隣接あるいは近接する区域になります。しかしながら、指定できる区域は、先ほど申し上げました八つの要件すべてに該当する区域となりますので、指定できる候補地につきましてはかなり絞られてくるのではないかと考えます。しかし、指

定区域の具体的な場所や指定区域面積につきましては、まだ作業に入っておりませんので、明確にここで申し上げることはできません。今後も皆様に対しまして、この件に関する情報提供をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） まだ面積と場所については確認がとれていないということでありまして、この問題につきましては県の条例の問題でありまして、県政との協力関係が必ず必要となるわけでありまして、したがって、市長の考えをここでお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤高次議員にお答え申し上げます。

この問題は、御存じのように、2月6日、愛知県知事になられました大村知事のマニフェストでございます。「楽市楽座」という中での楽市とは減税、そして楽座とは土地の規制緩和ということでマニフェストを掲げられたわけでございます。新聞紙上のお話、あるいは私どもから議員の皆様にも資料を提供させていただいたところがございます。また、今それぞれの要件、概略につきましては、担当課長が説明をさせていただいたところがございます。これは、5月24日の西尾張地域の行政懇談会が知事と私どもで持たれたわけでございますが、その中でも大いに話題となり、いろんな意見が出たところがございます。詳しくは県側の回答は、6月の議会で条例を定め、10月に施行するようなスケジュールでやっていくということとございました。内容とか運用基準については今後待たなきゃならないというふうになっておるわけでございます。

農地というのは議員が一番よく御存じかと思っておりますけれども、いろんな状況での農地があるわけがございます。昨今では、都市近郊の農地は環境あるいは防災面からも守れという考え方もあるわけがございます。一方、農業振興地域でありながら、なかなか農業そのものに対して大変厳しい環境があるものですから、これを緩和して見直してといったような要望も強いわけがございます。しかしながら、農地に対してはさまざまな縛りもあることも事実でございます。一つは農地法であるでしょうし、あるいは平成19年に施行されました改正都市計画法、こういったようなものが市街化調整区域、あるいは農地に対して縛りがあるわけがございます。そういった中では国の法律というものがあるわけがございますが、この国の法律の中にすべて農地という、それぞれの地域における農地ということが一緒になっておさまってしまっているというところに、今日的な、弾力的な運用ができないということになるのかなあという私自身の見解もでございます。

逆に私は、今回大村知事がこのように発信されているのは、愛知県から国に対してさまざまなことを要望されているというふうにも受け取っているわけがございます。県、市、町村、そして国という段階におけるこのトライアングルの関係を、県がリーダーシップをとって、

国としても農地というものをもっと弾力的な運用にしたらどうだということに対する大村知事の発信ではないかというふうにも思っているところでございます。

私どもの今後の取り組み方については、基本的にはこの知事のおっしゃっている規制緩和ということに対しては賛成でございます。大いに歓迎もしておるわけでございます。しかし、今後の取り組みについては、農地という緑の価値の重大性というものもあると思います。そしてまた、無秩序な開発の抑制ということも考えていかなきゃならない、そんなようなことを思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、6月24日からでしたか、ちょっと私も日程的にはわかりませんが、愛知県議会の6月議会があるわけでございますが、この中で県の考え方を述べていくというふうにおっしゃっておりますので、その成り行きは大いに注視していきたいというふうに思っております。いろんな形の中で農地が再検討されるということに対しては、私としても賛成するところでございます。いろんな要件を満たしていかなきゃならないということをお先ほど所管が話をしましたけれども、そういった条件に当てはまることを、条例が通り、あるいは運用基準が明確になれば、私たちとしてはその作業を急速に進めていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） この規制緩和について前向きにとらえていくという答弁でありました。弥富市において市街化区域内にまだまだ農地が残っている、いわゆる生産緑地問題、また市街化の進捗が悪いという状況が指摘されておりました。そういった中でのこの市街化調整区域の宅地開発規制緩和であります。先ほども都市計画審議会という諮問機関があるわけですから、そういった関係のところでも前向きに大村知事の掲げる公約の一つ、弥富市もますます発展するというので、農業等に支障のないような形で進めていただきたいと要望しておきます。

次に、防災ということで質問させていただきます。

この防災の質問につきましては、議員の皆が何度も何度も質問して、繰り返し繰り返し答弁を求めて、やり過ぎと言っても過言ではないというくらい質問すべきだと思っております。したがって、ほかの議員の質問と重なる部分があるかもしれませんが、答弁の方を正確にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

3月11日、東日本大震災の発生を境に、私たちの災害に対する意識は大きな変化を見せました。関東大震災の発生を契機に国を挙げての防災政策が始まり、阪神・淡路大震災により、その見直しがされました。この時点から揺れに対する備えが強化されたものの、今回の震災では揺れではなく、津波という脅威に変わりました。震災発生直後よりテレビ局は現地の映像を配信し、幸いにして大きな被害のなかった我々は、津波という自然の脅威が一瞬にしてまちそのものをすべて破壊し、のみ込んでいく映像を、ただ指をくわえて見守るしかありま

せんでした。

その映像を見た我々一人一人の中で、被災地支援、社会貢献という意識が強く芽生えました。特に我々は、伊勢湾台風の被害に直面した際、全国から多くの方々に支援をいただいた思いがあります。被災された方々に対して我々には何ができるのか、皆さん方それぞれが考えられ、行動を起こされたと思います。海拔ゼロメートル地帯という自然条件の中で生活する以上、個人でできる防災対策、行政としてしなければならない防災対策、それぞれの見直しや再検討をしなければなりません。そして、災害意識の強まりとともに、被災地支援に対する思いが強まったことも大きな意識の変化ではないかと思っております。今回の大震災では自然の驚異をまざまざと見せつけられました。我々人間は月まで行って帰ってくるだけの技術があっても、地震を確実に予知する技術はありません。幾ら頑張っても、最終的には人間は自然には勝てないことを思い知らされました。もっと自然に対して恐怖心を持つべきだと考えさせられました。そして、「想定外」「規格外」と表現されるように、自然の脅威に対して頭打ちを決めることは危険だと思うようになりました。

弥富市において、発生直後、市長を中心に防災安全課等の関係部署が集まり、対策本部を立ち上げられました。緊急地震速報が流れた際、同報無線により津波等の避難勧告がなされ、行政としての役目を果たされました。しかし、同報無線が流れた際、無線を聞いて行動を起こした人がどれだけいるのか。結果として、「これといったことがなくてよかった」との言葉で済みました。これが、もし東北と同じような津波が押し寄せ、木曽川を上ってきたとしたら、無線で情報を得た時点で行動を起こす人と起こさない人では生死の境になりかねません。個人間での災害に対する高い意識づけも必要だと思いますが、災害を防ぐ発想よりも、いかにすれば災害から逃れられるかに発想を切りかえ、免災に力を入れることの方が現実的で重要ではないでしょうか。

災害に対する認識が強くなっていく中で、このことは都市計画や開発事業にも大きく反映されていきます。ある意味、今後弥富市内に家を建てて生活したい、弥富市内に企業の機能を移したいと検討してくださる方々にとっては、海拔ゼロメートル地帯における災害対策がいかになされているか、安全をどのように担保してくれるのが最大の決め手となります。港や高速道路といったすぐれた立地条件を有するにもかかわらず、ただ海拔ゼロメートルというだけで大きなマイナス要因です。今回の震災を受け、災害に対する認識が大きく変わりました。弥富市をアピールしていく以上、海拔ゼロメートル地帯においていかにして災害から逃れられるか、どういった方針、施策によって安全を担保していくのかを今後の開発事業に反映させていくのか、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

今後の調整区域の規制緩和を進めるにおきましては、弥富市の都市環境を守り、よりよいものとして次世代に継承するため、災害対策の推進が必要となります。災害対策については、市域のほとんどが海拔ゼロメートル地帯であり、東海地震にかかわる地震防災対策強化地域や、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されることを受け、河川整備、流域対策の促進や市街地の耐震化、避難地・避難路となる空間の整備・確保を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできる災害に強いまちづくりを進めることが必要になると考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 災害に強いまちづくりを進めていくということであります。規制緩和されることによって、弥富市内に私的財産を持って住もう、また企業の財産を弥富に持ってこようとする決め手となる、決定的な安全なまちづくりをしていただきたいと思っております。

先ほど同報無線のお話をしました。防災安全課長に質問いたします。

きょうの日本経済新聞でした。東日本大震災で岩手の釜石のニュースです。3月11日午後2時50分に地震の第一報が同報無線で流れました。その40分後に津波警報の情報修正が流れました。この津波警報の情報修正を知った人はわずかな人しか見えないと。4割、8割に伝わらなかったという記事であります。日本経済新聞2011年6月9日朝刊であります。

この同報無線につきましては、ありがたいことに弥富市内に設置されまして時間がたつわけですけれども、やれ音がうるさいとか、声が大きいか、聞こえないとか、いろんな問題がありました。我々の手元に全国瞬時警報システム（Jアラート）といった書類をいただいております。10項目あります。4項目は総務省の案内であります。あとは気象庁の案内であります。10項目のうち7項目が、テレビ・ラジオで情報を聞いてくださいという瞬時警報システムです。全く生きるか死ぬかのときにテレビ・ラジオで聞いてくださいと、どこか矛盾しておるんですね。我々は戦争映画の記録映画を見るときに、「空襲警報」という記録映画を見ます。生きるか死ぬかです。これはもうサイレンの鳴りっ放しなんですよ。したがって、せっかくこの同報無線があるならば、生きるか死ぬかという災害が発生した場合、どこかのタイミングで全同報無線を鳴りっ放す、いわゆる昔の半鐘方式、アナログ方式、半鐘によって火事は近いということを我々は知らされております。そういった、音声ではなく、一斉にサイレンを鳴らすことによって周知させていただきたいと思うわけでありまして、この件について、この同報無線をさわることができるかできないか。死ぬか生きるかのときに鳴りっ放しにすることができるのか。万が一じゃないんですよ。今回は1,000年に1度ですから、1,000が1なんです。30年に1度という時間がもうどんどん迫ってきておるわけです。毎回あってはいけないんですけれども、最後の切り札として、このような津波が発生して弥富に押し寄せて、もう逃げなさいというときにテレビ・ラジオで情報をとってください

ということはどこか矛盾しておるんですよ。生きるか死ぬかのときはもう鳴りっ放しでいいんじゃないですか。その辺のところを、この同報無線の取り扱いについて答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今回の東日本大震災において津波の情報が刻々と変わっていったということで、当初は3メートルの津波だろうということで放送が流れて、それから最後には10メートル以上の津波だといったことが流れたということは聞いております。ただし、その段階で停電が発生したりとか、実際の同報無線が破損したのではないかということがありまして、住民の方々にそういった情報が伝わらなかったといったことが報道されたことは私も存じ上げております。

議員の御指摘のサイレンの関係でございます。現在のシステムで自動的に鳴らし続けることはできません。ただし、システムの変更によって対応できる模様でございます。また、手動であれば、サイレンは鳴らし続けることは可能でございます。音声で行うか、サイレンを使用するかといったことにつきましては、その場面に応じた放送を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 手動で鳴らすことができると。これはあつてはいけないことだと思います。サイレンが鳴り響いたときには、もうどうにもならないことが起きたというように周知していただきたい。

また、周知する方法について、これまた困った話であります。理事者側は、広報を使って1万6,000軒に発信しましたと、全員の方に周知しましたと。私の女房もそうです。自分の都合のいいことは「広報で知らされた」ですよ。年金を払うとか保険を払うとか、払う側になると「広報を読んでいなかった」と、全く都合がいいんですよ。ですから行政当局が、1万6,000戸の全家庭に周知するために広報に載せましたということには逃げ道があるんですよ。この部署の中でもそうですよ。集金する側はなぜ集金がおくれているんですかと尋ねると、いや連絡がなかったと。その対策のために、全家庭に封筒で全戸配布する書類を送ってみえるわけです。それをいただいた方は、こんなことをせんとしても広報に載せればいいんじゃないかというような押し問答もされてきた経緯があると思います。ですから、今のようなもう絶対的な困ったとき、危機が発生したときは、保育所、幼稚園、小学校から、サイレンが鳴りっ放しになったときは有事であるということを徹底して教育していただき、我々にも周知していただきたいと思っております。これは強く要望しておきます。

それから、既存の火の見やぐらの件であります。

火の見やぐらは昔それなりのハイテクということで、半鐘を取りつけて、半鐘の音によっ

て周囲に周知したり、連絡をとったりした手段であります。しかし、今いろんな形が変わってきまして火の見やぐらを撤去しようとしている中で、この火の見やぐらが一つの高台に今はなるんですよね。そうすると、当局は、液状化対策がしていないとか、危険だから壊すとか、危険なものは壊さないかんと思うんです。しかし、まだまだ使えるものはぜひ維持管理をしていただいて、あの火の見やぐらを残していただきたい。これも、デジタルではなくアナログという意味ですね。目の前に火の見やぐらがあると非常にありがたい部分があるんですよ、今となっては。海拔ゼロメートルがだめなときでも、戦争のときは穴を掘って命を守ったんですよ。今や同じゼロメートルでも、身を守るために高台を求めようとしておるわけです。ぜひこの火の見やぐらを維持管理して残していただきたい。要望としておきます。

続きまして、次の質問といたします。規制緩和の中で住宅地開発ということに絞って質問をさせていただきます。

今回の県が示した市街化調整区域の宅地開発規制緩和の案で、さきに発表された名古屋市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が大もとになっております。プランを拝見しますと、私個人が率直に思ったことは、弥富市は既に名古屋市に対してベッドタウン化の可能性を期待しているのではないのでしょうか。大村知事は記者会見でも、潜在的な住宅需要を掘り起こし、大きな地域の発展、景気対策につなげると発言されております。このことから、弥富の名古屋市のベッドタウン化を提案していただき、考える機会をいただいたと感じております。

ただ、それを受け入れようとしても、こちらの準備体制が整っていなければなりません。海拔ゼロメートル対策もそのうちの一つです。今の市内の市街化調整区域の現状ですべてが対応できるのか、疑問であります。安全を確保する上では、避難所や病院といった施設が重要となります。現在は平島地区に住宅がふえ、桜小学校がマンモス化をしております。第2桜小学校を設立するというところで進んでいます。災害が発生した場合、児童の避難誘導等安全が確保できるのか、緊急避難場所として学区内全住民の受け入れは可能なのか、無計画の開発ではこれらの点は担保されないはずで。また、海南病院もかなりの患者数を抱え、弥富市だけではなく、海部津島地域全域の救急医療の機能を担う使命があります。海南病院独自でも人工透析等の災害時における課題を有しております。さらには、市街化調整区域の排水設備は住宅化を想定して設計されてはいません。緊急時の避難経路となる道路の整備、緊急物資、食料の確保が可能なように、大型スーパー、量販店の誘致や協力体制、上げればきりがありません。先祖代々この地に住む者にとっては、海拔ゼロメートル地帯で生活するリスクは承知しております。しかし、弥富を選び、住もうと考えてみえる方に住みやすい安全なまちにするために、都市計画といった行政を挙げてのアピールが必要ではないのでしょうか。住宅地開発事業においてどのような形で防災・免災をリンクさせていくか、質問をさせてい

ただきます。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

弥富市は、海拔ゼロメートル地帯として水害対策、防災の歴史を有しており、集落地などに見られる治水の歴史資源や、水郷地帯としての地域特性を生かしたまちづくりが求められております。今回の指定区域の中に含まない土地の区域としまして要件の中で申し上げましたように、溢水・湛水・津波・高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域は含まないということになっていることから、指定する区域につきましては、水害に対応した避難地・避難路の確保、通過交通処理や緊急時の輸送、避難ルートを整備等、市の防災計画などを参考として、既存の集落地に対し災害に強い都市基盤整備に努め、安心して住み続けられる住環境づくりを行っていくことになると考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清算員。

5番（佐藤高清算員） 答弁が安全・安心まちづくりということで、何度も何度も同じ答えが出でくると思います。何回答弁しても、同じように安心・安全なまちづくりをすると、弥富市はこういう構えであるということを発信していただきたいと思います。

次に、企業誘致ということに絞って質問させていただきます。

住宅地での話と同様な部分もありますが、企業誘致の際との決定的な違いは、ある程度の整った形での広大な面積の土地が必要であること、幹線道路沿い等の限られた場所に絞られてくることにあります。行政が責任とれっきとした行動を示さなければ、公害等の問題が発生してしまいます。災害によって荷物等のコンテナが流出し、工場内で使われている化学薬品等の流出はないか、住宅地を誘致するよりも企業を誘致する場合の方が大きな利益を生み出しますが、半面かなりの危険性も背負うこととなります。いわゆるハイリスク・ハイリターンの関係になります。これこそ計画性を持って取り組まなければなりません。災害時、住宅地の質問で例として挙げさせてもらったこと以外に、そこで働いてみえる方々の立場を考えてみれば帰宅難民の問題が出てきます。また、電力供給がストップした場合、企業はいち早く復旧を求めます。震災後、福島原発事故をきっかけとし、エネルギーの地産地消政策は始めなければならないと宣言をしてみえる行政もあります。名古屋市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、名古屋港について、神戸や横浜ばかりでなく、釜山にも負けない国際的な拠点となり得ることを目指すとされております。名古屋地区の大きな柱を担っております港を抱える行政として、他の行政部署も足並みをそろえ、一致団結した協力関係を構築していかなければなりません。他の行政との関係という複雑な構造の中でより計画的な慎重な防災・免災対策が必要とされる以上、こういった形でこの防災・免災をリンクさせていく考えか、質問をさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

企業誘致の促進に係る開発行為の区域につきましては、住宅地と同じように、溢水・湛水・津波・高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域は含まない区域になります。弥富市の南部地域につきましては、既存の工業地域周辺における企業誘致に向け、ものづくり拠点として発展が期待される地域です。名古屋港の一翼を担う鍋田ふ頭や湾岸弥富インター周辺部を産業核として位置づけ、その周辺部一帯に新たな産業集積を図るなど、活力ある産業地域の形成を目指すこととなります。企業誘致につきましても、宅地開発事業と同じように、市の防災計画などを参考として、水害に対応した避難地・避難路の確保、都市間・地域間を連携する幹線道路の確保、地域核を形成する幹線道路網の整備促進など、これもまた同じように災害に強い都市基盤整備を図っていく必要があると思います。今後は活力ある産業地域の形成を目指すことになると考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少し補足をさせていただくために佐藤議員にお答え申し上げます。

私どもとしては、西部臨海工業地帯を中心といたしまして企業誘致を進めていくというのは、私ども弥富市の将来に対して大変重要であるということは間違いもないわけでございます。そういった意味におきまして、先日、名古屋港管理組合の選任管理者、山田さんとおっしゃいますけれども、防災計画、あるいは災害を予防していくということに対して、名古屋港管理組合も自治体の意見を聞きたいということの協議をさせていただいたところでございます。そして、ことは予算をつけて、名古屋港全体に対する調査を図っていくということになっておりますので、そういった防災対策も進めていただけるといふふうに思っております。

そして、今、高清議員もおっしゃいましたけれども、構成自治体との協議が非常に重要だろうと思っております。さまざまな防災計画のためにやってきたことも老朽化してきておるわけでございますので、新たなそういったようなものを、構成自治体を含めたところで県・国の方に要望していかないと、名古屋港あるいは西部臨海工業地帯の安全が担保できないというような状況にもなりかねませんので、そういった構成自治体、私どもであるとか飛島さん、そして名古屋、東海市、知多市、そういった中での協議をこれから持っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。ぜひこの地区が安全・安心なまちとして発展することを願うものであります。

この防災の質問に際して、やはり自助の努力が大切であると。今回の震災で、訓練をした

地域は生命が守られていたと。訓練を怠っていたところは犠牲者が多かったというような結論も出ております。先日、私どもの方に近所の方が見えまして、うちは平家だと。しかし、家の前に畑があると。ここにちょっとした家庭の避難場所をつくりたいんだけど、高橋さん、農地転用はせないかんですかと、建築許可はとらないかんですかと。それぞれ自助努力される傾向が出てきております。また、ここへ見える企業の方も、少なからず命の担保をつけるために、避難場所というものを確保しながら企業誘致を受けてみえる可能性もあるわけです。弥富市が受けて立てる、税金に対する免税の部分ができるならば、小さな面積ではありますけれども、私どもの近所の方が言われる、自分で高台をつくと。そういったところの税金は雑種地になるのか、免税できないのか、自助の努力によって考えてみえる方がたくさん見えます。そういった市民の要望にこたえていただけるよう、安心・安全な弥富市になることを願いまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 11番の安井でございます。私は、防災問題と保育所の件に関して二つ質問をさせていただきます。

その前に、皆さんもおっしゃって見えますが、東日本の大震災の被災者の皆さんに改めて心からお悔やみを申し上げ、お見舞いを申し上げたいと思います。一日も早い復興を心から御支援申し上げたいと思います。

日本共産党の中央救援本部には、震災後から5月末までに全国から6億6,000万円の募金が寄せられ、直接被災の県、市町にお届けしております。愛知からは議員を初め救援ボランティアたちが継続的に宮城県名取市、亶理町、山元町へ支援に入っております。弥富から杉浦議員もボランティアとして参加してこられました。詳しい話は杉浦議員からお話があるかと思しますので省きます。

では、本題に入ります。

まず一つ目、弥富市地域防災計画の見直しについて質問をいたします。

東日本大震災を教訓に、弥富市地域防災計画の見直しに当たって、防災についての地域住民の意識を高めたり、日常活動、訓練等をいかに充実させていくかを考えたとき、今度の見直しの防災計画には市民の声を反映した市民参加の計画見直しが必要だと私は考えます。地域防災計画が絵にかいたもちになってはなりません。見直しに当たって市の基本的な考えをお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 市民の声を反映した市民参加型の計画の見直しということでございます。現在、平成25年に国の中央防災会議の方から出されると思われます被害想定等を見ながら見直しを今後進めてまいるわけでございますけれども、現在はソフト面で何がで

きるかといったことの検討を始めているところでございます。現段階では、迅速に行うということがまず第一になるかと思っております。それを優先させていきたいと考えております。今後につきましては、市民の皆様方の声を聞きながらこういった見直しも行ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私の提案でございますが、例えば今度の防災会議の見直しでは、防災委員さんが見直しに当たられると思います。それで、この23年度の地域防災計画では防災会議のメンバーが25名となっております。担当課でお聞きしましたら、今後は15名でいくということでした。メンバーについてお尋ねしましたら、市長を初め海部南部消防署の職員とか警察署、それから中電、NTTとか土地改良、市からは議会の代表とか教育長、校長会の代表、女性の会とか、防災ゼロの会とか、こういう団体の代表が参加されると伺っております。私は、住民参加というのは本当に大事だと思います。防災については、やはり住民一人一人が意識を持って参加しないといけないと思うんですね。だから、防災アンケートに取り組んでいただくとか、自主防災会の代表も入っていただくとか、そういうきめ細かい皆さんの意見を反映したものにさせていただきたいと思います。このようなことを提案したいと思います。御検討ください。

では、次に移ります。災害時における避難所についてでございます。

私は、地域の皆さんに防災アンケートをつくってお願いいたしました。数は少ないのですが、今、回収の途中でございます。そのアンケートから、家族で生き延びることを最優先に考えようと話し合ったとか、十四山地区は津波が来ても逃げ場がない、字ごとに高い避難所をつくってほしい、こういう声がたくさん寄せられました。この声を受けて質問をいたします。

6月議会の補正予算に計上されました防災マップの作成は、市民の願いにこたえるものだと考えます。新しいマップは、緊急避難所として市長からお話がありましたように、100カ所を候補に選んで意向調査をし、同意を求める。それで、3階以上の鉄筋鉄骨のコンクリートづくりの建物から選ぶというような基準が決められたのでございますが、この基準の根拠はどうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今回作成予定の防災マップにおける避難所の選定基準でございます。

御存じのように、弥富市はほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であり、洪水ハザードマップをごらんいただければわかるかと思えますけれども、2メートルから5メートルの浸水予測地域が広くあります。このため、2階建てでは浸水のおそれがあるため3階以上の建物であ

り、地震を考えると、地震耐震基準を満たした56年以降の建築物で、なおかつ鉄筋鉄骨コンクリートづくりの建物を基準といたしました。

なお、津波についての御心配もあるかと思えます。東北地方ですとリアス式の地形ということでございまして、非常に津波が高く起こりやすい。また、逆に当市の場合ですと湾内にございますので、そういった地形につきましては津波が高くなりにくいという特性があるということをお伺っております。そういうことがございましたので、一応3階部分までの浸水というものは考慮せずに、2階までの浸水ということの中で3階以上のものという選定をさせていただいております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 東北地方でも想定外ということがよく言われましたが、この地域でも想定外になるのではないかと、住民の方からはそういう声が聞こえてまいります。

では、次に移ります。

アンケート調査の中では、歩いていける短距離の避難所をつくってほしい、これが皆さんの声でございます。それで、基本的には字単位で1カ所ずつぐらい避難所が必要かと思えます。この点については意向調査の結果もあるかと思えますが、どのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

それから、私が住んでいる地区は、近所の人たちが話し合っ、近くにある鉄骨3階建ての工場の持ち主に、災害のとき避難をさせていただきますとお願いいたしました。そうしましたら、快く引き受けてくださいました。必要な備蓄品も最低限度置かせてもらうことにいたしました。地域でお話ができるところは、避難所としての条件を満たしているところがあれば、住民の側から積極的に働きかけをお願いし、一時避難所として市の認定を受けることもできるのではないかと思います。先ほどのことと2点についてお尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所につきましては、やはり近くにあるというのが一番安心できることだと思います。ただ、弥富市の地形上、それから建物等を考えますと、なかなかそれが難しいというのが現実かと思っております。

また、地域のコミュニティーや自主防災会などで一時避難所としての場所の確保ができないかというお話でございますけれども、この問題につきましては、既に自主防災会として下之割の自主防災が取り組んでございます。数年前でございますけれども、地元のマンションと協定を結んでいただく中で、そういった一時避難を行ってもよろしいというようなことをお話しいただいているということで、市としては指定をしておりますけれども、地元との取り決めの中で行っているというようなことでございます。ほかの自主防災組織でも、このような例を見ていただきながら取り組みをしていただければ非常にありがたいと思っております。

ます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 自主防災会なんかがお話しして指定避難所となったところについても、一応市が認めていただくというか、そこら辺のところをきちっとシステムとしてやった方がいいのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現段階ではシステム化しておりませんので、そういったことを検討させていただいて、市の指定する避難所、それから地域の指定する避難所、そういったものに対して市からお願いするというような形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 地域によって、特に十四山地区とか鍋田の地域は平野で、高い建物があんまりございません。それで、高い建物がないところは、次の三つの提案をしたいと思えます。

まず一つ目、公共施設を今後建設する際には、避難場所の機能を持たせて建設していただくこと。例えば市長からもお話がございましたが、十四山中学校の武道場については耐震、避難機能を持たせるというお話が前回の議会であったと思いますが、このようにしていただきたいと思えます。

二つ目は、高齢化が進む中で、今空き家になっております中高層住宅を市が借り上げ、一定条件を満たせば公営住宅として市が助成をして、例えば年金の低い方でも支払いができる家賃として貸し出していただく福祉住宅としての役割を持ったものについても検討をいただきたいこと。

三つ目には、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道を避難場所として一時的に避難できるよう、関係部署に働きかけていただくこと。これにつきましては、仙台市若林区の高速道路には仮設の階段がつくられており、震災時には利用が認められ、5ヵ所に避難階段があると伺っております。

この3点について市の御見解をお尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 新たにできます公共施設につきましては、現在でも避難所として使用できるような設計がされているものと認識しております。

続きまして、空き家になっている中高層住宅についてでございますけれども、一般的に古い建物ということも考えられるかと思えます。耐震性等の問題がある物件も多いかと思っております。防災上という観点で言いますと、現在のところ、そういった考えは持っておりま

せん。

第3点としまして高速道路の問題でございます。高速道路上を緊急避難場所として活用できないかという御質問でございます。現在、NEXCO中日本と、電話ではございますけれども協議を始めております。人道的に立ち入りを拒否することはできないとの回答はいただいております。ただ、危険防止とか避難できる範囲や災害の種類、そういった具体的なものが詰めてある状態ではございませんので、今後詰めてまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 2番目の福祉住宅の件でございますが、耐震とか基準を満たしている住宅もあると思うんです。現在空き家になっているところも結構ございますので、そういうところについて、ぜひ市の補助をして、福祉住宅としての機能をつくっていただくことについて今後御検討いただきたいと思いますが、もう一度御答弁願います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員から、あいているところに対しては福祉住宅として公営住宅化したらどうかということでございますけれども、今回の私どもの防災計画の中では、先ほど所管の方からお話をさせていただいているように、やっぱり一定の基準をきちっと満たすものでないと、我々としてはそこを避難場所として利用していただくのはなかなか難しいだろうというふうに思っております。また、防災計画と、もう一つは恒久的な住宅という形になりますと、そこにはまた違った考え方をしっかりと考えていかなきゃならないというふうにも思っておりますので、そういったことにつきましては、私どもとしては現状は考えておりません。とにかく近いところで、市民の皆様が避難できる場所を優先していきたいというふうに思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員、質問の途中でありますけれども、ここで10分間休憩いたします。今14時5分ですが、14時15分まで休憩をいたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~  
午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開  
~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

安井議員、お願いいたします。

11番（安井光子君） さっきの3点の問題での一つ目でございますが、十四山中学校の今度計画されています武道館なんかについては、耐震、津波被害からの防災機能も持ったものになるのかどうか、その点についてお尋ねします。

それから2番目の問題でございますが、私の言い方がちょっと不十分だったと思うんです

ね。アンケートなんかを持って、障害者のおうちとか、それから高齢者で歩けない方、歩くのが大変な方のおうちへお訪ねしたときに言われたんですね。近所の人にもお願いしても、やはり避難は難しいと言われたんですね。だから、そういう方で御希望の方があれば、市が福祉住宅としてあいているところを借りて、避難所という機能じゃなくて、恒常的にそこにお住まいいただくと。避難所の役割も果たして、そういう考えでお話し申し上げたんですが、これについては今のところだめというお話でございましたので、今後御検討いただきたいと思います。

中学校の問題について御答弁をお願いします。

議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

教育部長（山田英夫君） それでは、今現在計画しております十四山中学校の武道場の件でございますが、こういった武道場につきまして避難所の機能を持たせたらどうかということでございますが、当然新しく建築するものにつきましては、今の建築基準法によりまして、耐震については十分そういった設計になるというふうには思っておりますが、避難所の機能を持たせるということにつきましては、今後設計に入ってまいりますので、そういった場面でどういうふうな機能ができるかということを一度検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思ひます。

では、次に移ります。

弥富市は、先ほどから何遍もお話でございましたが、ほとんどが海拔ゼロメートル地帯で、平成18年10月の地形図で調べますと、鍋田公園はマイナス0.7メートル、寛延公民館はマイナス1.7メートル、榎場マイナス2.5メートル、十四山保育所東マイナス3.4メートル、鮫ヶ地地内マイナス2.8メートル、白鳥小学校マイナス1.5メートル、全体に見てみますと十四山西部地区が低くなっております。当市で地震、津波や、それに伴う液状化現象などで堤防が決壊などすれば、浸水したままの状態になるのは御存じのとおりでございます。二次的な中・長期的避難所が必要となります。高層のビルでもライフラインが破壊となれば、中・長期的に居住することは大変困難になってくると思ひます。市は、二次的な避難所（市外への集団避難も含めて）についてどのようにお考えでしょうか。検討はされているのでしょうか、お聞かせください。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 堤防が決壊した場合ですが、場合によっては一月、二月、もっとそれ以上というような期間、全市が水没し、市民全員が要救助者になるという可能性もございます。現在、そういったものに対しては体制がとれていないのが現実でございます。

自治体同士でやる場合ですと、お互いの自治体同士の話し合いという形が基本になるそうです。ですが、そのような形のことではとても対応できません。県とか国に対しても、市や県を超えた避難所の確保の協力をお願いしてまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） あってはならないことだと思いますが、想定外のことも想定していかなければいけないと思いますので、ぜひ県やほかの自治体とも協力しながら進めていただきたいと思います。

では、次に移ります。

災害のための備蓄機材とか舟艇等について御質問いたします。ここでは、特に舟艇に絞ってお尋ねをいたします。

堤防の決壊等で浸水した場合、たとえ高いところに避難できたとしても、2次避難所へ行く移動手段がありません。市の防災計画を見ますと、折り畳み式アルミボート20艇、船外機20基、ゴムボート2艇、これは市役所と中山防災倉庫に置かれているそうでございます。十四山地区には一艇も置かれておりませんし、全体として余りにも少ないのではないのでしょうか。伊勢湾台風の時、多くの家が田舟を持っていましたので、3ヵ月水につかっている間、救援物資の配布や水くみなど、移動手段としてこの舟を使っていたと聞いております。一定数は必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 舟艇についてでございます。市の所有するものにつきましては、御指摘のとおり合計20艇でございます。そして、御指摘のとおり十四山地区には配備していないという現状でございます。しかし、市内に水防事務組合所有の舟艇が12隻ございます。うち6艇は十四山支所と海屋の水防倉庫に保管されております。緊急時には水防団も兼ねます消防団員等が活用することになります。また、本年度、小型ではありますけれども、舟艇2艇の購入予定でございますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 各避難所といたしますが、各地域、字単位ぐらいで1艇ずつぐらいは必要ではないかと思えます。本当に水が来た場合、その事態を考えますと、20プラス12で32艇、ゴムボートが2ですね。だから、もう少しふやしていただく必要があるのではないかと。来ないかもしれないということを想定してお考えでは、ちょっと安全面で大丈夫かなあと思えますので、これについていかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

今、担当の方から、ことし予算の中で2艇を消防団の組織の中に入れることをしております

すけれども、これは今回の東日本大震災については全然意識をしておりませんでした。我々としては、私自身もそうでございますけれども、風水害のときに船が非常に役立ったということをよく理解している者として、全体的な弥富市の防災計画の中にそういうものも必要じゃないかという中で、この春、議員の皆様にもお認めをいただいたものでございます。今後の船の問題につきましては、よく検討しながら、議員おっしゃるようにもう少し考えていかなきゃならないというふうにも思っておりますので、検討課題とさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次は、自主防災組織の現状と強化、弱者への支援体制についてお尋ねをいたします。

私は、5月6日、東日本大震災で液状化被害のひどい、市長や部長、課長さんも弥富市から行かれました千葉県浦安市へ、日本共産党の愛西、津島、大治町議らとともに視察に行つてまいりました。そのときのお話ですが、自主防災組織がしっかりしているところは、震災後の住民や市への対応がとてもスピーディーに行われて、住民に安心を与えたと聞いております。日ごろの活動や訓練が生きてくるんだということを強く感じました。弥富市の自主防災組織は、平成22年度で43整備されていると防災計画に記されておりますが、この計画に書いてございますその後の組織化、また準備しているところはどれくらいでしょうか、お尋ねします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 43から2カ所ふえまして現在45、自主防災の団体がございます。現在、4カ所ほど防災安全課の方にお問い合わせがあります。そちらの組織化の方もお願いしてまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） なかなか区切りが、地域によっては二つの自治会なんかと一緒にやってみるところもあるかもわかりませんが、自治会の数としては75ぐらいでよろしいでしょうか。そのうちの49カ所、準備も含めて組織されていると考えてよろしいでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今言われましたように、二つのところで作られる可能性もあるというようなこともありまして、現在、73カ所程度が最終的になるのではないかなという考え方をしております。そのうちの現在49カ所、45カ所が現実であり、あと4カ所が動きがあるというふうに御理解願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 市は自主防災組織に対して適切な指導・援助を行うものとする防災計画ではうたわれております。全自治会での早急の立ち上げが求められていると思います。

例えば先進組織との交流とか組織間の情報交換、交流を深めたりしながら、災害のときに機敏に対応できる組織としていかなければなりません。市の、より適切で強力な指導・援助をいただきたいと思いますが、この点でのお考えをお聞かせください。これは午前中の質問ともダブルところもあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御指摘のとおりだと思います。市といたしましても、現在ですと組織をつくっていただくことに関しましては、4月当初の区長会等で自主防災組織の重要性等のお話をさせていただきます。そして、その中で組織のつくり方、また組織に対する援助の仕方といったことについても説明をさせていただいております。また、午前中もお話しいたしましたけれども、3年ほど前になりますけれども、そういった自主防災組織に対する学習をテーマにした講演会等もやらせていただいております。今後もこのような取り組みを積極的に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 県がつくっております市町村災害時要援護者支援体制マニュアルに沿って、市は災害時要援護者の安全対策に関する計画の策定に努めるものとする、この防災計画ではなっております。当市は作成されていますでしょうか。

それから、午前中のお答えにもありましたように、弥富市ではひとり暮らしの高齢者のみの把握は行われているとお答えでございました。作成されているかどうか、お尋ねをします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 災害時要援護者支援マニュアルというものになりますけれども、これは平成17年3月に当時の弥富町の段階で作成しております。また、旧十四山につきましては平成16年に作成したものでございまして、現在そういったものがございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私は、愛西市災害時要援護者避難支援プランというのを見せていただきました。これについて作成されているのでしょうか。県の援護者支援体制マニュアルに基づいて市でこういうプランをつくるということでございますが、こういうのについてつくられているのでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今言われました愛西市のものは、私はよく内容を存じておりませんので申しわけございません。今言われましたプラン等については現在作成しておりませんが、かなり支援マニュアルの中で包括できる部分が多いかと思っております、それをもって準用させていただきたいと現段階では思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） マニュアルがつくられているのであれば、私もまだ見たことがございませんが、できたら全議員にお配りいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。愛西市の支援プランといいますのは、基本的な考え方とか、それからどういう方が要支援者の対象になるのか、例えばひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯がどこの地区では何人あるか、要介護3以上の在宅の方は何名か、身体障害者につきましては、視覚障害者、聴覚、平衡障害者、言語障害者とか知的障害者、精神障害者、難病患者、こういう詳しい数もつくられております。それで、避難支援の決定はどうするかとか、支援班の設置とその役割とか、避難に当たっての判断基準とか、こういうものが案外詳しくつくられております。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今のお話でございます。こちらの方にございます、弥富町になっておりますけれども、弥富町の災害被害者・要援護者の支援マニュアルでございます。こちらの方でデータの更新がしていなくて申しわけないんですけれども、先ほど言われましたように、現状で高齢者とか障害者の方は何名いらっしゃるかといったものもございます。これはお配りすることはできますので、コピーになるとは思いますけれども、お渡しする形でやらせていただきたいとします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、弥富市でもつくられているんですね。でも、数の更新とかそういうものがされないということは、ただつくただけというのでは魂が入っていないもんですから、作るだけではだめだと思います。だから、議員の皆さんにも一応お配りいただきまして、皆さんの御意見を反映しながらよりいいものに、ここでは障害者の方を病院へどういうふうに運ぶかとか、病人の方をどうするのかとか、具体的なことが書かれております。中に命を吹き込まないと役に立ちませんので、その点、前向きに御検討ください。お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） あってよかったなあと思っておりますけれども、弥富町の時代のことでございますので、随分中身の数字についても内容についても今とは変わってきているというふうに思っておりますので、いい機会だと思います。今日的なものに精査しながら、もう一度要支援者に対する支援プランを作成していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次に行きます。

災害時災害弱者、ここでは要援護者でございますが、特に常時介護を要する高齢者、重度

の要介護者、重度の障害者などは、通常の避難所で生活することはかなり困難だと思います。福祉避難所や福祉施設への受け入れが必要となります。例えば透析や酸素呼吸器、たんの吸引、経管栄養などの重度の障害者、また子供さんは、医療機関への移送が必要になります。福祉施設や医療機関などとの協議はどこまで進められているのでしょうか。さっきのお答えですと、恐らくまだ進められていないんじゃないかと思いますが、一応お答えください。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 議員御指摘のとおり、なかなか進んでいないのが現状でございます。福祉施設や医療機関等との協議でございますけれども、今後、福祉部門、防災部門が連絡をとり合いながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） どうして私がこのことについて強く申し上げるかといいますと、私が地域へ防災アンケートを持って一軒一軒お邪魔したときに、あるおうちへ行きました。そこはお母さんと娘さんの家族でございます。酸素呼吸器をつけて、経管栄養で重い障害を持っていらっしゃるおうちでございます。そこでお話しいたしましたら、地震が来たり水が来たりしたら例えば電気なんかも停電してしまう。そうすると命にかかわります。そのおうちでは、お父さんがお見えになったときは自家発電もやっていたけど、私、介護者1人ではどうすることもできません。どこかへ避難するというのも大変重い障害だもんだからできないし、このまま水にさらわれても、1人で置いていくわけにいかないから、介護している方も私もここでともに過ごすより仕方ありません。水にのまれても仕方ありません。こんな悲しいお話をさせていただきました。本当にいつ地震や津波が来るかわかりません。30年以内と言われておりますが、一日も早くこういう災害弱者と言われる方の立場に立って、どうしたら避難できるか、どうしたら命を救えるか、こういう方向をきちんと市が道筋をつけていくということが本当に大事ではないかと考えまして、この問題を取り上げさせていただきました。ぜひ一日も早いプランの作成、それから前に進む、そういうふうな方向をお示しいただきたいと思います。

次の問題に移ります。災害の予告発生時における、市民に対する緊急の広報活動についてでございます。

今、屋外の同報無線が、市民の皆さんから聞きにくい、聞こえない等の声がございます。例えば東海市などは、民間の放送業者、知多メディアネットワークと契約して、ラジオの機能と緊急起動信号を識別できるラジオを希望者に購入していただき、防災ラジオというのは1台2,000円だそうでございます。これを販売して、屋内で緊急の情報を受信できるシステムが入れられているそうでございます。ほかの市町でもこういうことはいろんな方法があると思いますが、弥富市でもぜひいろいろ研究したり御検討をいただいて、緊急災害情報が

正確に市民の皆さんに伝わるようにしていただきたいと思いますが、これについていかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 新たな伝達方法でございます。議員御指摘のようにミニFMと言われるもの等ございまして、いろんなことを各市が取り組んでいるようでございます。ただ、FMを持っているところを見ますと、結構大きな市が多いなというのが実感でございます。現段階では現在の伝達方法以外のものを具体的に何か考えているかというお話になりますと、まだ考えていない現状でございます。今後の検討課題になるかと思っております。

また、同報無線の内容について聞きにくいというお話でございました。これは御存じかと思っておりますけれども、放送内容につきましては、電話番号65-8517にかけていただきますと放送内容が確認できるということになっております。本年度に電話番号のシールを作成しまして、各家庭に張っていただいて、緊急時、回線等の関係もございましてけれども、聞いていただけるように電話番号の周知というものを図っていきたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、愛西市におきましても、どういうやり方がいいのか検討がされているようでございます。例えば十四山支所にできる消防署の集中拠点のところを中心に、同報無線などないところが協力して、FMをもう少し大きな規模で立ち上げてやるという方法もあるのではないかと、専門家の方にアドバイスもいただきました。いろいろな角度からぜひ御検討をいただきたいと思っております。

では、次の問題に移ります。

これは午前中も取り上げられておりますが、海拔ゼロメートル標識の増設と、避難所への案内誘導標識についてでございます。

伊勢湾台風を知らない世代がふえております。子供さんなんかは、標識、これわかるというと、わからんと。こんなところまで水が来るんだよというと、ええ、そんなに来るのとか、そういうお話が出てまいります。現在ゼロメートル標識は60カ所と伺っておりますが、各自治体単位ぐらいのよくわかる場所にぜひ1カ所ずつ、それプラスアルファを加えていただきたい。それから、新しく今回の防災マップに記載される避難所については、避難所の案内と、避難所はこちらという誘導標識を電柱などにもつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 午前中のお答えと重複するところも出ると思っております。ゼロメートル標識の増設につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいということでお話

しさせていただきました。午前中に堀岡議員からも見せていただきましたいろんなシール等、そういったものも考えていくべきかなあと考えております。

また、案内看板でございます。ことしに関しまして、民間の避難場所というのをお願いしていくという方向がございます。そちらの方の案内を優先させていただいて、その後に避難所までの誘導看板といったものを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。

次は保育所の問題です。保育を必要とする低年齢児、3歳未満児でございますが、この受け入れ体制について質問をいたします。ゼロ歳児から2歳児の入所希望者の増加と、その背景についてでございます。

昨今の新聞報道のように、名古屋市の保育所の待機児童の8割は2歳以下の子供と言われておりますように、当市でも低年齢児の入所希望がふえていると伺っております。この背景には、長引く経済不況、それに東日本大震災などの影響も加わって、仕事がなくなったり、不安定雇用による収入減などで、また住宅ローンの返済もあるなど、子供を預けて働かざるを得ない人たちがふえていることに起因すると思えますし、また男女共同参画基本法の施行などで女性の社会進出が進められてきたことなどにもあるのではないかと考えます。当市の今年度4月から6月の3歳未満児の入所状況、入所の予約も含めて、今後申し込みがあった場合、受け入れは可能かどうか、年齢別にお尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問に答えさせていただきます。

基本的な分析の部分につきましては、安井議員の見解は大変理解できるところがございます。それとあわせて、私どもでも分析しながら考えていることも少し補足させていただきます。

核家族化の進展により、家族による保育の担い手を確保することが困難になってきているという状況もあると思えます。また、その核家族化の小さな社会での子育ての不安から、早い時期から保育所を活用したいという傾向も昨今感じられております。そうした状況の中で平成18年4月と平成23年4月を比較した場合、ゼロ歳児で7名、1歳児で27名、2歳児で23名ふえてきているという状況でございます。今質問の受け入れについてですが、基本的には受け入れは可能です。ただし、議員も御承知のように、国の基準でゼロ歳児3人に対して保育士1名を配置する、1・2歳児については6名に対して保育士1名を配置する、そして3歳児については20名に1人、4・5歳児については30名に1人というように保育士の配置が定められております。そうしたことから考えますと、例えばゼロ・1・2歳児ですと、保育

士を確保しておっても定員がいっぱいになる場合、保育士を探すことになります。臨時職員を確保することになります。その間にタイムラグがあったりすると、そういう状況もお話ししながら、若干お待ちいただくことがあるかもしれませんが、そうした状況を読みながら早急に入所できるように、臨時職員の確保は日々努めているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 保育士さんの確保については、本当に走り回って一生懸命探していただくというのは常日ごろから伺っております。しかしながら、1歳児はまだ少しゆとりがあると思いますが、ゼロ歳児につきましては、ほとんどあきがないんじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

それで、私が伺ったところによりますと、ゼロ歳児は4月から6月の間に6名ふえてきております。1歳児は8名ふえております、4月と6月を比べますと。2歳児は6名ふえております。この2ヵ月ぐらいでこれだけの人数の申し込みがあるということは、まだこれからもふえていく可能性があると思うんです。それで、ゼロ歳児については特に厳しい。あと1人入れるかどうかということを担当課で伺いました。だから、これからふえていく子供たちの受け入れについて、保育士さんが見つからないからちょっと待ってください、ずうっと見つからなければ入れないということで市の方としては断られるんでしょうか、どうでしょうか。そこら辺の対応について伺います。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 基本的には、保育するのに必要な床面積というのがございます。その範囲内では受け入れていくというのが、保育が必要であるならば、それは任務ですもんで、そのために日々不足する臨時職員について確保していくということでございまして、大体何とか調整しながら対応してきているし、していく努力は今後ともしていくということでございます。以上です。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 先ほども言いましたように、職員の皆さんが、保育の申し込みがあるから、保育士さんがいないから探さなくちゃいけないと走り回って探していただいているのは本当に御苦労さまだと思います。しかしながら、泥縄というか、言葉が悪いと思うんですが、ふえたら保育士さんを探すとか、こういうやり方で市は本当にいいんでしょうか。今の保育所制度というのは、児童福祉法の24条、市町村の保育実施責任というのが法律で定められております。一定水準はきちんと保たなければいけないし、国・県・市町村がお金を出して、応能負担で親がお金を負担して保育を円滑に進めると児童福祉法ではうたわれておりますが、これについて今のような、去年もそうでした。必要とする方が申し込みに見えると保

育士を慌てて探すとか、こういうやり方が本当に子供にとっても、親にとっても、市にとっても、市の職員さんも本当に大変だと思います。こういうやり方でいいのでしょうか。私は、もう少しお考えいただきたいと思います。

それで、現在のこの状況を改善するには、保育士の採用をするときに毎年ここ二、三年こういう状況が続いているもんですから、1年間に恐らくこれくらい入所するであろうという子供の数を見越して、規模の大きい保育所については、正規の保育士さんを1人入れるとか、常勤的保育士さんを1人余分に配置するとか、そういうやり方で考えていただくより、この問題の改善・解決はできないのではないかと私は思います。そうしていただくことが、子供さんや親御さんの信頼とか職員の方の頑張りにもこたえることになりまして、親も安心できる保育所に子ども預けることができるのではないかと考えますが、この点について御答弁をお願いします。

議長（伊藤正信君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 安井議員の、ゆとりある保育ということで、職員を加配していただきたいという御質問に対してお答えをさせていただきます。

保育事業につきましては、保育環境の整備や待機児童ゼロの成果を継続するために、今、保育所の新設、そして保育所の建てかえ・増改築など、定員拡大に取り組んでおるところでございます。延長保育、障害児保育、私的保育、満6ヵ月児の受け入れなど、市民の皆様の保育ニーズの多様化に対応した施策をとっているところでございます。

こうしたニーズに対応するために必要となります保育士を、計画的に新規採用や非常勤の職員により配置をしております。現在、本市の正規職員数の3割を占める106名の保育士を正規職員として雇用・配置をしておりますけれども、定員管理上の制約もございまして、議員御質問の余裕を持った正規職員の配置等をするためには、多くの人件費、財源が必要となっております。より一層の保育所の運営の財源に、貴重な多くの税、公費の投入が必要となっております。一方、市の財政は今後も厳しい状況が見込まれておりまして、人件費や経常的経費の圧縮が求められてもおります。そうした中、本市におきましては、退職保育士の人材活用や効率的な非常勤職員の配置、保育士の登録制度の活用、勤務条件見直しなどに有効かつ柔軟に今後に対応してまいりたいと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 安井議員、時間が近づいてまいりましたので要約してください。

11番（安井光子君） 例えばゼロ歳児、あきはあと1名ぐらいしかありません。申し込みがふえてきた場合、市は保育士さんが見つからなかったらお断りをされるんですか。抜本的な、私が今申し上げましたように改善がない限り、お断りをするか、それともお待ちくださいと待機児童にするか、どちらかになると思います。私も、国の方が市町村に対して大変厳

しい集中管理とか集中改革プランとか、それから定員の適正化を図ろうとして、市の方もそれをやっておられるということはわかります。しかし、社会情勢がこういうふうになってきて、3歳未満児の保育をしてほしいという需要が大変ふえてきておる中で、住民の願い、市民の願いにこたえて市の保育行政を少し変えていただかないと、どちらを優先するか、国の言っていることを優先するのか、それとも市民のニーズ、社会情勢の変化によって起こってきているこの市民の声にこたえるのか。今まで弥富市は九つの公立保育所、それからいつでも申し込んだら途中でも入所できる、大変いい保育環境を整備するために一生懸命努力してきていただきました。親たちも本当に安心して子供を預けることができるということでは、本当に弥富市の大きな財産だと私は考えております。いま一度、私が提案しましたように、こういう方向への少しの転換を図っていただいて、市民のニーズにこたえていただくやり方を求めたいと思います。市長、お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 市長、簡潔にお願いいたします。

市長（服部彰文君） 時間が来ておるようでございますので簡潔に申し上げます。

大変厳しい経済状況、あるいは雇用情勢の中で我々行政がいろんなことを考えなきゃならないわけでございますけれども、保育士と園児の関係につきましては、その整合性が持てるような形で今後も検討し、努力をしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 安井議員、時間ですので簡単に。

11番（安井光子君） ぜひ一人の親御さんも子供さんも泣くことがないように、政策を少し緩やかに、保育士が少し緩やかに保育できるように検討いただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） ここで暫時休憩をいたします。3時5分から再開をいたします。

~~~~~

午後3時02分 休憩

午後3時07分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、本市の地域防災計画についてお尋ねをいたします。

今回の東日本大震災は、死者・行方不明者を合わせて2万4,000人に上る想定外の大規模な地震であり、うち津波による死者が93%に達したと言われております。震災から3ヵ月近くがたち、今も10万人を超える方が避難生活を送られていると言われております。そして、国の

中央防災会議によりますと、東海・東南海・南海の3連動地震は30年以内の発生確率が87%とも言われ、東日本大震災のマグニチュード9.0に迫るマグニチュード8.79であり、東海3連動の場合、プレートの南北のずれが東日本より長くなる可能性が高いとも想定をされています。また、新聞報道での群馬大防災研究センター長 片田教授の話の中では、もう午前中に服部市長からもお話がございましたが、片田教授いわく、今回の東日本大震災のように想定外の津波の対処は、とにかく逃げるしか手だてはないと言われております。犠牲者の分布を見ると、ハザードマップで浸水地域に住む人の多くは高台に逃げたのに対し、その周辺では多くの人々が逃げずに亡くなっていることで、この地域は津波が来ないとマップの想定を過信した結果でもあると言われております。特に避難が難しい高齢者や障害者、また子供たちといった弱者を守るためには、すぐに逃げることができる施設整備も必要になってくると思っております。

そこで、大規模な地震などの災害発生時に地域住民のための応急的な避難所ともなるのが、特に学校施設や各保育所がその役割を担っていると考えます。その保育所につきましては、保育所設置基準で児童福祉施設最低基準として、2階以上に保育室、また遊戯室といった園児の使用する部分を設ける施設はすべて耐火建築物としなければならないとあります。そこで、本市の保育所におきましては、おのおのすべて1階ないし2階建てとなっております。当地方は海拔ゼロメートルであり、さらにはマイナス地帯とも言われております。今回の東日本の津波において、高台に避難された人たちの多くが助かりました。しかし、当地は高台がないことから、不安を覚える方が多くいらっしゃいます。浸水から命を守る上で、園児を持つ保護者の方々からは、現状の保育所では不備ではないのですかとこの指摘もあり、今後は3階建て以上の建物とすることが強く求められています。地域環境を考える中で、避難所として適切な施設整備について市としてはどうお考えになりますか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の質問に答えさせていただきます。

議員が説明されましたように、重要な課題ということは大変認識をしているところでございます。弥生保育所等の新築をしばらく前にさせていただいたところですが、その防災の考え方を簡単に紹介させていただきます。

あその場所ですと前面道路で海拔マイナス1メートルほどでしたので、地盤の高さで海拔ゼロメートルのところまでかさ上げをいたしました。また、建物を避難所として使用できるように、計画当時の防災計画を参考に、避難所として活用できるように2階建てとし、耐震構造、耐火構造はもちろん、災害時でも電力が供給できるように自家発電装置を備えさせていただきました。

さて、3階建て以上の保育所の建築をという御提案でございますが、今後新築する保育所

建設におきましては、市の方で検討している地域防災計画の中に示される津波の想定などを踏まえながら、どのような施設が望ましいのかを十分考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。どうか今後津波などの被害にも対応できる施設として、整備等の御検討をよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

次に、災害時における避難対策と企業との協定、また締結についてお伺いをいたします。

1点目に、まず災害時における近鉄や名鉄、JRといった鉄道被害を考える上で、災害時にも鉄道交通が確保できるように、本市において海拔ゼロメートル以上の高架にして、安全な運行を図るべく取り組みをすべきだと思いますが、当局といたしましてのこうした取り組みへのお考えについてお伺いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今、近鉄、名鉄、JR線の高架軌道化についての御質問でございます。

こちらにつきましては、すぐにできるものではございません。しかし、災害時にも、鉄道も含め道路等交通網の確保は重要なことでございます。今後機会をとらえまして各社に対して要望してまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 鉄道における安全な軌道に対しまして、今、高架にするところがふえている、取り組みが進められているという中でございます。ただいま御答弁をいただきましたように、将来に向けて、また近鉄や名鉄、JRとの協力をしていただきまして国に要請していただくことを強くお願い申し上げます、次の質問に入ります。

2点目に、市の地域防災計画書の中で、災害時における応急対策への協力に関し、協定を締結している市内の各スーパーなどに市は協力を要請することができる云々でございますが、その協力要請とはどのような内容でございますか、具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在市で締結しておりますところでございますけれども、これは締結時の名前でも言わせていただきますと、株式会社マックスパリュスーパーセンター弥富店、株式会社ワイストア佐古木店、そしてウイングプラザパディー（株式会社ヤマナカパディー店と株式会社ヨシツヤ、弥富駅前ショッピングセンター協同組合の3企業で構成）及び弥富市商工会と協定を結んでおります。内容につきましては、主には物資の提供に関する

ものでございます。この中で弥富市商工会につきましては、物資を提供する商店のあっせんといったことが主になっております。また、屋上の駐車場のある場所につきましては、避難所としての利用についても協定内容に入っております。また、マックスバリュ等につきましては、駐車場スペースにつきまして水害等の場合は難しいと思いますけれども、そういったところの利用についても、協定で使わせていただけるということになっております。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

また、本市が作成されました地図の中に徒歩帰宅支援マップがございます。東海地震の発生が予測をされ警戒宣言が発せられた場合など、公共交通機関が停止をした場合に徒歩で帰宅をする方を案内するものでございますが、本市には近鉄、名鉄、JRの弥富駅があります。それぞれ利用する方は大勢いらっしゃると思います。弥富市民だけではなく、通勤や通学等で本市以外の方も多く利用されていると思います。災害により交通機関が停止になれば、帰宅困難者がふえ、また市内にとどまらなくてはならない人たちも出てくると思います。こうした人たちへの対応はどうお考えになりますか。また、これが夜間であったり、道路安全が確認できないときなど、徒歩帰宅もそうですが、避難所に向かうこともできないといった状況にはどう対応されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、交通機関が停止した場合でございますけど、この前の東日本大震災のときにも、東京あたりで2時間、3時間かけて自宅まで歩いたといったことがございましたけれども、原則としては徒歩によって自宅へ帰るということになっております。このための帰宅支援マップということでございまして、こちらにつきましては、コンビニエンスストア等に置いて、弥富市を通過する方、弥富で被災された方が自宅までどのように帰るかといったものをお示しするものになっております。このため、市民の方に配るということはございません。といいましても、先ほど言われましたいろんな状況によって、弥富の中にとどまらなきゃいけないといった方がたくさんいらっしゃるようになることは確かなことだと思います。そういった場合につきましては、具体的に今こういうものというのはございませんけれども、弥富の避難所に御案内して、そちらの方で、長期間ではございませんけれども、短期間の間でございますけれども、一緒に避難していただくといったことを対策として行わなければならないと思っております。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

午前中より市長の方からもお話がありました、日ごろからの防災訓練が本当に大事ななということも感じます。また、日ごろから危険場所の点検であったりとか、地元の防災マップ

などで安全確認をし合うということも大事だなと思うんですけども、先日、地元のそうした危険場所を示すというんでしょうか、地元の方たちが作成している自主防災会もありますよということをお聞きしたんですけども、そうしますと、作成をされていないところもあるかと思うんですけども、やはりこういう細かいところでみんなが安全を確認し合うということが大事だと思いますので、そうした地域に対してのそれぞれの呼びかけであったりとか、そうした地図を作成するという運動に対しての推進はいかがお考えでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 市といたしましても、市民の方には防災マップの配布を行ってまいります。実際に避難する場合、地元の地域の方が実際に歩いて、危険場所の情報を載せたマップを作成するというのは非常に有効な手段と思っております。議員も御承知のように、現在弥富の中でも2カ所ほど実際に作成しているところがございます。また、マップの作成の費用でございますけれども、こちらの方は自主防災組織補助金の中の防災資機材の中での対象にさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。これにつきましては、必要経費の85%までは、50万が限度でございますけれども、市の方の補助金対象になるといったことで御理解願いたいと思います。

また本年、県の事業でございますけれども、みずから守るプログラム地域協働事業というものがございます。こちらについて、非常時に、これは水害を想定したものでございますけれども、地元のハザードマップをつくるといったような事業が県でございます。本年につきましては、五斗山地区がこちらの事業に取り組むということでお伺いしております。こういったような制度等もございますので、御活用願えるように各防災会等には御案内差し上げてあるところでございますけれども、今後も一層そういった取り組みを行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） また、東日本大震災を教訓に、想定外の津波に備えまして、さきの議員の皆さんからの質問と重なるところではございますけれども、いろんな状況を考えますと、市の指定避難所やスーパーなど以外にも、一時的な避難所として提供していただけたところを今後、例えば3階建て以上の企業やマンションなどに協定要請が必要であると思いません。

ということで、この件につきまして質問をする通告をさせていただきましたけれども、先日、弥富市の新たな防災マップの作成についてということで、新聞でも発表していただきました。既に民間マンションなど100カ所ほどが緊急避難所として候補に選んであるということでございまして、これから意向調査に入るとございまして、そうしますと、これから決まっていくところで、避難所として協力をしていただけたところは案内表示をし

ていただくことであつたりとか、またマップ上にこうした避難所をお示しいただける方針だということでございますので、どうか住民の皆さんにわかりやすいお示しをしていただきますよう強くお願い申し上げます、次の質問に入らせていただきます。

もう1点は、水の災害防止対策として、海拔がマイナス地帯でもあるこの地域環境において、浸水防止のために少なくとも海拔ゼロメートルにすること、またそれ以上にするということで、かさ上げをして建築をする民家や企業の事務所などにおいて、今後市として補助してはどうかと考えますがいかがでしょうか、お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在、お話がありましたような補助制度につきましては、他自治体でどのようなものがあるという認識はしておりません。また、これは個人の資産に関するものでございます。現段階ではこのような補助金については考えていないのが現状でございます。

なお、これは地震対策ということになってしまいますけれども、木造住宅の耐震改修費の補助制度等ございます。こういったものを活用していただきまして、少しでも減災に努めていただくといった取り組みをお願いしたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 耐震化の補助対策だけではなく、やはり国の補助として、こうした災害防止のための補助も新たな取り組みとして今後ぜひ国や県に働きかけをしていただくことを要望させていただきます。市長、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） ちょっと補足させていただきますけれども、私も午前中、液状化というのが大変この地域の中で心配されるということで、今回浦安の方にも勉強させていただいたわけですが、液状化に対しての対策というのは、例えば民間でも、それから個人住宅でも、1メートル四方ぐらいのところに砂の柱を打ち込んでいくわけですね。あるいは、採石されたものを打ち込んで回りを固めてしまうということで、液状化で地面が揺れないようにしていく、また発生する水分が地表に出ないような形で、下の方へ落としていくということがその工法としてあるようでございますけれども、今までそういったような災害に対する需要がないものですから、実は業者の方が大変少のうございます。そういった中では、なかなかできるということに対しては時間もかかると思っております。

ただ、今回私ども浦安で勉強させていただいたのは、激甚災害という中で災害支援法があるわけでございますけれども、再建するために家を建てるというような状況においては、崩壊をした、あるいは大半壊というような状況で、住むことが全く不可能だというような状況に対しては、災害支援法によって国の補助があるわけでございます。しかし、液状化で家が

傾いたというような状況では実はその補助がないわけでごさいます、ここに大きな法の壁が今回いろんなところで出ているということでごさいます。私どもとしても大変心配するのが液状化でごさいますので、何とかこの法の整備をしていただきたいということが今後の課題として大きく残っておるわけでごさいます。今回、東日本大震災による液状化現象に対しては、内閣府の特別枠という形でその補助金が出るようでごさいます、私どもとしては、今後はいわゆる災害支援法の中で液状化に対する補助ということに対して法整備をしていただきたいと、強くこれからも要望していきたいということでごさいます。以上でごさいます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。

次に、アレルギー等に対応できる食品の備蓄推進についてお伺いをいたします。

初めに、災害救助用の備蓄品で、本市の避難所に備蓄されているアルファ化米の種類についてお伺いしたいのですが、種類は何でしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） アルファ米につきましては五目でごさいます。

2番（炭竈ふく代君） のみですか。

防災安全課長（伊藤久幸君） はい、そうでごさいます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） そうしますと、その五目御飯はアレルギー等で食事制限をされている方に対応ができるものでしょうか、お聞かせください。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 現在の備蓄につきましては、アレルギー対応のものではごさいません。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 今回の東日本大震災から3ヵ月近くたちました。避難所への食料供給は安定しつつあるものの、食事制限のある人たちには不向きな食品もあり、病気を悪化させる人も出てくるということでごさいます。特に腎臓病患者は、たんぱく質や塩分、カリウムの摂取を抑える必要がある一方で一定のカロリーが必要であることから、日ごろは低たんぱく質のお米を主食にしたり、野菜をゆでこぼしてカリウムを減らしたりするなど、食事には本当に気をつけていらっしゃると思います。腎臓病のために透析を受けている人、また植物アレルギー等で食事制限をしている方たちが、被災をして命を取りとめたとしても、避難所生活で食事制限ができないことで体調が悪化し、2次災害になってしまいます。先般のNHKのニュースでごさいますが、今回の東日本大震災で既に関連死が527人以上との報道がごさ

ました。高齢化社会であることで、食事困難者や、また食事制限者がふえ続けています。そうした中、2004年の中越地震をきっかけに普及され始めたのが、低たんぱく質のアルファ化米でございます。今回も被災地に届くようになり、腎臓病患者の方たちにとっては本当に喜ばれているそうです。

今までの防災対策は人口に対する量の備蓄であったことに対し、これからは質も求められていると言われております。先ほど本市の備蓄は五目御飯ということでございました。特に五目御飯であったりとかワカメ御飯というものは、味つけが濃くて塩分が多く含まれています。食事制限をされている方には非常に食べづらいというか、食べることができません。そこで、本市におかれましても、災害時の食の安心・安全を考える上で、このような透析患者や食物アレルギー患者に対応ができ、かつ健康者も食べられるという低たんぱく質米をぜひとも備蓄品に取り入れるべきだと思いますが、いかがでしょうか。当局のお考えをお聞かせください。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 今、御指摘の低たんぱくのアルファ米ということでございます。

アレルギーにつきましては、いろんなものがアレルゲンになっているというのが現状でございます。そういった方のことも考えながら、本年度より備蓄を行ってまいりたいと思っております。ただ、アルファ米でも、ほかのアレルギーにつきましては、現在販売されているのが23種のアレルゲンを排除したというものがございます。そういったものの備蓄も考えておりますけれども、アレルギーの原因については、先ほども申し上げましたように、人それぞれで違ったアレルゲンを持っているものでございます。安全性を考えますと、個人の備蓄の充実も重ねてお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） 今後調査をしていただきまして取り入れていただけるということでございますので、できるだけアレルギーにも対応でき、腎臓病の方たちにも対応でき、そして健康者の方も食べられるというものが実際出て、喜ばれているということでございますので、こちらの方の調査をしていただきまして、ぜひとも早い時期に備蓄として取り入れていただきますことを強くお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 次に佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、服部市長の政治姿勢及び重要な政策課題の展開等について質問をしてみたいと思います。

昨今の服部市長の政治姿勢及び言動については、時代背景からしても、また人間的にも疑問を感じる事が非常に多いと思うのであります。特に市民が疑問を抱き、ぜひ知りたいこ

と、市民が大変不安、心配していること、また最近服部市長になって弥富がどのように変わり、どのようによくなったのかと、市民から私に対して疑問を投げかけられることもよくあるのであります。特に今回の県議選を通じて、服部市長の異常とまで言われているような不可解な選挙活動により、大村愛知県知事との関係は大変不穏な状況にあり、今後の重要課題の解決に対して、愛知県との協力関係を心配している市民もおられます。3月議会では、私の申し上げた市長職の認識については真摯に受けとめると答弁がありましたが、果たして結果はどうであったのでしょうか。また、第2桜小学校の建設、入札問題を初めとして、昨今著しく議会軽視の傾向も目立つようになってきており、5年前、服部市長を擁立した責任者の一人として、支援者であった市民の方々のためにも、これらについて再度改めて服部市長の政治姿勢をただし、重要な政策課題の展開等についても対応を尋ねなければならない必要を感じておるのであります。

まず最初に、今回初めて弥富市から単独で県議会議員を選出できるようになり、候補者の擁立及び選挙戦を通じての服部市長の言動等についてただしてまいります。

昨年、当時の吉川愛知県議会議長から、愛知県議会において議員定数問題が検討されているが、定数削減の声もあるため、弥富市も市になったことであり、単独で1名配分されるように特別委員会の委員長等に陳情しておいた方がいいのではなかろうかというようなアドバイスを受けたため、全員協議会にてこの旨を話し、関係者に陳情した経緯があり、この旨の経過も報告されていたのであります。愛知県の条例では、県議会議員の選出は郡市単位となっているものの、大幅な定数削減が生じた場合、5万人に達していない弥富市の場合、特例措置により合区による選挙区も考えられるため、弥富市単独の選挙区を要望する姿勢を示すことは、意義ある、重要なことであると私は認識をしておりました。幸いにして、9月の愛知県議会の最終日に弥富市単独の選挙区が決定したのであります。

弥富市単独で県議会議員を出すということは、従来とは異なり、場合によっては弥富市にとっては大変有意義なことであるため、私は服部市長に、県・市のため、パイプ役として、また市長の市政運営にとっても有効になるように、市長が候補者を選んでみんなに諮り、みんなに支援してもらえるようにした方がいいのではないかと。弥富の名誉にかけて、ふさわしい候補者を責任を持って選ぶことが弥富のために一番いいというような意味のことを申し上げてきました。今回は知事選挙もあるので、とりあえず無所属で擁立しておいた方がいいということも進言しておきました。服部市長もうなずいて了承しておられました。

そこで、最初にお尋ねしたいのは、弥富市選挙区選出県議会議員の今後の活躍状況を評価する意味からも、従来とは異なり、弥富市にとって県議会議員の必要性や使命、効果等を服部市長はどのように認識しておられるのかを伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答えを申し上げます。

しかし、弥富市議会の場で県議選という極めて政治的な問題であります。少し私は、この市議会の議場としてはふさわしくないのではないかという気もいたしますが、お互いの意見あるいは主張を議論するのも議場でございますので、真摯に受けとめ、答弁をさせていただきたいと思っております。しかしながら、お互いが二元代表制の中で選挙によって選ばれた立場でもございます。その立場はお互いが十分に尊重していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、政治姿勢について御心配をいただくわけですが、私は、4年前の選挙、そしてこのたびの2期目の選挙におきましても、一貫してみずからの政治姿勢を実現するために努力しているところでございます。一つは、市民の皆様との対話を大切に、協働のまちづくりをしっかりと進めていく。そして二つ目には、公正で透明性のある市政運営に努めていく。そして三つ目は、大変厳しい時代が続いておるわけでございます。行財政改革を含めた新しい自主財源の確保ということに対して、市民の皆様、議会の皆様と一緒に努力していくということを基本的な姿勢としているところでございます。

二つ目に、お話の中で大村知事との関係を云々ということですが、大変不穏な状況であるということをおっしゃるわけですが、余りにも主観的・一方的な決めつけではないかなあと思っております。先ほども、知事とは地域政策懇談会でお会いし、弥富市の要望を数々させていただいた。そして、即答でいい返事をいただいた要望もあり、今後のスケジュールの中では、市の総合計画、都市計画を御説明させていただくお話もさせていただいたところでございます。また、8月には知事とのトップフォーラムにも参加させていただき、県・市・市長会等の懇親の場を深めていきたい。いろんな意味で御縁をつくっていくつもりでございます。もし不穏な状況と議員が思われるならば、私は議員のお力添えもいただきながら、市の発展あるいは市政の安心・安全を願うのは私も議員も同じ共通課題であろうというふうに思っております。経験豊富で、そして見識の高い議員の御協力を今後ともお願いするところでございます。

県議の必要性についての御質問でございます。

これは議員も御説明のごとく、弥富市で初めての選挙区としての定数1の選挙になりました。必要性は言うまでもなく、弥富市の発展、そして海部津島のさらなる連携強化ということの中で、市にとっても大変重要な選挙であります。

少し候補者擁立の経過を申し上げますけれども、ちょうど1年前になります。私は、佐藤議員に対しても、一緒になっていい人を擁立していただきたいという旨のお話をさせていただきました。そうしたら議員の方から、まだ早いから9月でいいのではないかという御返事でもございました。そして、先ほどのお話の中にありましたように、愛知県議会9月議会で決

定されたにもかかわらず、私は9月に再度その旨の話をさせていただいた記憶をしっかりと覚えております。そのときも、まだ早いという一言でございました。私は、候補者を擁立するには大変な時間と労力が要る、またその御本人の意思を強く持っていただく、そういうことが非常に大事だということを常々考えておったわけでございます。その後いろいろ皆さんと協議をいたしましたけれども、結果的には擁立はできなかったというのが現状でございます。

また、県議として使命あるいは効果ということについての御質問でございますが、言うまでもなく大変厳しい愛知県政でもございます。そうした中で、リーマンショック以来のこの愛知県政、財政、税収というのをいかに立て直していただくか、そういう使命感を持っていただくということが重要であろうと思っております。また、弥富市と県とのパイプ役でもあるわけでございますので、市の将来の発展を考えていただかなきゃならないというふうに思うところでございます。

また、三つ目といたしましても、私も首長としてしっかりと考えておかなきゃならないことは、市と海部津島の連携でございます。広域的な整備計画を進めていただかなきゃならないという中で大いに県議には期待し、擁立を志していたわけでございますけれども、結果として私どもとしては擁立することはできなかったということでございますので、御理解もいただきたいところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 大変重大な問題であるわけです。私は3月議会でも申し上げたように、弥富市は、私が町長をしておりましたときは弥富町ですが、県との深い関係の中で弥富町はそれぞれ発展をしてきたと。今後の弥富市も、同じように県政との関係を密にしていくということが非常に大事だと考えておりました。そして、私が早いと言ったのは、多少考え方の違いがあると思いますが、今るる申し上げましたように、弥富市単独で選挙区が決まるかどうかというのがなかなかわかりかねておったので、9月に決まりますまでは慎重に扱った方がいいと。9月に決まってからは速やかに決める方がいいというように申し上げてきたつもりであります。ですから、9月に決まって、10月には速やかにやれるような準備をしておられるということが必要であったと私は考えておるわけであります。しかし、なかなかそれらの私が申し上げてきたようなことが結果的にはできなかった。したがって、私は残念なことであったと思うわけであります。特に市長が真剣に取り組んでいれば、私は候補者の選出はできたのであると思っております。しかし、市長が反対したり応援ができないと言うから、市長の協力が得られない状況では出る人がなくなったというのが本当のことではなかるかと私は思っております。市長は大変言いわけやごまかし、約束を守ることができなくなるようなこともままありますので、そうしたことから疑惑や不信を抱く人も出てくるのは当

然のことでもあります。

結果的に市長が候補者を決めかねていたために、11月下旬になって浜田前県議が、弥富土地改良区の職員を自分の後継者として自民党公認で擁立してきたと、こういうように聞いておるわけであります。これについては、市長を初め議会の中でも批判的な意見が目立ち、せっかく弥富市単独でただ1人の議員を出す以上、現状の政局を考えて、無党派で他の地区にも劣らない、弥富市にふさわしい候補者を擁立する考えが大勢を占めていたと言えるのであります。そのため、市長みずからも候補者探しをしておられたことは事実であります。近隣の選挙区の候補者を見ても、津島市でも、愛西市、あま市でも、みんな町長経験者や市会議員、あるいは町議会議員の経験者、秘書等の経験者であり、時代の変遷が早く進む中で議案や議会運営等も十分に理解でき、政治活動のできる経験や実績を備えた即戦力として活躍できる候補者ばかりであります。弥富市としても、ただ1人の県会議員である以上、非常に重要なことで、行政経験者や事業経営者など同等に、またそれ以上に県会議員の職責は重要であり、弥富市のためにもそんなに甘く考えることではないと私は考えております。しかし、市長は自分の市長選挙を最優先に考えていたためにか、土地改良団体を取り込むためにか、一部の側近と考えられる人たちに振り回されてか、責任と主体性を持った真剣な取り組みをすることなく、候補者の擁立ができなかったことは事実であります。まさに政治認識の甘さであると私は思っております。

今回そうした中で、選挙区からしても浜田前県議は弥富市にはもはや全く関係がない。それなのに、引退する浜田前県議の後継者、自民党公認を表明している候補者に対して、弥富市長は推薦はがきに「弥富市長 服部彰文」という市長名まで載せ、演説会場では取ってつけたような筋道の通らない熱弁を振るい、私の後援会の人たちにまで直接電話をするという異常なまでの選挙運動を展開していたこと、その目的・理由は何であるか、私は市長に尋ねたいのであります。恐らく市民の多くの人も、このことを知りたいところであると思うのであります。説明を求めます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） いろいろとお話を伺うわけでございますが、話は話として聞いておきます。私も、候補者の擁立に対しては真剣に取り組んだわけでございます。しかし、先ほども申し上げましたように、候補者を擁立するということについては大変な時間と労力が要る。そして、私が推薦をすとか、あるいは応援をすという以上に、みずから強い意思を持って立候補の表明をしていただくことが一番だというふうに常日ごろから思っているところでございます。そうした中でしっかりと志を立てて、県とのパイプ役、あるいは県での御活躍を期待するものでございまして、私みずからの市長選挙云々ということについては一切関係がないところでございますので、申し添えておきます。

また、浜田先生のこととも言われるわけですが、今回の選挙は、私自身といたしましては異常でも何でもございません。異常ととられるのは、まさに佐藤議員のお考えであるわけでございます。県議選の状況の中で、私は自分の信念を持って、信念に基づき行動したわけでございます。また、その行動につきましては、市民の声はそれでよしとする理解を私はさせていただいておるところでございます。また、励ましの声をたくさんいただいたということも事実でございます。浜田県議はこの県議選をもって勇退をされたわけですが、私どもも弥富市も4年間大変お世話になった。そして、今までも海部津島の発展、そして安心・安全のまちづくりに大きく貢献をしていただいたと思っております。今後も海部津島一体となり、大所高所から御指導をいただければ幸いというふうに思っておりますし、このことは海部津島の首長の一致した意見でもございます。佐藤議員とは少し見解が違いますが、私はそのように思っているところでございます。今後とも一町民としてお元気で御活躍されることを望むところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 見解の相違という言い方をすればそれまでかもしれませんけれども、もし弥富市にとって本当に役立つ有能な候補者であれば、堂々と議会で紹介をし、議会からの支援を要請するくらいの手続をとった上で市長がそれなりの応援をすることであれば、お互いに理解もできるわけであります。しかし、議会には一度も何のあいさつ、要請もなかった中で、市長は議会でも関係者にも相談なく、一方的に勝手にあのような行動をしていたことは、服部市長に対する不信と疑惑を招くことは当然のことです。政治に関心を持っている人であればだれでも疑念を抱き、中には大村知事に直接服部市長の政治姿勢をただすように堂々とメールを送った、正義感に燃えた立派な市民もおられたのであります。その市民の方には、後日厳しい口調で小言を言ったと聞いております。

来年2月、また市議会議員選挙があり、中には服部市長が応援しているからと、市長に同調して応援しておった議員の方もあったようにも聞いております。しかし、政党政治でない地方自治では、その人物や市民の意向を十分調査・把握し、中立を基本に公正な行動をとることが当然市長としての常識と考えるのであります。衆議院議員選挙や参議院議員選挙のときでも、公正に全方位の対応を私は進言してきました。その結果、今まで大きな反発もなく、無事に来られたと思っております。そうしたことから私たちは、市長が市民派・無党派として円滑な市政運営にもお互いにみんなが協力をしてこられたことであります。これらが無投票当選にもつながってきたと私は思っております。

無投票当選したからと、市長が自分の力を過信してというか、うぬぼれが強くなって、身勝手な理由をつけてこのような選挙運動ということは許されるものではありません。市長は、著名な議員が私を誹謗・中傷しているが、そんなことを聞きたいですかと応援演説している

録音テープを私は聞きました。恐らく私が述べたことに対してのことだと思っております。市民の中から、市長は初め安藤ではだめだといって候補者擁立に奔走しておりながら、いつの間に佐藤さんに反対の候補者をあんなに力を入れて応援するようになったんだと言い寄ってくる人さえもありました。中には、一服盛られたなあというようなことを言って嘆いておられた人もあるのであります。

私は、このような市民にこたえて服部市長の政治姿勢を取り上げ、堂々と演説をしてきたのであります。現在も堂々と服部市長の政治姿勢を取り上げているのであります。姻戚関係とか特別にお世話になったとか、特別な義理とか恩義があった等とは考えられないのにあのよう選挙活動をするから、ますます疑問を抱く方も多くあるわけでありまして。その点、伊藤議長は、議会の長として最初から公正を保ち、双方にあいさつに行っている。でも、特定の候補者の応援は憤むからと、私たちにも話がありました。組織内の混乱を招かないようにするためにも、これであってこそ組織の長と言えるのであります。重要な政策課題を推進するためにも私心を捨て、個人的感情を抑えてでも、常に政局を考えた行動をとることが市長としては当然のことであり、すべての弥富市民を代表する唯一の市長として、その適格性を私は疑うものであります。今回の選挙を通じて、市長としての行動についてはどのように考えておられるのか、また今後市長としてどのように判断をされていかれる考えか、その点は市民も知りたいところであり、再度明確に説明をいただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） いろいろとおっしゃるわけでございますけれども、私も冷静な形でお聞きしておきたいと思っております。

先ほども何回もお話をさせていただきましたけれども、私の、告示後の選挙戦での立候補者に対する応援は、全体の選挙の状況というのを十分把握した中での行動でございます、それは、先ほども言いましたように、私の信念に基づいて行動させていただいたわけでございます。候補者とは何回もいろんなところでお話し合いをさせていただき、本人の政治姿勢、あるいは立候補に対する政策といったものを十分お聞きしたところでございます。議会へのあいさつ等はその人の判断でしょうから、私は何も申し上げることはないわけでございます。

また、私に対する市民の皆様が不信とか疑惑を招くとか、中には一服盛られたというような発言が今ございますが、全く失礼千万なお言葉でございます。よく昔から「人の口には戸が立たない」ということも言うわけでございますが、どうぞ言いたいことをおっしゃるがいいというような気持ちでお聞きしておったところでございます。私の行動、あるいはこの選挙戦の問題に対しては、何ら一点の曇りもないということをこの場で申し上げておきます。

また、こんなことはお話をしたくないわけでございますけれども、佐藤議員の方がいろいろお話をされるから私も申し上げなきゃならないわけでございますが、私は、大変残念なこ

とに、選挙期間中、多くの誹謗・中傷、そして罵声を浴びせられました。これは私だけじゃなくて、私の家族まで及んだわけでございます。全くひどい卑劣な行動であるというふうに申し上げておきます。これは相手の戦対の方から送り込まれたというふうに考えておりますし、固有名詞は出しませんが、ある意味では私に対する侮辱罪といったようなものにまで当たるのではないかなあというふうに思うところもあります。中に文章を書くことが大変好きな方がお見えになるということ、あえて申し上げなきゃならないということでございます。もっと選挙というものをいい方向で、本当に選挙戦というものが市民の方も十分理解できるような選挙戦であってほしかったということ、今思うわけでございます。

いずれにいたしましても選挙は終わりました。結果は結果として御存じのとおりでございますので、私もその日の晩にお話をさせていただいたわけでございますけれども、選挙戦にはいろいろなことがある。しかし、このときをもって対立から対話を心がけ、一緒になって新しい弥富のまちづくりをみんなでやっていこうということを申し上げたところでございます。そんなことに県議の必要性もあるし、市民・県民の声を聞いて自己啓発にいそしんでいただきたいという旨もつけ加えさせていただいております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 誹謗・中傷、私はだれがそんなことをやったのか知りませんが、はっきり申し上げて、市長がそういうようなことを言われるから私は今申し上げたのであって、そんな家族だとか何とかに誹謗・中傷したのは私どもの陣営では絶対ないと私は信じております。私たちは、一貫して弥富市にふさわしい、弥富市のために活躍できる候補者、知事との太いパイプ役ができる候補者を終始望んでいたものであります。

2月18日ごろだったと思いますが、大村知事誕生に大変活躍をされた大原議員から連絡がありまして話を聞きました。安藤君に話をしたが、あくまで浜田県議の後継者として出ると言っていると。弥富から出ることであり、浜田県議とは関係ないことであるし、浜田県議は大村知事には反対であり、安藤君も大村知事に反対の立場を鮮明にしていると。大村知事が誕生した以上、大村知事に対して反対派の候補者を弥富から出すというのではよくないと。この際、大村知事率いる地域政党「日本一愛知の会」から候補者を立てたいと思うがどうかというような意味で、いろいろ話がありました。知事とのパイプ役ができるという人が私は一番いいと考え、皆さんと相談して、賛成をして、協議の結果、日程的に困難ではあったけれども候補者探しをしたという経緯があるのであります。

2月末になって「日本一愛知の会」と大原議員との協議の結果、私と県会議員当時の友人であった田中孝博君に決まったとの連絡があり、田中君が話をしたいと私のところへやってきました。弥富は佐藤先生に相談をすることが一番いいと。大村知事から弥富から出るように要請があったので、佐藤先生に直接会って、了解が得られれば大村知事に返事をした

いというのであります。私は田中君を熟知しており、彼なら弥富のために役立つことを確信を持っておりましたので、時間はないけれども君が出る限り協力するというように約束をして、同志の皆さんとお互いに協力し合うことを誓い、支援をすることを決めたのであります。

すると、大村知事からも強い要請があったのであります。これは皆さん御承知のように、この選挙のために大村知事は3回も弥富を訪れておられるのであります。3月議会でも述べたように、そういう県との太いパイプというのは大事であり、そのために弥富は救われたことが幾つもあるわけです。この際、大村知事の要請にはこたえるべきであると、3月4日、3月議会の初日、市長を初め議員各位に田中君を紹介し、支援をお願いし、私たちは堂々と支援をしてきたのであります。選挙の結果は結果として、私たちは今でも、弥富のために大村知事との協力関係を構築するために堂々と戦ったという自負を持っております。私はそのような考え方から、大村知事との協力関係をこれからも維持していきたいというように、お互いに考えておる中であります。

この点の考え方が、まさに服部市長との大きな違いの一つであると私は思っております。市長たるものがこういうような考え方が理解できないようなことでは、私は大変残念と言わざるを得ないと思うのであります。選挙というものは、常に政局を左右することはもちろんであります。ここで云々するのはどうかという市長からの発言がありましたけれども、私はこれから弥富市がいろいろの事業を進めていく中で県政との関係をどのように認識しているか、この点を市長はどういうように考えておられるか、一度ただしたいと思うのであります。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

先ほどからお話をさせていただいているように、私ども弥富市と県政とのパイプ役として、県会議員の位置づけは非常に大きいものがある、そのようには十分認識をしているところでございます。しかしながら、県知事とのパイプ役は、いろんな人のお力添えをいただく、あるいは協力をいただければ、今回勝たれた候補者で十分やっていけるというふうにも思っているところでございます。また、選挙の結果は結果として、市と県との関係、あるいは行政側と議会との関係ということも含めながら、ただ単に佐藤議員は問題提起だけではなく、具体的に御指導いただければありがたいと思っております。

県と市との関係につきましては、この4年間、先ほども言いましたように、私なりに十分その必要性を認識しているつもりでございます。一つ一つの整備計画を進めていかなきゃならぬ。都市整備計画といたしましては、道路があり、公共下水道があるという形でございます。弥富市、関係市町村と一緒にお願いをしてまいりたいと思っております。

また、名古屋港の問題におきましては、第3バースの整備計画、あるいはその背後における道路計画、また今回防災計画という形の中でさまざまな防災対策もしていかなきゃならぬ

いわけでございます。先ほどの知事との地域行政懇談会の中においても、これらの問題についてお話をさせていただき、きょう午前中のお答えの中で申し上げましたけれども、名古屋港の整備計画につきましては、その場でこれからやっていくと知事から力強いお言葉をいただいたわけでございます。そして、二、三日前に平成23年度の名港の予算に対して、道路の整備計画に対して18億、そして今年度が最終になりますけれども、第3バースの整備計画については12億の予算をいただいたところでございます。今後は、道路の整備計画につきましても、県との、あるいは国との関係の中で進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

常日ごろ、市民の目線で市政運営をさせていただいているつもりでございます。これからも真摯な態度でいろんなことに対して情熱を持ってやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解を賜りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 私が聞こうと思っておったことを先に述べられたわけではありますが、とりあえず第1次弥富市総合計画の中で、国・県道の整備促進としてみんなが要望し、重要でありながらなかなか進展していない第3環状線、155号線の南進とか、あるいは弥富名古屋線、日光大橋西線など、主要国・県道の整備促進がどのようにして進められるのか、大村知事との関係の中でどのように話し合いが進められておるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども申し上げましたけれども、先日の懇談会の中で、私どもといたしましては弥富市における都市計画プランを知事の方にお渡しさせていただきました。そして、後日この整備計画につきましているいろいろと御説明をさせていただきたい、時間をとっていただきたいという旨をお話しさせていただき、基本的にはその場での了解をいただきました。今、6月議会で大変忙しいわけでございますので、落ちついたら弥富市の総合計画、あるいは都市計画マスタープランについて知事の方に御説明申し上げたり、そんな時間をいただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） そこまで進展しておるといならば、近い将来にどのように事業計画が進められていくのか、具体的な説明をまたこの議会で求めたいと思うのであります。

続いて、市民の声として有識者から出ている、服部市長になって弥富はどのように変わり、どのようによくなったのかとの疑問について、市政運営上どのように受けとめているのか、その原因と背景をどのように感じているのか、まず伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私は、先ほども自分の政治姿勢の中でもお話をさせていただきました。

そして、市民の皆様から負託をいただくことに対してはこたえていきたい。しかし、全部はなかなかできるものではないということも事実でございます。そうした中では、その役割については優先順位を決めていかなきゃならないということでもあります。

どのように変わり、どのようによくなったかという疑問でございます。

そういったことについて私自身が判断をするということは、今申し上げることはできないと思っております。私は、職員と一丸となって、さまざまな問題に対して市民の負託にこたえられるよう今後も努力していくということでございます。市民の皆様がおっしゃっていることについては、貴重な御意見として受けとめさせていただいております。また、具体的にお話をさせていただく機会がありましたら、その方ともお話をさせていただければと思っております。皆様のお力添えをいただきながら、まちづくりに努めていきたいというふうに思っております。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 関心を持って公正に弥富市政の現況を見ていればだれでもわかるように、まず服部市長の4年間を振り返ってみて、市政運営において市長みずからが誇れるようなものがあつたかどうか、また大変苦勞してなし遂げたという充実感、苦勞話を語れるものがあつたか、知恵と汗の跡を振り返ることができたかどうか、こういうことが私は一番大きな問題であると思うんです。市民の心に響くようなものがなかなか見られなかったから、このような話が出てきているのではなからうかと思うのであります。政治は社会を動かす力であり、夢や希望を実現するものでなければならぬと私はよく話してきました。まさにこの4年間を振り返ってみると、服部市長の市政運営は、要するに維持管理型補修的行政にすぎなかったということも言えるのではなからうかと思ひます。

その一例を挙げると、いつも総合計画を実行していくという言葉ばかりであつて、世の中がどんどん変化・進展していく中で、重要な政策課題の研究を本當にして、市民の代表である議会の意見や提案に耳を傾け、常に柔軟な感性でもって積極的に課題に取り組んで対処してこられたらどうかということでもあります。その一例を申し上げますと、かつて私は幾つかのアイデアとか政策を提言してきましたけれども、なかなかそのものに対して真剣に聞く耳もなければ、取り組む姿勢も見られなかったと私は感じております。教育の問題にしても、農業の問題にしても、いろいろと弥富から発信できるような政策があつてもいいのではなかつただらうかと思うのであります。

総合計画の中から一例を挙げれば、私がかつて一石三鳥として取り上げた前ヶ須地区の区画整理事業であります。市街化区域の区画整理事業と155号線の用地及び市庁舎の用地の取得という一石三鳥を提案し、私も協力するといつて話をしてきたのであります。区長さんをお呼びして聞いたが難しかった、これで終わりであります。区長とは1年でお役御免であります。

自分の区長のときに何ゆえに困難な仕事をやらなければならないのか。恐らくほとんどの区長が断るのは当然のこと。市長が先頭に立って真剣に取り組めばみんなが協力をし、そして実現ができるというのが政治であります。このような重要な事業を区長の意見だけで決めたりあきらめたりする姿勢こそ、私は問題であると思っております。かつては五明地区の区画整理事業にしても、今脚光を浴びております平島地区の区画整理事業にしても、非常に困難ではあったが、みんな実行できた経緯があります。これは、私は自慢話にされてはいけませんので言いませんけれども、当時の議員の皆さん、伊藤桂一さん、大木義之さん、こういう人たちが、区長は私のときにはやりたくないという考えがあったが、町長が一生懸命やってくれるならわしらは絶対協力するで、やってくれと言われて、昭和48年に航空写真を撮って、始めて、実現したんです。また、白鳥小学校や弥富北中学校の広大な用地取得についても、方針を決めたら真剣に先頭に立ってやれば、私は実現するものだと思っております。口先だけでは何もできません。

それから、155号線の南進問題も大変難しい問題でありますけれども、県と話しておりますというだけでは進みません。今私が申し上げたように、市長が先頭に立ってみんなで協力し合い、用地の取得ができれば恐らく前進はするでしょう。これができなければ155号線の南進は不可能です。愛知県の事業だといって県に頼っているだけでは絶対に進みません。有権者である市民に取り入ったり議会の答弁をしているだけでは事は成就しません。執行権者としての市長職の認識の問題であります。これから今申し上げたような難しい問題に市長は真剣に取り組む自覚と意欲があるかどうか、人任せでやるやらんというように決めるのかどうか、この点について再度尋ねたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、弥富市の整備計画について、るる、お話を聞きました。過去の議員の貢献に対する問題、本当に御苦労さまでございます。何も私も口先だけで仕事をしているわけではございません。皆様方のお力添えをいただき、また市民の皆様の協力をいただきながらさまざまな整備計画については進めていかなきゃならないと思っております。総合計画を進めるということは、私たち弥富市のバイブルでございます。弥富市のバイブルを一つの大きな指針として、市民の皆様、議会の皆様と一緒にやっていくというのは当然でございます。その総合計画をしっかりと理解し、そして市民の皆様に御案内申し上げていくということが、私は常に自分の心の中、頭の中に置いていることでございます。

最後に、これからそのような中で自覚と意欲があるかということでございますけれども、皆さんの御指導をいただきながら情熱を持って進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 私は、今までもそういうような事業を進めていくことを大変期待しておったわけでありまして。なかなかそのような事業が進んでいない、こういうところに無念さを感じております。今後この難しい問題、前ヶ須地区の区画整理とか、155号線を初めとする県道・国道の整備とか、市長が本当に先頭に立ってやる意欲があれば、私たちも真剣に協力をしていきたいと思っております。そのことだけ申し伝えておきます。

続きまして、私は残念に思っておりますことの一つに、市長の報酬問題についての考え方を尋ねたいと思います。

今では特別職の報酬問題は、大変国民的に関心事の一つであります。これらは自発的に本人の認識から実行されることであって、金額等について議会がとやかく言うことではありません。河村名古屋市長の給与3分の1は別格としても、今、岐阜県知事は月額給与30%、ボーナス15%減額をしておられます。新しく三重県知事になられた方も、給与30%、ボーナス50%減額を6月議会に提案されております。大村愛知県知事も、今、減額案の調整と聞いております。これらはすべて、財政状況が悪化している中でみずからの給与を減額することによって、市民・県民の理解と協力を求めるために実行されていると考えられます。

そのような中で、今回無投票当選になったためにか、4年前、市長当選後実行した弥富市長の給与の20%減額を戻されてしまいました。これについては賛否を論ずる問題ではありません。実質的には職員等の減額分を考慮して7%減額しておられるわけでありまして、実質的には13%増額したことであります。金額の問題ではありません。4年前の20%減額の目的・理由は何であったのか、私は矛盾を感じるのであります。したがって、20%減額の目的は何であったのか、改めて尋ねたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私の給与の問題につきましては、3月議会の中で一部改正を認めていただいたところでございます。そういった状況の中での再度の給与の御質問でございますが、私の1期目の給与の20%減額ということにつきましては、私のみずからの公約でございます。市政運営にふなれなこともあり、また市政運営と基本的な行財政改革といった中での政治姿勢の判断でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） そうすると、2期目は別にそういうような考え方はないのかどうか、この点について市長の考え方を尋ねたいと。今回13%上昇した根拠というのは何であるのか、尋ねたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

13%上昇した根拠というのは解釈の違いかなあというふうに思うところでございます。私

は、1期目につきましては、先ほども話をさせていただいたように、自分のマニフェスト、公約の中で実行させていただきました。2期目につきましては、そのような公約はいたしておりませんが、大変税収は厳しい状況でございます。そうした中で行財政改革に対して取り組んでいかなきゃならないということで、報酬削減という形で7%市長給与を削減させていただいたものでございます。解釈として13%上昇したということについての解釈は、少し根拠が違うというふうに思っております。私どもの仕事として、1期目、2期目という形でしっかりと区切りをつけて考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。ただ、議員も町長を経験されておられるわけでございますので、首長の仕事の内容につきましてはよく御存じだと思っております。常勤の勤務であり、大変自分の口から言うのもおこがましいわけでございますが、多忙な職にあるわけでございます。そうした中で給与の削減ということを議論するよりも、まずはみずからが体を動かし、いろんな施策の実現に向けて市政のリーダーとして仕事をすることが大事だろうと思っております。

しかしながら、そういう状況も踏まえ、市長給与のさらなる削減を考えていくことについては、柔軟的な考え方を私は持っております。現下の社会経済状況、あるいは税収ということの中で、行財政改革の取り組みのさらなる姿勢として、私自身の給与の削減ということについては検討していきたいというふうに思っております。しかしながら、二元代表制の中で議会と私ども首長との関係につきましては大事にしていきたい、そんな思いでございますので、あえて申し上げておきます。議会の方でもいろいろと検討されているようでございますけれども、ぜひともそういったことも含めてお考えいただければ幸いかなあというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 1期目は20%減額をしました。選挙の公約だった。しかし、あれには20%減額と書いただけで、1期間というようなことは全然書いていない。だから市民は、ずうっと20%減額であると思っておる人もたくさんあるわけです。それが今回こういうように戻されたということに大きな異議があるということを確認していただきたいと思うのであります。議会でも私が申し上げてきましたように、本当に今これは関心事であるがために、報酬審議会等を開いて適正な金額を決めていくという姿勢が大事だということを申し上げたが、これは先回の3月議会では拒否をされましたので、私たち議会としては、今後議長を中心として、議会運営委員会で報酬審議会等も検討していこうということで今やっておるということをおし添えておきます。

それから、時間がありませんので最後に、3月議会の継続として、農家の土地改良団体に対する過剰な経常経費負担の軽減を私は取り上げております。

市長にもこの資料を渡しておきました。これは3月議会で開発部から示されたものであり

ます。この資料を見て市長はどのように感じておられるのか、まず最初に伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員から、3土地改良区、あるいは孫宝排水土地改良区、海部土地改良区の人員であるとか経常賦課金の問題について資料をいただいております。この表を見せていただきまして、各土地改良区の職員数につきましては、それぞれの事情がとおりになるというふうに思っております。多少の誤差はありますけれども、それぞれが土地改良区の運営に当たって支障のない、また農家の皆様に対して迷惑がかからないような形になっているのではないかなあというふうに思っております。ただ、海部土地改良区におきましては、正職員の数が非常に多いかなあというふうにも思っております。このところにつきましては、海部土地改良区内部の問題でございますけれども、一度いろんな形で御検討いただければというふうにも思っております。

経常賦課金の問題につきましては、ことしから議員の皆様にも御承認をいただいたところでございますが、農家の人に対する経常賦課金が多大であるということについては、私も十分認識をしているところでございます。そうした意味におきまして、排水の賦課金に対しては、それぞれの土地改良区に関係するところを20%減額させていただくという金額でございますので、これもあわせて申し上げておきます。こういったことに対して農家負担の軽減を今後も図っていきたいと思っております。以上です。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 20%減額というのは、この経常賦課金を20%減額していくという考え方なのかどうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員御承知のように、経常賦課金の問題につきましては、それぞれの土地改良区で若干の違いがあるわけでございますが、農地であれば地積割、排水賦課金、あるいは用水の賦課金等々があるわけでございます。今回それぞれの関係する土地改良区におけます20%減額は、排水の賦課金を減額したということで御理解をいただきたいと思っております。この数字がそれぞれの、例えば鍋田土地改良区では1,440円、十四山土地改良区におきましては1,200円というような形で御理解をいただければと思っております。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 時間がなくなってしまったので、あといろいろの土地改良団体の問題については尋ねたい問題がたくさんありますけれども、これはまた建設経済委員会に出席をさせていただいて、きちっとただしていきたく思っております。いずれにしても、この経常賦課金の問題は真剣に考えなきゃならん問題であり、私は、土地改良団体の存在というも

のをどういように認識しているのか、土地改良団体をどうこれから指導していくべきか、あるいは場合によっては、もう土地改良団体は市が直接経営するようにすることも今後提案していきたいと思っておりますので、十分論議をしていきたいと思っております。まだたくさんありましたけれども、時間が来ましたので、ここで質問はとりあえず終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時29分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 大原 功

同 議員 堀岡 敏喜



平成23年 6月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(17名)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 堀岡敏喜 | 2番  | 炭竈ふく代 |
| 3番  | 山口敏子 | 4番  | 小坂井実  |
| 5番  | 佐藤高清 | 6番  | 佐藤博   |
| 7番  | 武田正樹 | 8番  | 立松新治  |
| 9番  | 山本芳照 | 10番 | 杉浦敏   |
| 11番 | 安井光子 | 12番 | 三宮十五郎 |
| 13番 | 渡邊昶  | 14番 | 伊藤正信  |
| 16番 | 中山金一 | 17番 | 黒宮喜四美 |
| 18番 | 大原功  |     |       |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

15番 三浦義美

3. 会議録署名議員

2番 炭竈ふく代                      3番 山口敏子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

|                  |       |                  |      |
|------------------|-------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文  | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭  | 総務部長             | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 平野雄二  | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 十四山支所長           | 横井昌明  | 会計管理者兼<br>会計課長   | 村上勝美 |
| 教育部長             | 山田英夫  | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 佐藤勝義  | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 渡辺安彦 |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳  | 開発部次長兼<br>土木課長   | 三輪眞士 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 服部忠昭  | 監査委員<br>事務局長     | 服部正治 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏  | 防災安全課長           | 伊藤久幸 |
| 税務課長             | 伊藤好彦  | 収納課長             | 服部誠  |
| 市民課長             | 加藤恵美子 | 保険年金課長           | 越川博文 |
| 環境課長             | 伊藤邦夫  | 福祉課長             | 前野幸代 |

|                    |      |                |      |
|--------------------|------|----------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>いこいの里所長 | 松川保博 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 十四山総合<br>福祉センター所長  | 伊藤政洋 | 児童課長           | 鯖戸善弘 |
| 農政課長               | 青木和巳 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 下水道課長              | 橋村正則 | 生涯学習課長         | 八木春美 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長  | 花井明弘 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 若山孝司 | 書記 | 横山和久 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会に、三浦議員から健康上の都合で欠席の届けが出ていますことを御報告申し上げます、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議記録署名議員の指名をいたします。

会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山本議員、お願いをいたします。

9番（山本芳照君） おはようございます。9番 山本芳照です。

私は、大きく分けて3件の内容で一般質問をさせていただきます。

東日本の大震災が発生しまして、あすで3ヵ月が経過しようとしています。今回の大震災につきましては、想定以上の地震、マグニチュード9から大津波、本当に我々が想像を絶する大災害となったわけであります。

この私どもが住む弥富市においても、海拔ゼロメートル地帯ということは皆さん周知のとおりであります。今回のこの大震災を受けまして、この弥富市における台風、地震、津波等、この自然災害が発生したときに、私はちょっと危惧をしている点は、我々の産業の要であります鍋田ふ頭に留置してありますコンテナの流出問題。これは、昨年だったと思いますけど、渥美半島の田原市において台風発生時、ちょうど渥美半島を台風がかすめたそのときに、大雨による、もちろん高潮等の関係もあったかと思いますが、コンテナが流出するという事故が発生したわけで、幸いにもこの流出は、市民の皆さんに被害を加えることはなかったんですけど、あちこちにコンテナがひっくり返って流出したということは周知のとおりであります。また昨年は、大雨による岐阜県の可児市で、トラックが激流によって多く流されたという自然災害の発生をいたしております。

この私どもが住む弥富市においても、津波による浸水被害、また液状化現象による道路の崩壊、地震が発生すれば起きる悪条件をすべて抱えている地区であります。51年前に発生いたしました伊勢湾台風では、名古屋港に流木が流出をしまして、この流木が高潮によって市内に流れ込み、多くの人命と多くの母屋を破壊し、思わぬ事態が発生したことは周知のとおり

りであります。こういった事態を想定しなきゃならない今回のああいっただ地震の発生です。いつ起きてもおかしくないと言われている東南海地震、東海地震等を含めまして、市はこれらのコンテナに対する流出防止策をどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

コンテナヤードの対策ということでございますけれども、名古屋港管理組合に問い合わせました。その結果でございますが、台風につきましては、岸壁の天端高は一般的にN.Pといわれています名古屋港の海面の高さでございますけれども、これのプラス4.8メートルです。各ターミナルヤードにつきましては、背後に向かって勾配がつけて地盤が高くなっております。伊勢湾台風襲来時のときの高さの潮位でありますN.P5.31の高潮が発生した場合でも、ヤード内に置いてあるコンテナが流出する可能性は極めて低いと考えられているそうです。

津波に関しましては、想定東海地震、東南海連動地震発生時の津波シミュレーションを入れますと、港内の津波による最高潮位は、N.Pプラス3.9と予測されております。岸壁の高さの4.8メートルよりも低いレベルであり、内陸への浸水被害の可能性は低いと考えているそうです。また、各事業者におきましては、災害が想定される場合には、コンテナを固縛する、縛ることでございますけど、措置をするなどして対策を行われておりますが、より一層の対策をお願いしてまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今のお答えの中で、名港管理組合の管理をしているという関係で一定の基準は満たしているから、風水害、地震等については対応できるというお話でありますけれども、今回のような東日本の大震災みたいな地震が発生した場合、いわゆる東南海地震でも、一定程度のマグニチュード8ぐらいの地震だろうというふうに想定されておまして、いつ起きてもおかしくない。私も鍋田ふ頭をときたま見に行くわけでありますけれども、いろんな企業のコンテナがそれぞれ留置してあります。荷物の入ったのもあれば、空のものもあるだろうと思います。特に、空のコンテナについては荷重は軽いということで、当然流出の発生は高いだろうというふうに思っていますけど、名港管理組合は管理組合の基準がありますと。じゃあ弥富市として、自分たちが住むこの土地の中に鍋田ふ頭があるわけありますから、弥富市としてそういった企業等々に対して、このコンテナの流出問題が発生しないのかどうなのか、例えば弥富市としての基準的なものがあるのかと、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 弥富市としてのそういった基準はございません。こういった

基準につきましても、やはり専門家であります名港管理組合とか、実際の事業者の方がそういったものについての対応を考えていただくというのがまず第一になるかと思っております。また、そういった明確な基準の設定のものがわかりましたら、また市としても考えるべきかと思えますけれども、現段階では基準を設けていないというのが現状でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 先ほども申し上げましたように、渥美半島では間違いなく台風の際にコンテナの流出が発生しています。それを受けて、県または名港管理組合も、私は一定の基準は多分つくったろうというふうに思っています。なおかつ弥富市もことしの9月までには防災計画の見直しもという話も聞いています。やはり、こういう機会をとらえて、きちっととるべき対策を私はきちんととっていった方がいいだろうと。事が起きてから、ああつくっておけばよかったなあと思っても事は遅いわけでありますので、いつ災害が起きてもおかしくない今日の気象情報の中で、行政の中でやはり早急な見直しを図りながら、市民が安心して住めるまちづくりのためには、そういった防災対策もきちんと考えなきゃいけないだろうというふうに思っていますので、市のお考え方をいただければと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

山本議員にコンテナの取り扱い等々について、地震だとか津波、そういったような状況のときにおける安全管理基準というようなことのお問い合わせでございます。

今、私どもは20フィート換算で年間で約100万個、実は鍋田ふ頭、そして弥富ふ頭の方でお取り扱いをさせていただいておると。若干、最近では金城ふ頭から、弥富ふ頭、鍋田ふ頭という形の中で台湾便をお預かりさせていただいておるということで伸びておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても大変な量のコンテナの数でございます。ナクトというところが取り扱いを一手に引き受けていただいております。また、港湾の外部におきましては、それぞれの海運会社が、倉庫だとか、あるいはモータープール等のシャワーがございまして、そこにコンテナのあることは皆さん御承知のとおりでございます。

そうした形の中で、今後、ナクトあるいは名古屋港管理組合等々といろいろとお話をさせていただきながら、どんな形で安全を管理していくんだというようなことを一度お話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。基本的にはバンドで結んでいくということがされておるわけでございますけれども、それといっても全体をバンドで結ぶということもなかなか厳しいだろうというふうに思っております。いずれにいたしましても、市の要望ということも申し上げながら、安全基準というものもお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今の埠頭は、弥富市も飛島、名古屋市等も抱えている問題でありますので、ぜひ関係市町村、名港管理組合とも、市民の安心・安全のためにぜひ流出防止対策はきちっととっていただけるように、今後とも強化に努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、弥富市消防団並びに海部南部消防署の消防車、救急車の駐車場の見直しが必要ではないかというふうに思っています。

先ほども申し上げましたように、この弥富市は海拔ゼロメートルです。それらの地域に、それぞれ各消防団の消防車の格納庫が設置をされていると思っています。ほとんどのところでこういった低い地区に設置されておりますので、もし大雨が降ったり、台風、津波等が発生したときに、この緊急車両が水没して使用できなくなるという事態が発生するのではないかと、こんな危惧をしているわけであります。市としまして、これらの救急車両、弥富の消防団の消防車、なおかつ海部南部消防の救急車、消防車等、どのようにこの駐車場に関して考えているのか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） まず、消防団の積載車についてからお答えしたいと思います。

現在の積載車につきましては、防犯上の問題や火災出動も考えますと、駐車場を現在の消防団詰所から他の場所に移動することは非常に困難かと思っております。浸水が予想される場合につきましては、堤防等、標高の高い場所に車両が移動できるように、場所の選定や移動方法を分団と検討してまいりたいと思っております。

また、海部南部消防組合の関係でございますけれども、組合に問い合わせましたところ、現在標高につきましては、本署でマイナス1メートル、北分署でマイナス0.5メートル、南出張所でプラス3メートルということで、南出張所を除きまして海拔ゼロメートル以下でございます。海部南部消防組合地震応急計画では、地震第2特別配備の段階、これは東海地震の注意情報が発せられた場合でございますけれども、車両を安全な場所に移動させることとなっているとのことでございます。具体的には、本署では南側の堤防道路、北分署においては許可が得られればという前提でございますけれども、海部土地改良区が候補となっているようでございます。東日本大震災のような大津波が想定される場合には、車両の水没を避けるために住民への避難広報、これは行わなきゃいけないことでございますけど、これを実施しつつ、堤防道路や比較的高い場所へ車両を移動させることになっているそうです。

住民の生命、身体を守るため消防車両の水没は避けなければならないことは確認しております。今後の防災計画見直しの基準を踏まえまして、今後の整備を検討するとのことございました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、それぞれ対策を考えられているお話でありましたが、私は特に、この弥富市内の消防団の消防車の件ですね、これからこの議会の中でお話がありますように、防災広場の建設が各小学校区にということで準備が進められておまして、既に2カ所のところでほぼ完成状態になるという状況であります。そうして、せっかくなつくた防災広場があります。こういった場所を活用しながら、やはりこういった施設もそういうところへ移転させていくということがある意味では必要じゃないかなというふうに思います。ですから、これから新しくそれぞれ防災広場が建設されておりますので、その敷地内にこういった消防車の格納庫も一緒に設置していくということが必要ではないかなというふうに思っていますけど、お答えをお願いいたします。以上。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 防災広場に消防団の積載車置き場をつくったらというお話でございます。

防災広場が完成した段階におきまして検討させていただく内容になるかと思えます。ただし、その段階で分団の管轄地域などもございます。そういったことも考慮しながら、全体的な消防団の積載車の保管場所については検討したいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 防災広場の関係についても、少し触れさせていただきませうけれども、私どもが住んでいます白鳥学区に、今から2年前、1億2,000万の予算を組んで建設をしましょうということで提起がされて、可決がされて、もう既に完成をしていなきやならないのが本来の姿ですが、いまだかつて2年と数カ月たちますけど、その兆しすら見えない状況になっていきますけれども、市はこの防災広場について、どのような考えを持ってみえるのか。市民の安心・安全のために必要だということで、建設計画を私は進めたと思っています。それに対して、議会の方もそれはいいことだということで賛成をして、建設について皆さん御了解をしたわけです。しかし、一向に姿が見えてこない。市は防災広場についてどのような考えを持っているのか、お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 山本議員の御質問にお答え申し上げます。

白鳥の防災広場の件につきましては、3月議会の時点で地主との交渉が非常に難しいということから、候補地を別の場所に移動させていただいて、地主との交渉がまとまり次第、補正予算にて対応するというので、とりあえず3月議会の時点では白紙とさせていただいたということでのお願いをさせていただきました。現在の状況を申し上げますと、候補地が2カ所、事務局の方で持っておりまして、その時点のその点についていろいろな土地に関する

る調査を実施している状況でございます。

また、防災広場のこの規模につきましては、東日本大震災の観点から、避難場所として何がふさわしいか、こういうことも当然検討を加えなきゃいけないという状況であるということをお申し添えさせていただきます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 防災広場の建設というのは、やはり市民の安心・安全が目的で、市の方もこれはつくらざるを得んだろうと。いわゆる必要に迫られて私は建設を計画したというふうに思っています。2年も延びてきますと、相手のある話でありますし、当然そんなことも予測しながら2年前は建設計画を私はつくってきたと思っています。やはり相手のあることでありますし、当然話し合いを設定する場合もあるだろうと、いろんなことを想定しながら、当初予定された場所で無理があったと。無理があれば、違うところと、いろんなことを想定しながら建設計画を私は考えていただろうというふうに思います。市民の側からの目線で見れば、一体全体どうなっておるんやと。市民と約束したことをきちっと守ってほしいよという声が私どもにも入ってくるわけです。いつになったらこの防災広場を建設されるんだと。できるのかと。

特に、今回の大震災を受けて、確かに今部長が言いましたように、あの高さで津波等の対応は確かにできません。しかし、風水害のときでも、少し高台があれば、そこに逃げて助かったという事例もありますので、やはりいろんなことを確かに想定しながら、防災広場の建設も見直す部分については見直しをしていただきながら、少しでも市民が安心・安全のための施設の一環として私は取り組んでいただきたいというふうに思っています。なかなか市の方も危機感を持って本当に取り組んでいるのかという疑いを私らも持たざるを得ません。なぜこんな2年間もかかったんやと。こんなことは、相手地権者との話し合いがすべてスムーズにいくとはなかなか難しいだろうということも懸念しながら交渉していただいているだろうと思っておりますけど、もっと私は危機感を持って、特に我々の住んでいるこの弥富市は海拔ゼロメートルだということを念頭に置いて、早急にこれは各小学校区に1年に1カ所という予定ではなしに、こういう事態が発生したことは事実であります。やはり一日も早く各小学校区に防災広場の建設はせざるを得んだろう。多少ほかの予算を削って、そちらの方に回して、市民の安心・安全のために私は努力すべきじゃないかなというふうに思っています。お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。私どもも努力はさせていただいておりますけれども、形として見えていないものですから、おっしゃっていることは事実でございますし、またお

しかりという形の中でお受けするわけでございますけれども、私どもといたしましては、弥富市に置かれた地理的な環境ということの中において防災広場構想を考えたわけでございます。そうした形の中で、所管の方も含めまして、私も地主さんとの話し合いを含めて努力してまいりましたけれども、形として見えていない以上は、おっしゃるとおりでございます。

今後も、今回、東日本大震災というような形の中でのことが起きました。こういうようなことも考えながら、防災広場の件につきましては努力してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 早急に、2年前、白鳥学区にということを約束されたわけでありますので、市民に早いところきちっと目に見える形で明らかに私はしていただきたいということを思っておりますので、また次の9月議会までにどのような形で進行するかわかりませんが、またその機会には質問をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひなお一層の御努力をお願いしたいと思います。

最後に、用排水路の関係について質問をさせていただきます。

この弥富市内には、多くの用水路・排水路が設置されております。この水路には、はしご、階段等の設置をということで質問させていただきます。

私の住んでいる地区にも、用水路・排水路があります。子供たちがボール遊びをしていますが、誤ってこの水路にボールを落とすことがあります。子供たちが必死になってこの水路からボールを拾い出そうとやっていますけど、なかなか拾い出せない。もし、こういった行為のときに、誤って水路に転落した。今の時期は水路の水位も大変高くなっております。じゃあどうするんだと。こういったとき子供自身がみずからの体で水路から脱出しようと思ったときに、水路の水位は高い、上る階段もなければはしごもない。じゃあ、道路から手を出して大人が助け出そうと思っても、ガードレール等が設置してありますので、なかなか子供の手も届かないということが発生するのではないという危惧をしております。もし、この用排水路に階段でもはしご等々が設置されておれば、それによって自分の身をもって、はしご、階段を上って助かるということも発生するかもわかりませんが、そういったものがあれば、大人がそのはしご、階段を使って子供を救出に向かうこともできるだろうというふうに思っています。なおかつ弥富市では、毎年12月の第1日曜日に、この用排水路を大掃除等々も含めてこの水路の活用をしています。じゃあ大掃除のときに、水路の中に入るのにどうやって入っておるのか。それぞれ皆さん工夫しながら、水路の中に入ってヘドロの除去、もしくはごみ等々のものを拾い上げて道路上に置いているというのが実態ではないかというふうに思っておりますので、こういった用排水路に対するはしごの設置等、市はどのように考えてみえるのか、お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

弥富市内の用排水路の安全対策といたしましては、基本的に道路に面した箇所転落防止を目的といたしました防護さくを設置しております。住民の安全確保を図っているところでございます。

また、水路幅が広く水路壁が高いところにつきましては、用排水路、例えば水資源機構が管理しております用水路、地盤沈下対策事業や湛水防除事業で整備した排水路及び都市下水路の幹線水路などにつきましては、水路内にはしごを設置して緊急用に対応できるようにしております。

また、弥富市内の農業用排水路や都市下水路の多くは、幅が狭く、水路壁も低いため、水路に転落した場合などの緊急時の対応につきましては行っていません。

また、子供さんにつきましては、極力、川、水路等へ近づかない、また遊ばないように、関係部署、関係機関からも注意・指導していただきますようお願いしてまいります。

次に、御提案のはしごの設置についてでございますが、水路幅が狭い排水路に設置した場合、ごみ等の浮遊物がはしごに絡み、流れを阻害することも考えられますが、想定外の災害もございますので、今後は状況把握に努め、必要と思われる箇所につきましては、はしごを設置するかどうかを含め、水路管理者と協議を行っていきたいと思っております。

また最後に、一斉大掃除のときの対応でございますが、これにつきましては、前もって日程等が決まっておりますので、まことに申しわけございませんが、各地域ではしごの準備等をしていただくようお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 災害等々がいつ起きるかわからない。確かに子供たちも近づかないと云って、やはり子供は遊びの天才であります。いろんな遊びを自分たちで工夫しながら、危険を冒しながらいろんなことをやっていることも事実であります。ある意味では冒険も必要でしょう。身の危険を感じることも、ある意味では必要かもわかりません。そんな経験が、川遊び、水遊びで発生する事故等もそれが原因になっていることも事実であります。しかし、やはり子供もその用水路の近辺で遊んでいることも間違いありません。特に冬場になりますと、田んぼの中へ入って遊んでいる子供もおります。そういったときに当然田んぼから用水路に入ります。今、部長の方からお話がありましたように、私は狭い用水路までという気持ちは持っていません。せいぜい1メートル以上の用排水路にやっぱりそういったものは必要じゃないのか。いつ想定外のことが発生しても、そういったものが取りつけてあれば、助け出すこともできるだろう、避難することもできるだろうという考え方を私にはこの話をさせていただいたつもりでありますので、極力市民の、これも安全・安心の一環じゃないか

なというふうに思っています。今回、この6月議会はそれぞれ皆さん災害対策についての多くの意見が出されております。いわゆるこれも災害対策の一環として、やはり市としても考える必要はあるだろうというふうに思っていますので、その辺のところを含めて、もう一度市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもは御承知のように、海拔ゼロメートルという状況の中で、多くの川の支川、そしてまた用排水路というような状況の中で、たくさんの水路があるわけでございます。先ほど所管の方からお話をさせていただきましたように、安全防御策という形の中では、計画的に、また老朽化したものにつきましては取りかえるというようなことをやってまいっております。しかし、はしごというかそういった状況のものについては、基本的に排水路とかそういう狭いところ以外には設置しているつもりでございます。しかし、その箇所の問題であるとか、あるいは狭い排水路という形の中においては不足しているところもあるかと思っております。しかし、これは私ども行政の方としては安全・安心という形の中ではやっていかなきゃならないわけでございますけれども、常設的なはしごの設置ということだけじゃなくて、例えばその地域における共助の精神をとっていただいて、どこかの近いところの家庭にお預かりをさせていただきながら、それを使っていくというようなことも考えていけるのではないかなというふうに思っておりますので、そうした共助の精神というか、地元の皆様にもお手伝いをいただきながら安全策を考えていければというふうに思っております。また、区長会等を通じて、そんなことを御提案申し上げていきたいというふうにも思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 山本議員。

9番（山本芳照君） これらの施策も、今、市長からお話がありましたように、市民の安心・安全ということで、起きてはいけない事故等がいつどんな形で発生するかわかりません。子供がどんな格好で用水路に転落するかもわからない。大人でも誤ってガードレールを突き破って用水路に車が突っ込むということもあるかわかりません。どんなことが想定されるかわかりませんが、特に弥富市内はそういった用水路が大変多い地区じゃないかなというのも思っていますので、ある意味での安全対策も必要だろうと。先ほども申し上げましたように、間違いなく12月にもそういったところに入って掃除をしていることも事実です。確かに部長からお話がありましたように、それぞれの地区ではしご等を使って中へ入ってやってくださいと。それも一つの方法であろうかと思っておりますけれども、極力そんなことも含めながら、もし設置できる予算的なことも考えながら、あればやはり設置した方がいいだろうと。川幅の広いところには私は必要ではないかなというふうに思っていますので、先ほど市長からお話がありましたように、ぜひ区長会等々も含めながら、ぜひまた皆さんの意見を聞いて

いただいて、やはり住みよいまちづくりの一環として私は取り組んでいただきたいなということをお願いを終わらせていただきます。

議長（伊藤正信君） 次に大原功議員、お願いをします。

18番（大原 功君） 総務部長に質問させていただきます。

市の指名審査について、どのような規約になっておりますか。例えば、市民税の納税義務とか、あるいは公人、あるいは公務の方、公人というのは議員ですね。こういう方に当たる方について、市の指名業者が多額の料理やまたアルコールを受けることができるのか、その点を一遍、規約について。

議長（伊藤正信君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

今の御質問については二とおりあるかと思いますが、まず入札の参加資格の要綱といいますが、そういう基準があるかということでございますが、まず市の入札参加資格につきましては、建設工事等、物品その他の委託と、大きく分けまして2種類ございます。こういった2種類の希望する業種の建設業の許可、希望する営業の種類の種類登録などを受けていることがまず前提となっております、これらはすべて県の方が、今電子で申請審査をしております、それを確認いたしまして、当然議員がおっしゃられました国税、県税、市税の未納がないということが大前提でございます。それが大まかに言いましたということでございます。

あと、公人が業者から料理の接待をとということでございますが、今の公人というのは議員、特別職も入るわけでございますが、市の指名業者から飲食物の提供をもって公職にある者に対して適用がされます法律、その他の関係法令ということで、政治資金の規制法とか公職選挙法、平成12年に制定されました公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律などがございます。それらに照らし合わせまして、そういった飲食物の提供については、関係法令に抵触するものではないということで読み取れます。

また、議員の言われます料理を食べていいのかどうかというのは、いわゆる議員の政治倫理、いわゆる道徳（モラル）についてになるかと思いますが、そういったことに対して私ごときが議員さんに対して意見を言える立場ではないと考えますので差し控えさせていただきますが、法令に照らせば、先ほど言ったように抵触するものではないということで考えております。以上であります。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 総務部長、ちょっと耳が遠いから、もっと大きい声で言ってちょう。

今言う申請の審査のときに物品を受けたり、議員が会食を受けたり、そういうことは禁止されておるわけだな。もう一遍そのところ。それで、禁止されておれば、条例でなってお

るのか、法でなっておるのか、それも。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 先ほど言いました指名業者から飲食物の提供については、何ら法律の抵触するものはないというふうに理解しております。ただ、これが利害関係となりますと、ちょっと違った意味合いから、先ほど言いました公職によるあっせん行為とか、そういった行為によれば、そういう利害関係者との飲食については、別の意味で違法性があるというふうに認識をしております。以上でよろしいでしょうか。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、総務部長が言うように、指名業者については、議員が食事をいただいてもいいということだな。これは、実際言うと、市というのは市民税で議員は給料や期末手当をもらっておるわけね。年間で約、あなたが払う方だからわかっておると思っけれども、約650万いただくわけなんです。そういうのをいただいてやる中で、そして市の発注は道路や下水、きょうも食べられた9人の中で、5人の方が防災のことを一生懸命言ってみえるけれども、防災も、ケーブルテレビや今の電気にすれば、太陽光発電やいろんなものがあると思うんやね。そういうものも含めての指名業者の中には、受け取る人もあるわけね。その辺のところについて、業者から利害関係がないというようなことがあれば、あなたが言う料理を受けてもいいということか。あなたの答弁だと、そういうふうになっちゃうんだ。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 私が申し上げておりますのは、指名業者であるだけでは利害関係という解釈はされておられません。利害関係にあるかないかというのは、ある契約に向けてその指名業者となった者がそういう契約に向けて行う行為に参加したところからが利害関係という、ちょっとその辺が最初から大原議員が言われますように、指名業者が最初から指名に入っておれば、それが単なる完全にもう利害関係であるという、これは法的にはそこまでは言い切っておりませんので。ただ、市内の指名業者が当然仕事がたくさん、市内ということで指名にもかかりますので、そういった観点から言いますと、市民の疑惑と不信を招くおそれのあるということから、好ましくはないだろうということでお答えをさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 総務部長、好ましくないということは悪いということだがね。そういうことでしょうか、はっきり言ったら。それを言わないかんがね。好ましくないということがいいことなのか悪いことなのかというと、好ましくないということというのは学校でも教えていただいて、やっぱり好ましくないということはやっちゃんかなあということ、悪いことということの意味するわけでしょう。もう一遍そのところ。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 好ましくないということと、それが絶対にいけないことというイコールにはならないと思うんですが、他の自治体を見ますと、きちっと条例にうたって、この条例というのは議員の政治倫理に関する条例というものを策定してみえる自治体がたくさんございます。その中では、そういった議員の資質に関するそういった行動に関して罰則規定を設けてみえる自治体がございます。何せ当市におきましては、そういう倫理規定というのがございませんもんですから、そういった答弁になりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、指名業者が例えば半年なら半年以内に議員に多額の料理に招待して、その間に今の指名業者が入札したと。これってどうなるの。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） ですから、指名業者が指名を受けて、指名参加業者というのは名簿に入っておるだけです。その指名業者が、例えばあるものの契約に向けて指名を受けた段階で利害関係となるわけでございます。その間に、契約に向けたものに対してそういう接待といいますか、そういう料理の提供を行った者については、その契約に向けたそれは、やはり法に触れるものと思います。これは我々が判断を下すわけではございませんが、そういう法に触れることになります。ただ、今の指名がされる前の料理の提供といいますか、大変、何か聞いてみると大ごちそうだという話なんです、高価なものという理解もあるんですが、その辺のところについては、他の自治体において、政治の倫理規定によりまして、例えば5,000円以上の提供であったら届けを下さいよとか、そういう細かい規定を設けておるところがあるんですが、どこからどこまでの料理の値段がどこから違法になるかというのは、ちょっと私ではわかりません。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 何か、あんた、わかりやすいようにもうちょっと話してくれないかんわ。先ほどは好ましくないと言っておって、今は、例えばそういう指名業者というのは3月なら3月に指名するわけやね。審査を受けたりなんかするわけね。それは2年ごとに更新するのか4年ごとに更新するのも中にはあると思うんですよね。それと、継続的に今のそういうときもあるんだけど、そこの中にはずっと指名業者という中に期限がある限りは、あなたが言う好ましくないという中に入るんじゃないかなと思うんだな。指名の期間がずっとそこまであるから。それを抜けてしまえば、おれはそこでもう切れておるから、新たに申請したから新しいものを受けてということじゃないと思うんだけど、その辺のところ、よくもうちょっときちんと言ってもらわないと。もちろん、私も市議会をやってから町議と合わせて7期、約28年の年月がたっています。今から二十二、三年前には弥富町でも職員が1

人逮捕されたり、あるいは今の業者からわいろということがあったわけだね。今回のことについても、やっぱり市民が見て、市民税で今の議員が中には生活してみえる人もおるし、ない人もあるかもわかりませんが、やっぱりそういうのを、そういう意味は、あなたが指名審査の委員長じゃないかな。指名願いの委員長でしょう。業者の指名願と申請の指名願、私の言うておるのは申請の方ね。申請の方はどっちになるの、副市長になっておるのか、今のは総務部長か。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 入札の参加資格の審査、申請というのは、財政課が窓口で実務を行っております。今の副市長という話は、工事を発注する段階で指名業者を選定する指名審査委員会の委員長というのは副市長ということでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうしたら、総務部長に言うておってもいから、その指名の審査の申し込みの規約とかそういうのがあるの。あなたが言った、あると。それは議員の方も結構見ていない方もあると思うので、それは当然公開できることでしょう。

議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今の審査申請の関係は、ホームページの方で公表しておりまして、定時受け付けというのが2年ごとにございまして、その2年間の間でも随時受け付けを行っております。したがって、この要領につきましては、ホームページの方からすべての要領を公表しております。紙ベースで欲しい方につきましては、財政課の方で御用意をさせていただきますので、申し込んでいただきたい。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） あなたから議会事務局に出すように、ひとつお願いします。

総務部長（伊藤敏之君） はい、わかりました。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今回は、伊藤正信議長が市の指名業者と多額の料理やアルコール、こういうのを受けておるわけね。それで昨日は、議員の協議会かな、そこで食事をいただいておらん9人の議員に、申しわけなかったという話をされてみえるけど、実際言うと、我々議会に申しわけないんじゃないかと、そういう疑惑をつけたことに対しては、市民に申しわけないということ言うべきではないかなと。私は、きのうはそういう市民に謝ったことについては聞いていないような気がしたんだけど。耳が遠いんで、皆さん聞かれたかどうかわかりませんが、普通から言うと、議長であるからそうだと私は思うし、この議長でも、私は議長も4回か5回かやらせていただいたんですけど、町議会だね。それで初代議長もやらせていただいて、そのときに三宮議運の委員長に、いわゆる当時は8市、今は9市になっ

たね、あまが入ったから。こういう中で、議長が少し勉強していただかないと、他の市の市議会の中でも恥をかくから、ひとつ三宮議員に議運の方でひとつお願いしますということをやったり、それから今の佐藤博議員にも何とか2年ぐらい議長がやっていただくようにひとつお願いできんだろうかということで、黒宮議員から、黒宮議員も今度呼ばれた方でしたが、ごちそうになった方。そのときに2期やらせていただく、そして今度伊藤正信議長にも2期やっていただくというふうにさせていただいたわけね。そうじゃないかね、議長。そこで言うけど。そういうことがあって、全協でも私が今の提案をするという格好で、ひとつ全協の皆さん、私から議運の委員長、そして今の副議長に頼んだから、2年ぐらいどうだねという話だったら、皆さん賛同してくれてなったわけだね。だから、全く2年やって、1年で私は粗相がなかったやつが、2年やって粗相をやったがね。全く、一体どういうことかなというふうに思われるわけだ。そして堀岡議員は、その5月25日のときには、議会の全員協議会の中では、こういうことがあったんじゃないかと尋ねたら、机をたたいて、反省もなく何が悪いんだという話があったわけだな。議長も聞いておると思うけど。それで、きのうは申しわけないと謝っておるわけやな。そうでしょう。そういうことは、最初から悪いということ自分を思っておりながら、あなたたちの払った金額は、実際には4,900円と聞いております。それが、払った金額は1,000円払っておるだけね。1,000円払ったものについては、「懇親会の会費として」と書いてある。してということは、市長もゴルフやられるでわかるけど、マーカー、最終のね。これですよ。もうこれ以上いただきませんよということなんだな。そうすると、3,900円はごちそうになってしておるわけだ。そういうのはやっぱり、3年半前に立候補したときには市民の手足として、また市民の安全・安心とか子育て、いろんなことを言われて市民の方から1票おかりして、今こうやって市議会で3年半近くもやらせておると思うんだけど、やっぱり市民の疑惑があることをやっておったら、これからの市民税というのは、恐らく市民の方だって、本当におれの税金を払って道路がやってもらえるかな、どうかなという感じがしてくると思うんですよ。きのうは、佐藤議員が今の大村知事のこと一言言われましたけれども、弥富の場合にも、市長も御存じのように市役所の平和通りから155号線と日光西線の信号のところまでは、もう県の予算がついておるんです、これは。私が議長のときにもうついています。それから五反割から十四山のセブンイレブン、あれもついておるんですね。ただ、今の海部郡には某議員がおって、当時神田知事とあんまりよくなかったもんだから、なかなか今のをやってくれんようになっちゃったんだ。これでもう大分おくれちゃった。それと、皆さん合併してからではわかりませんが、三宮議員は知ってみえると思うけど、弥富市の21項目のところ、木曽崎干拓が18ヘクタールしか弥富市はいただけないやつを、81ヘクタールいただいて、当時は今の鈴木礼治さん、そういうので当時は町民の方ですけれども、そこでやったときにあったんですけど、そのときにも

市長がよく言われる港の方にドームをつくって、それからその下をトンネルをつくって下の方から行くよということの21項目が多分書いてあると思うんだ。そういうのも結局、知事とうまくいかなんだ。弥富市では、市長と私らがうまくいかないと、市長に何にもやってもらえんということになっちゃうし、やっぱり市長にも一般質問をわざわざやらなくても、市長、この辺頼むわと言うと、市長もわざわざ一般質問をやらなくてもいいよという話で受けていただいております。平島なんかでもあります。やっぱり私も去年の12月の一般質問、それからことしの3月の一般質問でも、できたら私も先輩で、18番目の議員だから、できることなら皆さんにやっていただいて、そして本当に市民のための一般質問であればいいけれども、自分がだらけておって、9人の方は特にだらけておるわね、これ。そういうことをやっておいて、疑惑は市民から本当に大丈夫な議員だったなあというふうに思うわけね。だから、この辺については、あんまり長いと次のこともありますけれども、とにかく議長も、きのう謝られた議員の方も、反省をするということで、それなりにけじめはちゃんとつけていただけたらと思うので、また佐藤高君なんかは議会解散してやったがええぞという話を言ってみえたから、きのうから市政会だと、市政会というのは、市の基本というのがあるでしょう、これ。基本があるの、全然なあ。もうちょっとしっかりやってもらわんとだめです。公明党でもそうです。公明党というのは、明るい党と書くんだね。だから、公に明るくと書く。公に、こういうことをやったら、公に暗くなっちゃうんだ。そういうのを含めて、やっぱり反省するところは反省する、市民に自分のことをきちっとやっていくことが大事なことだと思うので、次の質問に入ります。

では、市長に聞きますけれども、議員のモラルということで、市側としての長として、やはり市民税を払って、議員報酬、期末手当を約年間で650万、市民税で払っていただくわけですね。こういう中についても、市として発注する側、市の指名業者に発注する者としては、こういうところで料理を呼ばれたり接待を受けることは、やっぱり好ましくない。総務部長が言ったように好ましくないということであるということと、それから前にも市長に言っておきましたけれども、日当制にしたらどうだという話もしたけれども、市長は議員の方でやってもらえやいいんだという話ですけれども、実際、議員で今こんなにだらけておって、議員から報酬を下げるとか、議員定数を下げるということはまずできん。47都道府県の中で、今約1,550ぐらいの市町村と区がありますけれども、そんな中では、知事が自分から提案して議員報酬を下げた。それから、また知事が直接下げるところがあります。こういうのも含めてやられておるところがあります。だから、本当に市民税がこれだけ市長も言う、税収が少なくなった、それがといて、よく一般質問での要求はどんどん出てくる、お金は足りないということになってしまうこともあります。

そして、この間ちょっとテレビで見えていましたら、世界の中のランクづけということで、

59、この間、みのもんたさんがやってみえました。これを見ると、今の財政については、ギリシャ、ブラジルに比べると、もっと最下位で57位、59個だから、どべから3番目か2番目か。それから、その行政改革は58位、どべから2番目。一番悪いのは政治人、これは一番どべなんだ、59位。こういうふうになっておるんだね。これは世界のランクづけになってあるわけね。テレビを見られた方はよくわかっていると思いますけれども、弥富市でもこういうことやったら、本当にさっき言ったように全国の市町村の中で本当に弥富市は恥をかくようなことになっていますし、できたら市長から提案をしていただいて、福島県の矢祭町なんかは地震が来る前に日当制にして、今は地震が起きちゃったけれども、やっぱり貯蓄があって、町の財政もよかったなあというふうには今はちょっと感じておる。本当に矢祭町というのは、本当に矢を祭るというぐらい立派なところだなあと思って感心しておりますけど、今、市長、この辺のところに日当ということとか、やっぱり議員の定数、これでもこういうふうだったら、個人的に思うと15人ぐらいおれば十分なような気がする。今、大阪の橋下知事なんかは10万人に1人ですね、88になりましたから。弥富市だと4万6,000ぐらいだから、本当は前にも言ったけど、これはお笑いになるかどうかわかりませんが、10万ぐらいの市町村は、本当は県から3人ぐらい出向させてやっていただければ十分間に合うんだと思う、個人的には。市長もいろんな形でとにかく勉強して一生懸命やってみえる方だから、私が言うまでもなく、市長から一遍そういう点について、いい案があれば一遍お聞かせいただきたい。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答えをさせていただきますけれども、先ほど私どもの総務部長の方から指名業者から飲食物の提供を受けたときにどのような罰則があるんだというようなお話がございましたけれども、私も総務部長の上司でございます。そしてまた皆さんと一緒に公職の立場でもございますので、私の方からも明確にお話をさせていただかなきゃならないと思っております。

市の指名業者から、あるいは協力業者から飲食物の提供を受けたことをもって、公職にある者に対して適用される法律、例えば政治資金規制法あるいは公職選挙法、公職にある者のあせん行為等に対して、関係法令と申しますけれども、ただ単に飲食物の提供を受けただけでは、それに抵触するものではありませんという解釈でございます。先ほど大原議員は、そういった過程の中で、それぞれの個人のお名前を出されているいろいろとお話をされたわけでございますけれども、これは政治活動に著しく影響するということもあろうかと思っておりますので、それは避けられた方がいいということも私は思っております。

そして、今回のいろいろと私も細かいところまではそれぞれの主催者、あるいは対象者ではございませんので、私も理解をしていないところがあるかと思っておりますけれども、ただ言えることは、議員の皆様も、そして私も市民の皆様から選ばれた市民全体の代表者でござい

ます。そうした意味においては、高い倫理性が求められることを常に自覚していかなければならないというふうに思っているところでございます。疑惑を持たれるような行為は、厳に慎んでいかなきゃならないということでございます。

先ほど議員の方から報酬の問題、あるいは定数の問題がございましたけれども、今、市議会の皆様方における議会改革ということが進められているところでございます。その議会基本条例の中で、一つの項目として弥富市の市議会議員の定数を何人にするか、あるいは報酬を幾らにするかということについては、明確にその中でお決めいただければというふうに思っておるところでございます。それとあわせて、ぜひとも政治倫理基準ということも含めて制定されることを強く要望して、私の意見とさせていただきます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） あのね市長、市長から任命を受けておる農業委員、これも問題が出てきて、ある議員からは農業委員も議会からはなしにしようという話も出ておるわけね。これは、今の業者と飲み食いをしておるということで、結局、業者とすれば、田畑やいろんなものについて、やっぱり利便性を考えたりいろんなことも出てくるというわさが出て、それだからなしにしましょうという話が今持ち上がっておるわけね。今回農業委員の議員がいますけれども、実際、農業委員を議会が管理しないと、市長も私も何年かやらせていただいたけど、議会の中で、農業委員って短い、大体15分か20分ぐらい、1時間やったのはそうないぐらいの農業委員会であるわけね。そんな中で、まず提案されたものについては、事前審査でやって、こういうふうだ、ああだということやられて、ようようで、それで終わっちゃうのがあれですけども、今回は農業委員の副委員長である今の高清君も言ってみえるわけね。農地というのは、いわゆる農地を転用する場合の一番段階のところなんですね。それをもって農地転用を許可するというので、弥富土地、そして鍋田土地、それから十四山土地というところへ行って負担金を払う。そして、きのうも佐藤議員からの紙をいただきましたけれども、実際に鍋田の方や十四山の方だと1反、1,000平米が大体固定資産税が1,500円から2,000円ぐらいなんですね。そして、負担金の方が8,000幾らになってしまったら農家は全然やっていけないということもあって、きのうも調べてまいっただけけれども、この4年間で農地転用だけの面積だけで54ヘクタール、それから今のオペレーターに委託した農家、これが340ヘクタール、全く今の負担金を8,000円も払ってやっておったら、米1俵1年に1万二、三千円のものももらってしておったら生活ができんから、オペレーターに貸しても、オペレーターから少しでも米1俵分でもいただくというふうなこともあるわけね。だから、本当を言うと、これから大村知事が今6月に出されて、それがどうなるかわかりませんが、規制緩和になれば、当然弥富には多くの農地が埋め立てられる基盤になってしまうと思います。そういうときには、農地というのはいい土を持ってきていただければいい。鎌島の方の方なん

かは、今物すごく怒ってみえて、私にも言われたし、副会長にも、武田君にも言われておるけれども、農業委員って一体何をやっておるんだと。そういうことで、隣がどんどん埋めてくると、農地を埋める土は高速道路やいろんなところ、路盤工事をやった、建物をつくったり、そうすると今のコンクリート、路盤工事をしたその土を持ってきて埋めるから、はっきり言えばカドミウム、こういうのがまじり切っておるわけだ。だからイビデンや今のオダテッコウがだんだんそういうので流れるということで、だんだんやらんようになってきたわけですけど、市長が言う農業の自給率を50%か60%上げるのはこれからの時代だと。それは当然のことだと。だけど、隣に水が流れたりなんかしたときには、全く今の農地が、いいパイプラインで水をいただいておっても、結局そこには流れてきちゃって困ってしまうわけ。そういう中で、今回の今の議長を初め、名前を言わなきゃわかりませんからね、議長、市長、だから議長も堀岡議員もみんなおりますけれども、9人ね。やっぱり正しいことはきちっと言ってしないと、市長の場合でも9月議会には、去年のチュニジアだとか、今のアフリカへ行ったときにも、今は崩壊しちゃってありませんけれども、そういうことも含めて、悪いことは悪い、いいことはいいということをやっぴりきちっとしないといかんわけですけど、問題は今の、農業委員がこういうことで廃止になる、議員はなしということをおかれておるので、この辺のところについて、市長は農業委員が議会からもあった方がいいのか、あるいはこんなのは廃止した方がいいのかということがあれば、教えていただいて、現在は17人の農業委員がおりますから、それのところを一遍、農業を守るんだったら、やっぱり議員が報酬はなくても、その顧問とか何かにしてでも参加をしないと、本当に農家の人は安心してできんようなことになるんじゃないかなと思っておるんですけども。議会で三宮議員と佐藤博議員と議長・副議長が相談されておるので、できることなら議会からも顧問という格好で、報酬は議員報酬をいただいておるんだから、無料で行けばいいことだと思うから、そうすると条例までも変えなくても顧問で行けばないだろうというふうに思うんですけど、この辺のところを一遍、市長。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 農業委員の議員からの選出ということでございますけれども、私は農業委員という形の中で議会の方から出ていただいてもいいと思います。正しい判断という形の中で、農地の保存であるとか、あるいは農地そのものに対する見直し、そういったことに対して、弥富市の農地をしっかりと維持管理していったり、あるいは活用していくということの中において、議員の判断も必要かと思っております。それは一度、また議員の方でしっかりと御議論いただければと思っております。

議長（伊藤正信君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私も議会推薦で今の農業委員をさせていただいて、市長からも桜学

区の監視員という今の指名をいただいてやっておるわけでありまして、遠い親戚になるところも埋めましたけれども。行って、隣の土地に絶対迷惑をかけていかんと教えに行って、1メートル控えて、仕切りをつくって、溝をつくって、隣に出すなというぐらい言って、それは市長から農業委員という議会推薦をされて、そして今の任命をいただいておる以上、やっぱり市長にも迷惑をかけてはいかんとということではおるんですけれども、今の大藤学区はそういう問題で今本当に困ってしまって、私もその方は、はっきり直接会ったわけではないんですけど、ちょうどうちの女房が買い物に行ったときに、大原さんという話があったんですけど、そういうの市長、知ってみえる。

議長（伊藤正信君） 大原議員、今の盛り土の関係、開発部長の関係で、市長御存じですかということですが、一遍しっかりして物を言って。中身が不純物が入っておるかどうかということについては、そのことを含んで市長、ちょっとお答えいただけたら、議会ですから。

市長（服部彰文君） 農業委員会の中でさまざまな案件があるわけでございます。今、大原議員がおっしゃったような形の中で、田のかさ上げというような状況の中のものにおいては、どういうもので埋められるかということは大変重要な問題でございます。今議員の御指摘のように、全くふさわしくないもので田が埋められるということについては、あってはならないことではございますので、その辺のところにつきましては、我々としても一定の基準を持っておりますので、開発部長の方から答弁させます。

議長（伊藤正信君） 開発部長。

開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今の農地改良届の関係でございますが、委員会等でたびたび意見がございまして、いろいろな審議をさせていただいて、現場の方へ出向きまして農業委員会の方が対処をしておるわけではございますが、最初の埋め立ての土でございますが、一切ガラ等で埋まっておるといことは認識しておりません。

それと、今の大原議員の言われますように、隣地との問題でございますが、これにつきましては当初埋める段階で、隣地の方、それから宅地の方、住宅の方と立ち会いのもとに造成をしておりますので、その後いろいろな問題ということで、今再三言われてみえると思えますが、これにつきましては、それぞれ私の方も農業委員会の事務局が出向いて、地主の方とそれから宅地の方と話をさせていただいて、善処するようにということで業者等に話をさせていただいておりますので、それにつきましては、当然届け書が出た段階で誓約書等をいただいておりますので、もしそういったことで被害等をこうむれば、そのように対処することによって一筆いただいておりますので、そういった場合につきましては、当然対処させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 大原議員、今質問中ですけど、休憩をとっていないので、あと議員の持ち時間はありますが、どうですか。もう少しやりますか、休憩しますか。

じゃあ、5分間休憩をいたします。再開は25分からということでお願いいたします。

~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時26分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大原議員。

18番（大原 功君） 休憩時間にも市長にもお願いをして、できたら農業委員でも議会での推薦の中で参加をさせていただいて、それで報酬はなしということでやっていただいたらどうかという話もしましたので、また議長と市長とも、それから正副議長ともよく相談をしていただいて、本当に農家が安心して米がつかれる、そういうことをしないと、今、高齢者というのは、全国の農業者が約240万人見えます。平均年齢が68.5歳です。あと10年たてば農家の方はほとんどやれないような時代になるので、その辺のところも先ほど休憩時間に市長にもお願いをしておいたから、農地拡大とかいろいろなことがあるし、議長からもひとつよろしくという話でありましたので、ここで一般質問をやめさせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 次に杉浦敏議員、お願いをいたします。

議員の皆さん、通告に従った内容で、今後御質問をお願いしたいと思いますので、議事に御協力をお願いいたします。

10番（杉浦 敏君） まず第1点ですが、東日本大震災への救援復興のボランティア活動につきまして質問いたします。

昨日の安井議員の質問の冒頭でも紹介をしていただきましたが、私自身、先月の5月17日の夜から22日まで、東北の被災地、宮城県へのボランティアに参加をいたしました。この経験を踏まえまして質問をさせていただきます。

また、同じく昨日、堀岡議員のお話にもありましたように、堀岡議員も積極的にボランティアに参加をされ、献身的な活動をされてきたということでありまして、その心意気に大きな共感を感じているところであります。

大震災から3ヵ月がたちますが、この間、まずは地方自治体、消防、自衛隊など、行政による公的な救援、復興支援が全国各地から被災地へ向けて継続的に行われております。弥富市でも地震発生以来、各課の職員さんの派遣が行われ、今月も市の保健師さんが派遣をされていると聞いております。私が議員をやらせていただいております海部南部消防本部も、3

月11日の地震発生直後から4月の中ごろまで8回にわたって、それぞれ5名から4名の救援隊が宮城県の亶理郡亶理町に派遣をされていると聞いております。地震発生当初の活動では、生存者の発見とともに、何人かの遺体の発見という事態にも遭遇したと報告されております。それぞれの関係者の皆さんの御尽力には、心から敬意を表するものであります。

被災地では、こういった公的な支援、とりわけ国を挙げての本格的な復興活動が軌道に乗ることが強く待ち望まれております。それとともに、現地では各個人の生活、生業にかかわることや公共的な分野でも、一般の民間の人たちによる無償の奉仕活動、いわゆるボランティア活動による復興支援に大きな期待が寄せられております。そして、それに対し、今全国各地で若い人を中心に、救援復興に何か役に立ちたい、何かのきっかけがあれば現地に赴いてボランティアに参加してみたいと考えている人もたくさんいると聞いております。

先月、5月のゴールデンウィークには、現地ではさばき切れないほどボランティアが殺到したと新聞・テレビなどでも報道されておりましたが、この時期、4月27日から5月8日に岩手県陸前高田市に赴いたある青年グループの手記を読みましたが、現地のボランティアセンターに寄せられたボランティアの依頼は、保育園のグラウンド整備、小学校の窓ふき掃除、海岸のごみ拾い、おばあさんの入浴介護、個人宅の掃除、側溝の清掃、皿洗い、炊き出し、救援物資の仕分けなど、さまざまであったとのことであります。

私自身も冒頭述べましたように、所属しております日本共産党の愛知県のボランティア隊の第1陣に応募をいたしまして、5月17日夜に名古屋を出発して、22日まで宮城県でボランティア活動に参加をしてきました。宮城県の名取市、そして先ほどお話ししました海部南部消防が派遣されました亶理町、そしてまた同じく亶理郡山元町に行ってきました。

初日の18日には、名取市の市議員さんの案内で、仙台空港周辺の被害状況の視察に行きましたが、テレビの報道などで何度も目にしました空港の滑走路に津波が押し寄せ、自動車が何台も流されていく、近くの建物がなぎ倒されていく、あの2ヵ月前の状況がはっきりと思い出されるような大変大きなつめ跡が残っておりました。飛行場周辺は、この時点では信号機もまだとまったままであり、警察が手信号をして車の通行をしておりました。至るところが立入禁止、自衛隊の車が行き交い、道路端には小型の船舶がまだ乗り上げたまま、田んぼにはいろんなごみや瓦れきがいっぱい、流された自動車もあちこち転がったまま。民家はほとんどが流され、家の基礎だけが残っており、工場などの建物も鉄筋がひん曲がって倒壊している。まさに震災前の町並みが全く想像できないような状況となっていました。海岸では堤防が何とかコンクリートの骨組みだけは残しているものの、中の土盛りがしてある土が流されて、中空状態になっているところもあちこちありました。また、市議員さんの説明では、この地域の流域下水道の処理施設が壊滅をし、下水処理ができないでいるとも聞いております。

私が滞在しました5日間の間にも、明らかに体を感じる余震が2回ありました。ぐらぐらとくときて、はっと息を飲むという状況であります。

私が行ったボランティアについて簡単にお話させていただきます。亙理町ではイチゴ農家のビニルハウスの中の泥出し作業を手伝いました。あたり一面、津波の被害を受け、田んぼも畑も、ハウスも全部塩水につかってしまった地域であります。細かい泥のような粘土のような土が白く石のように固まっていて、イチゴハウスの中で、畝と畝の間にびっしりと数センチから10センチの厚みでたまっております。一つのハウスが50メートル掛ける間口が5.5メートルほどの面積であります。ハウス全部がこういう状態ですので、この固まりを拾い上げ、一輪車でハウスの外へ運び出すという作業を行いました。この運び出した泥の固まりは、この農家の御主人がショベルカーでダンプに積んで、近くの集積場へ運んでいました。私たちは、21歳から76歳の10人のメンバーで、1組でこのイチゴハウスの農家へ行きましたが、10人で1日5時間ほどの作業をして、このハウスの1棟と2棟目の約8割ぐらいを済ませるのが精いっぱいでありました。結局、この農家のハウスを終わらせるだけでも丸2日かかったわけであります。

この農家は、地元の共産党の町会議員さんの知り合いでしたので、こういう仕事をボランティアでやってほしいという情報が事前にあったわけでありましたが、この家の人の話では、こんなことを自分たち家族だけでやっていたら、いつまでかかるかわからないと途方に暮れていたとのことでもあります。今回、このボランティアの皆さんのおかげで、一気に片づいたと言って大変に喜ばれました。それで、当初はこの農家のハウスだけで終わる予定でありましたが、この私たちの仕事の様子を見ていたすぐ近くの別のイチゴ農家の人からも、うちのハウスもやってもらえないかと依頼があり、3日目も別の2軒のイチゴ農家の泥出し作業に行きました。3日目には、後発のグループが合流いたしましたので、2軒に分かれて作業をしました。

また、私は2日目には、この亙理町の南側、山元町、宮城県が一番南の端で福島県との県境で、福島第1原発から60キロメートルのところにあります。この山元町の仮設住宅に、私たちの岐阜県のメンバーが持っていった米や野菜、衣類などのボランティアの救援物資のお届けをしました。この物資の仕分け作業にも大変に手間がかかったわけであります。仮設住宅に入った人たちも、ほとんどが津波で家が流されるなど、着のみ着のままの人が多く、お米や野菜が本当に助かりますと言われ、ほかでも大変に喜ばれていました。

時間の経過とともに、被災地の状況も変化しております。ボランティアに対する量的・質的なニーズも当初とは変わってきているかもしれませんが、やはり今の時点では、この宮城の例だけではなく、とにかく人数が欲しい、たくさんの人にボランティアに来てほしいというのが現地の皆さんの気持ちであります。

冒頭紹介しました青年グループの参加者のある人は、特別な知識や技術がなくても、大勢いることで、できることがあるとわかった。人が集まることで、1日で目に見える成果も得られた。私も復興をスピードアップさせる一助になれたのかなと話をしておりましたが、私も同じような思いを持っております。

さきに全員協議会で服部市長から、市に集められた義援金が弥富市でも1,832万円集まったというお話がありましたが、このように多くの市民の皆さんが東北の被災地の復興支援に一つでもいいから役立ててほしいという熱心な善意を持っていることのあらわれであると思います。同じように、市民の中には、機会があれば現地に赴いてボランティアで協力をしたいと思ってみえる方がたくさんいると考えます。先日も、私の御近所の男性にこのボランティアの話をしたら、私も重機などの運転ができるが、被災地において何かお手伝いができないでしょうか、このように言ってみましたが、そういった市民の気持ちにこたえることができる体制ができればいいなと私は考えております。

現在では、私どものような政党や各種団体、NPO、労働組合、生協、宗教法人などもボランティア受け入れの窓口となっているようですが、不特定多数の一般の人たちにとっては、参加をしたいと思っても、どうしたらいいかわからないというのが実態ではないでしょうか。被災地の各市町村でも、自治体単位で社会福祉協議会が主体となってボランティアアセンターを立ち上げており、全国からのボランティアの参加を募っている、そして現地地のボランティアの仕事の要望もデータ化をして、いわゆるお仕事の需要と供給の橋渡しをしていることも聞いております。ボランティアですから、もともと民間が主体になることではありますが、被災地の皆さんの思いにより一層こたえるためにも、市としてボランティア活動が促進されるような取り組みをされてはいかがでしょうか。

例えば、市役所の中に臨時でボランティア担当窓口をつくる、あるいは広報などでボランティアの何たるかの説明、ボランティア参加を呼びかける。また二つ目には、実際にボランティアをするために必要となる情報提供、ボランティアの登録、ボランティア保険、高速料金が無料になる災害派遣等従事者車両証明などの制度紹介など、救援復興に向けて市民の皆さんの潜在的な力が活用できるように工夫をしていただきたいと思います。

昨日の一般質問で、堀岡議員の質問に対しまして平野民生部長からは、弥富市の社会福祉協議会を中心として、被災地からの要請や、あるいは県の社会福祉協議会、日本赤十字社の動きなどをホームページで情報提供すると同時に、どのような救援活動ができるか関係団体と協議の上、他の団体の行動を見据え、情報を得て進めていきたいという御答弁がありましたが、緊急にこういったことが実現できますよう、こういった方向でやる御予定なのか、御答弁願います。

議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えをさせていただきます。

市は平成20年10月に、社会福祉協議会と災害救援のための地域ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定を結んでおります。地震、風水害、その他による災害の発生時、被災地住民の速やかな自立復興のため、他市町村からのボランティアを混乱なく受け入れ、より効率的・効果的に救援活動を展開するため、社会福祉協議会がボランティア支援本部を開設いたしまして、市内にお住まいのVC（ボランティアコーディネーター）やボランティアの方が運営をするものでございます。

議員の言われますボランティアの参加につきましては、昨日の民生部長の答弁と重複いたしますが、被災地のボランティアセンターから愛知県社会福祉協議会を通じまして参加者を募っております。現在の募集は、社会福祉協議会の職員とボランティア等の代表者となっております。本来、ボランティアは個人の自由意思が基本でございますので、自己完結で行うものだと考えておりますが、このたびの東日本大震災の被災地で活動していただける方を弥富市社会福祉協議会において募集いたします。ホームページ等で周知いたしますので、希望される方はボランティアの登録をお願いしたいと思います。

また、被災地の情報の提供、災害派遣等従事者車両証明等の制度につきましても、登録していただければお知らせをさせていただきます。

また今後、被災地からの要請や県の社会福祉協議会の動きがありましたら、社会福祉協議会、防災安全課と連携を図りまして、ホームページ等により情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 課長、今のホームページというのは、市のホームページですか、それとも社協の、どちらですか。

議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 市のホームページを考えております。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 先週、私、先ほど申し上げました名取市の社会福祉協議会、ここへ電話をいたしまして、ボランティアセンターですけど、その後、ボランティアの状況はどうでしょうかと伺いましたら、やはり職員さんのお話では、地元の市民からいっぱいいろんなボランティアの仕事の要請があるということは言われました。やはり人手が足りない。です。ぜひとも議員さんであれば積極的に参加を呼びかけてほしいということと言われました。きのう堀岡議員もおっしゃったんですけれども、やはりこの辺の意識を市としてもぜひ共有していただいて、本当にあちらの方がそういったボランティア活動を待っているんだよということを意識として本当に共有してほしいなと思います。

今お話がありましたように、確かに自己完結で人から言われてやるもんじゃないですけども、やはりこういう時期ですので、本当に先ほど言いましたが、やる気のある人はたくさんおります。それでこの名取市に聞きましたら、うちも大変で、確かにボランティアはたくさん欲しいんだけど、同じ宮城県でも北部の方の石巻、気仙沼、ここなどはもっと事態が深刻だというふうなお返事もありました。やはりそういった市民で積極的に参加したいという方がいれば、そういう市民の力を何とかむだにしない方向へ持って行ってほしいと思いますので、まあ要望となりますが、できましたら一般の方に本当にわかりやすいように、例えば今度の広報でこれを一面で大きく取り上げるとか、あるいは回覧板で回すとか、そういったこともされていいと思います。ぜひ、やはり災害復旧に役立ててほしいということで、そういう市民の気持ち genuinely 生かせるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） お答えさせていただきます。

このたびの東日本大震災の状況を見ておりますと、大変な状況ということで、当然被災地の方の支援にたくさんの方が必要ということもありますし、また被害が甚大であったということで、今後、長期にわたり支援・復興に多くのボランティアの方の活動が必要になるのではないかとことも予想されております。

今、議員がおっしゃりましたように、ホームページ、広報はちょっと時間のずれがありますが、回覧等も考えまして、たくさんの方に参加していただけるような方法をとって周知を図りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） じゃあ、よろしく願いいたします。

二つ目の質問をいたします。

地震・津波発生時の避難所の確保についてであります。

5月23日、中日新聞にも紹介されまして、テレビでの報道にも取り上げられました三重県度会郡大紀町の避難棟「錦タワー」について質問をいたします。

昨日の一般質問でも、何人かの方が地震・津波が発生した場合の避難所についての質問がありました。私も今回の東日本大震災を地域の皆さんから、とりわけ南部地域の方からは、「あんな津波が来たらどこへ逃げたらいいんだろう、もう助からんわね」などと、半ばあきらめに似たような意見も多く聞いております。昨日も安井議員のお話の中で、十四山も含め、南部は避難できるような2階、3階、鉄筋コンクリートの建物が非常に少ない、学校など公共施設なんかも遠くてとても間に合わないというお話がありました。至極当然の心配であると思います。せめて大字の一つぐらいきちんとした避難所ができればと強く感じているところでもあります。

そういう中で、私の近くの住民から、この大紀町の避難棟「錦タワー」についてのお話があり、ぜひ議会で取り上げてほしいと依頼をされました。大紀町役場の防災安全課に資料の依頼をしましたところ、説明をするからぜひこちらへ来てくださいと言われましたので、現地へ行ってまいりました。伊勢自動車道を使えば1時間半ぐらいで行けるところにある町であります。志摩市と尾鷲のちょうど中間ぐらいに位置する人口1万2,000人ほどの町ですが、リアス式海岸の町で、昭和19年の東南海地震で64名の方が亡くなられた地域であります。そういった過去の痛ましい経験に立ち、平成10年にこのタワーが建てられました。海拔4.2メートルの場所に鉄筋コンクリート5階建ての円筒形の建物で、らせん階段を上がって、各回の施設、そして屋上まで行けるタワーとなっております。

1階は公衆トイレ、防災倉庫、2階は集会場、3階が防災資料館、4階も避難所となっており、屋上も避難スペースとなっており、屋上の高さが海拔20.2メートルとなっております。この屋上には発電機も設置され、4階の避難所にはペットボトルの水や非常食などが置いてあります。

おおよその寸法というのは、11メートル四方ぐらいで、円筒形の塔になっています。収容人員の設定として、1人60センチ掛ける70センチの計算で500人程度が避難できるスペースとなっております。東南海地震の津波の高さ、海拔6.5メートルを基準に、2階8.1メートル以上は浸水しない想定のもとなっております。先ほど申し上げましたように、円筒形で水の流れに抵抗が少なく、大変強い構造となっており、さらに壁の厚みが40センチぐらいあり、非常に頑丈な構造となっております。

この錦タワーはこういうものですが、大紀町のいわゆる「錦」と名前がついております錦地区の中でも、とりわけ2本の川で隔てられた飛び地になっている地域80世帯、約200人のために建てられたということでもあります。この地域はリアス式海岸で、釣り客も多く、民宿もたくさんあるところですが、津波が来れば、さきの三陸地域と同じように波の高さが一気に高くなる地域であり、平地が少ないので、すぐに裏山となっております。ですから、山に近い方は地震があれば山に駆け上がって逃げる、そしてこの飛び地にいる人はこの錦タワーに逃げる、そういった避難経路が設定をされ、避難訓練に力を入れているとのことでもあります。事業費では、この平成10年当時で1億3,800万円、500人収容できる堅牢な施設であるという実感がいたしました。

昨日、防災安全課長の答弁では、弥富はリアス式海岸ではないから津波はあんまり高くないというお話がありましたが、本当に何が起こるかわからないというのが今度の震災の最大の教訓ではないでしょうか。先ほどの質問で、宮城県の大川町の被災者の話を聞きましたが、地震が起こってから40分ぐらいしたら津波がやってきたということでもあります。宮城とこことは地形も違いますし、地震の大きさ、震源地によって起こる津波も変わってまいり

ます。しかし、丈夫な避難所と、わずかな時間的な余裕があれば、人的被害は最小限に食い止められると思います。防災計画の見直しがされるということで、当然避難所についてもこういった教訓に沿った対応がされるべきであると考えます。その一つのアイデアとして、この錦タワーが大いに参考になると思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

議員御指摘の大紀町の「錦タワー」についてでございます。

津波の到達時に500名程度が避難できる建物ということでございます。大紀町の錦地区につきましても、新聞報道によりますと、先ほど言われました川と川との間だけではなく、全体を見ますと2,200人ほどが居住する場所というふうに伺っております。リアス式海岸でございます。東海・東南海それから南海の3連動地震の場合ですと、約7メートルの津波が来るだろうということになっております。また、津波の到着時間につきましては、約20分ほどで到達するだろうという予測となっております。

大紀町全体でいいますと、周辺につきましては標高が高い地形でございます。避難することは可能であるといった地形でございます。先ほど議員も申されましたけれども、過去において津波で亡くなった方もいらっしゃったということでございます。

大紀町では、地震後5分以内に避難を完了することを目標にしているそうです。ただし、橋が落ちた場合、先ほど川に挟まれたということでございますけど、橋が落ちた場合につきましては、避難できない方が出るおそれがあるといったことで、この地区に建築した施設でございます。

目的や対象住民が明確でございます。現在、弥富市におきましては、どこにどのような被害が出るかという想定がまだできていない状況でございます。特にどのような被害が出るか、またそれに対してどのような施設を建設・設置すれば有効であるかといった検証が今後必要になると思っております。また、市民全員の避難者を受け入れる施設をつくるということにつきましては、これは難しいことだと考えております。

いずれにいたしましても、今後、中央防災会議等で新しい被害想定が示された後に、有効性を検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 国・県、そちらの計画に沿ってやっていただきたいと思っております。

一つ申し上げますけれども、やはり先ほども言いましたけれども、特に南部地域は水田、本当に障害物がなくて津波があったときに、この前の仙台とかああいうのを見ていると、本当にああいう津波が来るというのが心配されるわけです。避難所地区でもいろいろ検討しなきゃいけないと思うんですけれども、やはり物事を早急に進めていっていただきたい。

それで、これはたまたま一つの例ですけれども、いろんないいところはあると私は感じますので、ぜひともこういったものを参考にしてほしいなと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど申し上げましたように、新しい被害想定等が出た段階におきまして、その辺のところ、ハード面のことについても検討してまいりたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） じゃあ、よろしく願いいたします。質問を終わります。

議長（伊藤正信君） ここで休憩をいたします。

再開は13時からといたします。

~~~~~  
午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開  
~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に山口敏子議員、お願いします。

3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、今年度から商工観光課が新設され、今後どのような形で弥富市を発信するかということですが。

5月18日水曜日、中日新聞朝刊に3ページにわたりまして、このような「中部新時代2011躍動する中部圏愛知の未来へ前進、見どころ満載尾張西部エリア」と、この地域の広告が掲載されておりました。弥富市近隣の11市町村が、我が市町のキャッチフレーズ、PRがたくさん載っておりました。残念ながら弥富市は、この尾張西部地域の仲間に入れておりませんでした。当日、夕方にはすぐに市民の方から、私どものところに、なぜ弥富市は掲載されていないのか。今年度から観光課も設置されたのにどうしてなんだろうという質問がございました。新聞は、多くの人に読まれるメディアの一つですから、市外の方にも弥富のよさを知っていただくためにもよい方法だと思いますが、これは全面広告でお金もかかると思いますが、次回、このようなキャンペーンがありましたら、どのようにされますでしょうか、お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部商工観光課長。

開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問の情報発信についてということで、新聞によるPR記事を有効に利用してはということで、御質問いただきましたことに対しまして御説明申し上げます。

議員御承知のように、観光には、集客効果、また第6次産業といわれるすそ野の広い特性を生かした地場産業を育成する効果、地域に対する誇りと愛着を醸成する効果など、幅広い効果があります。本市の観光には、地場産業である「弥富金魚」というキーワード、このキーワードが観光振興を図る上で大変重要であると考えております。日本一の生産高を誇る「弥富金魚」など、こうした観光資源、地域資源を再認識し、磨き輝かせ、観光資源を活用し、地元団体等と連携し、情報発信とともに観光振興に努めてまいりたいと考えております。

議員の御質問されましたこの特集企画につきましては、先ほど議員もおっしゃられましたように有料のPR紙面でございます。本市は弥富町の時代より、この企画には観光協会が弥富金魚漁業協同組合さんとともにPRさせていただいております。紙面を見ていただくとわかると思いますけれども、ことしは弥富市は、弥富の金魚について写真とともに掲載しております。限られた紙面の中でございますので、皆様にわかりやすいPRを掲載していくよう今後も心がけ努力いたします。

また、情報発信ということでございますので、今年度の予定でございますが、市長がことし1月17日の中日新聞のインタビューで、2期目の課題の中で特産品の金魚を盛り上げる対策として語られておられました名古屋市という大きな消費地でのPRイベントであります。JR名古屋タカシマヤの弥富金魚の展示が決まりました。それと、現在調整中ではあります。セントレアでの展示の予定でございます。それと、JR東海さんによります金魚の町を散策とした「さわやかウオーキング」を、8月27日土曜日でございますが開催予定としております。

JR東海さんによりますと、例年参加者3,000名ほどということでございます。また、JR名古屋タカシマヤの展示であります。7月1日金曜日からでございますが、7月19日までの19日間をタカシマヤの正面玄関1階及び2階で金魚の展示を行っていただきます。日曜日は、玄関前の通りは通常1日100万人の通行量があると言われております。7月10日には、トップセールスということで市長にも参加していただき、ミス弥富金魚、ミス弥富とともに、弥富金魚のPRを行っていただきます。

節電モードのここの夏を風物詩の金魚で人々に涼感といやしを提供するとともに、いま一度、弥富金魚のすばらしさを見ていただきたいと思いますと考えております。

御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） どうもありがとうございます。

ここの郵便局からも金魚の絵柄があったと思いますので、またこれもうれしい限りだな

と思われました。

弥富市民は、毎日配られる新聞の記事で一喜一憂していると思います。ほほ笑ましい、うれしい記事が出たときは、自然に喜び、一日が明るく過ごせます。毎日の新聞では、東日本の大震災の記事が多く出ております。こんなときこそほのぼのとしたこの地方の元気ないところという記事が出ると、うれしいなあということを思って、次の質問に入らせていただきます。

次に、市内に整備されつつある道路について質問させていただきます。

春の交通安全運動の期間中、初日に、第38回海部南部交通安全総決起大会が5月11日に我が市の社教センターホールで開かれました。この大会で、昨年、平成22年度の愛知県は全国ワースト6位で、6年ぶりに死亡記事がワースト1を返上しましたと報告がありました。会場は、ほっとした空気が流れました。でもその直後、残念ながら、きょう現在はワースト1になっておりますとアナウンスがありました。

平成22年度の資料で、事故死者197人の中で、歩行中と自転車乗用中の人97人亡くなって、全死亡者数の49%になっております。その中で、自転車の利用者の事故は42名で21%になっております。

そこで、市の道路に関する基本方針の中に、北部の市街地区では都市計画道路が多く計画されていますが、いまだ多くが未整備であります。現在、市内では整備されつつある道路があります。市の基本の「美しく安全な道づくり」を目標にされた広い歩道が完備されている日光大橋西線と向陽通線があると思いますが、通行許可になって、これはどれぐらいになったでしょうか、質問させていただきます。

議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、山口議員にお答えいたします。

自転車の歩道通行の御質問でございますが、平成20年6月1日に道路交通法の一部改正により、自転車・歩行者専用道の指定がしてある場合のほかに、運転者が13歳以下、並びに70歳以上の人、体の不自由な方や車道の走行が危険な場合、路上駐車が多い、交通量が多く危険など、やむを得ないと認められる場合につきましては歩道を通行することができるようになりました。

また、議員御質問の中の日光大橋西線と向陽通線の歩道につきましては、平成20年8月29日に自転車・歩行道として公安により指定がされておりまして、約3年ほどたっております。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。

この向陽通線と日光大橋西線には、公安の委員会からの標識が立てられております。自転

車及び歩行者専用の道路になっております。でもこの標識は、車を運転しているときにはよくわかるんですが、自転車に乗っているとちょっとこれがとてもわかりづらいと私は思うんです。名古屋市の一部の道路には、標識のほかに、歩道の上に歩行者マーク、自転車マーク、こういうように歩道上にマークされております。それでとてもわかりやすくペイントされております。それで、上には歩行者、自転車という、こういうマークもされております。自転車の人も歩行者の人も安心して通行できる道路にしてはどうでしょうか。道路にこのペイントがあるだけでも、ここは自転車だな、歩行者も大丈夫だなということで、わかりやすい道路にしてはどうでしょうかと思いました。

議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 先ほど議員が写真で見せていただきましたけれど、歩道標識等により歩行者と普通自転車の通行区分をする規制の表示の御提案でございますけれど、歩道につきましては歩行者優先になっておりまして、自転車は車道寄りが原則の通行になっております。それで、通行部分が指定されている場合につきましても、自転車側につきましても必要な安全措置を講ずる義務があることになっております。

それで、現在の通行状況から見てみますと、歩行者と自転車を区別する規制表示につきましては今のところ考えておりませんが、議員の質問の中で専用道に指定がなっていて標識がわかりづらいとの御質問でありますので、自転車、歩行者専用道の路面標示の設置を歩道の路面に考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） ありがとうございます。

そうすると、自転車の人もここは大丈夫だなということがわかって、これからは安全に通行できると思っております。

それから次に、市内中学生は自転車通学となっております。学校近くの横断歩道には、白い自転車マークとか白線が消えかかっていたり、草が生い茂って通行しづらい状況になっている箇所が見られます。これは、市道よりも県道の方に多く見られると思っております。

それから、県道の方ですけれども、道路清掃車が道路を上手に掃除していただくんですけども、ある一部のところでは、片づけずに縁の方に置いておいて、たばこの吸い殻だとかそういうものがちょっと積み重なったような状態になっている幹線道路があります。県の方にもこちらの方も管理をしていただくようお願いできませんでしょうか、お願いいたします。

議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 最初に、横断歩道の横の自転車マークの御質問でございますけれど、あれの設置に関しましては公安委員会が設置しておりまして、塗りかえ等

につきましても公安委員会が原則やるようになっておりますので、塗りかえの要望などは、一応うちの方から要望させていただきます。

次に、除草の県道が特にひどいということの御質問でございますけれども、毎年市の方からも県の方に維持管理の除草を頼んでおりますけれど、やはり限られた予算内で行っているということで、理想的な除草まではいかないということでございますけれども、やはり市民が安心して利用していただくためにも、うちの方から強く要望してまいります。

また市道に関しましても、市民の協力を得ながら、適切に除草管理に努めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 自転車、歩行者の方が通行しやすく安全に通行できるように、愛知県や弥富から死亡事故がなくなることを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後1時16分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子

平成23年 6月13日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(17名)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 堀岡敏喜 | 2番  | 炭竈ふく代 |
| 3番  | 山口敏子 | 4番  | 小坂井実  |
| 5番  | 佐藤高清 | 6番  | 佐藤博   |
| 7番  | 武田正樹 | 8番  | 立松新治  |
| 9番  | 山本芳照 | 10番 | 杉浦敏   |
| 11番 | 安井光子 | 12番 | 三宮十五郎 |
| 13番 | 渡邊昶  | 14番 | 伊藤正信  |
| 16番 | 中山金一 | 17番 | 黒宮喜四美 |
| 18番 | 大原功  |     |       |

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

15番 三浦義美

3. 会議録署名議員

4番 小坂井実 5番 佐藤高清

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

|                  |       |                  |      |
|------------------|-------|------------------|------|
| 市長               | 服部彰文  | 副市長              | 大木博雄 |
| 教育長              | 下里博昭  | 総務部長             | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼<br>福祉事務所長  | 平野雄二  | 開発部長             | 石川敏彦 |
| 十四山支所長           | 横井昌明  | 会計管理者兼<br>会計課長   | 村上勝美 |
| 教育部長             | 山田英夫  | 総務部次長兼<br>総務課長   | 村瀬美樹 |
| 総務部次長兼<br>財政課長   | 佐藤勝義  | 民生部次長兼<br>健康推進課長 | 渡辺安彦 |
| 開発部次長兼<br>商工観光課長 | 服部保巳  | 開発部次長兼<br>土木課長   | 三輪眞士 |
| 教育部次長兼<br>学校教育課長 | 服部忠昭  | 監査委員<br>事務局長     | 服部正治 |
| 秘書企画課長           | 山口精宏  | 防災安全課長           | 伊藤久幸 |
| 税務課長             | 伊藤好彦  | 収納課長             | 服部誠  |
| 市民課長             | 加藤恵美子 | 保険年金課長           | 越川博文 |
| 環境課長             | 伊藤邦夫  | 福祉課長             | 前野幸代 |

|                    |      |                |      |
|--------------------|------|----------------|------|
| 介護高齢課長兼<br>いこいの里所長 | 松川保博 | 総合福祉センター<br>所長 | 佐野隆  |
| 十四山総合<br>福祉センター所長  | 伊藤政洋 | 児童課長           | 鯖戸善弘 |
| 農政課長               | 青木和巳 | 都市計画課長         | 竹川彰  |
| 下水道課長              | 橋村正則 | 生涯学習課長         | 八木春美 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長  | 花井明弘 | 図書館長           | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会議務局長 | 若山孝司 | 書記 | 横山和久 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第2 | 議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について       |
| 日程第3 | 議案第35号 弥富市税条例の一部改正について              |
| 日程第4 | 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について        |
| 日程第5 | 議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について   |
| 日程第6 | 議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算(第2号)       |
| 日程第7 | 議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議に、三浦議員から体調不良ということで欠席届が出ていますことを御報告しまして、ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について

日程第3 議案第35号 弥富市税条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について

日程第6 議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第34号から日程第7、議案第39号まで、以上の6件を一括議題といたします。

本案6件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

三宮議員から通告がございます。皆さんの手元に、三宮議員からのお申し出により資料を配付していますことを御報告し、まず三宮十五郎議員、お願いをいたします。

12番（三宮十五郎君） おはようございます。

私は、通告に基づきまして、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正と、それから議案第38号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）についてお尋ねをいたします。

最初に、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正に関連して質疑をさせていただきますが、今議長からも御説明がありましたように、皆さんのお手元にA3の4枚物の資料を用意させていただきました。数字が連なる質問でございますので、私自身も間違いないように、なるべくまた皆さんも御理解いただけるようにということで議長をお願いいたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、時々4枚それぞれを使いますので、順番はなるべく崩さんように追っていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の税条例の改正でございますが、私としましては、市としては相当の努力が尽くされたが、それでも実際に払うとなると大変なものだという感覚を持っておりますので、まず、

一番真ん中にあります弥富市の国保税等というものと、それからグラフがある方をごらんいただきたいと思います。

弥富市の国保税等の方で質問をさせていただきます。

まず、平成15年から22年の事実上決算が、まあ認定はされておきませんが、決算を迎えた費用の一覧表を入れておきました。まず、一番左側がその他繰入金といいまして、法律の定めのない、要するに国民健康保険税の負担をしなきゃいけない部分、するということに国が言っております部分を、弥富町時代と弥富市が年間どれだけ負担をしてきたかというものでありまして、1人当たりの額。それから、それぞれの年度の国民健康保険税の1人当たりの現年分の調定額といって、かけた額、滞納繰越分を除いて実際にかけた額、それからその次が医療費等ということで、医療、それから平成12年から始まりました、介護納付金についてはこの中に入っておりませんので一番右側に寄せておきましたが、20年度から始まりました後期高齢者の支援金はこの中に入っておりますが、特に費用がふえた背景というのは下の方に書き込んでおきましたが、19年度までに70から74歳の人を国民健康保険の一般加入者に移行したことによりまして医療費の増大で、毎年ずうっとふえてきております。平成20年度に後期高齢者支援制度ができて、その負担だとか、さらに21年度は新型インフルエンザなどの影響もありまして、びっくりするような医療費の高騰がございました。22年度は幾らか、1人当たり1万3,000円ほど減額になっております。

それに対しまして、国民健康保険税は16年度に改定をして、同じ税率でしたが、この間、個人所得等がふえたこともありまして、税率を変えなくても一定の上昇がありました。20年度に後期高齢者医療制度が始まったこともありまして、それに対する支援金なども含めまして、税率を改正して値上げが行われましたが、平成22年度には、この間の所得の減少によりまして、平成19年度の値上げ前よりも1人当たりの額が減少すると。こういう中で、市の基金や、そういうものも全部取り崩しをして23年度の改定が行われることになりまして、実際には、市の方としては、財政的にも弥富市の財政状況というのは、全県平均で真ん中よりもやや下であります。年間2億3,000万円、1人当たり1万9,000円を超えるような負担というのはいつまでもできないというようなお考え方もあったと思いますが、2,000万円程度にして値上げ案を考えておられたようでございますが、やっぱり実際に計算をしてみると、とてもそういう状況ではないというようなこともございまして、最終的には、一定の部分をさらに上乘せするというようなことも想定をしながら、前年に比べて4,000円余りの値上げになる1人平均の9万4,429円になる額を決定されたというふうに伺っておりますが、間違いはないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 越川保険年金課長。

保険年金課長（越川博文君） 三宮議員にお答えします。

国保の現状は、高齢者の占める割合が高く、医療費は毎年7,000万円ほど伸びております。一方、保険税収入は、長引く景気の低迷により、所得は前年度15億円ほど落ち込んでおり、保険税収入で7,000万円程度減少が予測され、合計で1億4,000万円不足すると見込んでおります。

今回の改正は、所得割については6.1%から8.1%に、限度額を71万円から77万円にそれぞれ引き上げる案ですが、低所得者の負担を考慮し、均等割を3,000円、平等割を5,000円引き下げ、さらに一般会計から3,000万円ほど繰り入れをお願いしなければならないと考えております。それによりまして、当初予算より4,000万円ほどの増収を見込んでおります。

税の負担については、低所得等のため保険税納付が困難な方のために保険税軽減制度も設けられています。また、市においても減免制度がありますので、担当窓口において相談をしていただければと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 所得が減少したり、あるいは医療費がずうっと高騰する。しかも、それは高齢化に伴い、もともとは一般の国保の加入者は、もっと以前には65歳未満の人、65歳以上は老人保健制度という別の制度で国保に加入しておりますが、その医療費については、国の負担も別途あったり、あるいは国民健康保険制度そのものが出発の、当初というか私が議員になった当時は、事務費も含めてほぼ半額を国が負担する仕組みが残っておりまして、また、低所得者に対する減額等につきましては、その減額分について相当額を国が補助金として負担する仕組み等もありまして、国民健康保険税や市町村が、当時といえども楽ではなかったわけでありまして、運営できる基盤がきちんとありました。

ところが、だんだん国の支出負担が削減をされるようになりまして、とりわけ一般財源化ということで、不足分は交付税で計算をすると、そういう仕組みに変えたから、直接の国保会計に対する国の補助金というのは、事実上なくなった中で、しかも交付税が実際に総額がふえて計算をされるならともかく、そういうことは一切なしにやられたことも大きな理由となっておりまして、年々国民健康保険税の負担がふえていく。さらに、とても住民の負担が耐え切れないものになっているということから、本市としてもかなりの額の一般会計からの支援をしてまいりましたが、これまでの議会の議論の中でも、行政も市民も、もう限界と。何とか国の制度改正をしてほしいということを繰り返し求めてまいりましたが、それはさておきまして、実際に今回の改定の中で、それではどういうふうになっているかということについて少し具体的にお尋ねしたいと思います。

この間の議会の議論もございまして、今、課長の方からも少し説明がございましたが、平成20年度の改正で国の補助金を少しでも有利にしたいということで、なるべく頭割り負担と、それから収入や能力に応じた負担の割合をほぼ半分にするということにしたことから、実は、

この20年度の改正によりまして、大体所得が300万を超えるような人たちでいいますと、全県でも安い方から14番目くらいという、所得の高い人たちはそういうレベルになっておりました。

ところが、所得の低い人たちは、そういうふうに頭割りの割合を非常に多くしたこともあって、一定の軽減がありまして、実際に所得の一番低い人たちは、この辺では割方高いと言われている津島市より、300万、400万という所得の人で4人家族ですと、大体年間、弥富市と津島市の差は、当時10万円近くあって弥富が安かったんですね。ところが、一番所得の低い人たちは、県下でも10番目以内で、津島やなんかよりも高いという状況があって、次の改正のときには、こういうところにきちんと手を入れて実際に負担できるものにしていきたいということをいろいろ御尽力がされた結果、今回の改定になって、大体、それを見ますと、結果的に所得が300万を超えるような2人、3人、あるいは4人世帯、ここでいきますと、大体前年の県平均の10番目前後ぐらいに結果としてなるのではないかと。それから、所得の低い人たちについて言うと、高い方から見て、今高い方から10番前後、所得の低い方は、所得の高い方から30番から三十数番ぐらいの、まあ一様ではありませんが、大体そういうような状況になるということと、もう一つは、結果として所得割を6.1から8.1に上げたことから、今回、津島市に比べて400万前後のところ、年間4人家族、3人家族で10万円ほど安かったところが、半分を少し割り込むぐらいは、まだそれでも安いと思いますが、ただ、それによりましてかなり大幅な値上げがされて、多分令書を発行すると、担当の方は大変苦労するような面もあるんじゃないかというふうにこの税率を見て思うんですが、そういうことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えさせていただきます。

当然、三宮議員の言われる危惧は私どもも持っております。その中で、前回の一般質問の御答弁においても、低所得者に対して配慮するという観点からこういうふうに決めさせていただきました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） それで、一番折ってあります表の表を少しごらんいただきたいと思うんですが、実際にそういう配慮をしていただいても、なおかつ本当に払える国保税になっておるかということや、先ほどの問題もあわせて少し見ていただきたいと思いますが、この弥富市の23年度分国保税税率等改正に伴う説明資料というふうに私が書きまして用意した資料でございますが、これは5月18日に国保運営協議会に出された資料で、パソコンで打った活字の部分は市の資料をそのまま、そうでない部分につきましては私の書き込みによるものでございますが、少しごらんいただきたいと思います。

まず、この表の一つの特徴は、国の制度として決めております低所得者に対する軽減制度、今だと2割軽減、5割軽減、7割軽減という三つの均等割・平等割の軽減の制度がありますが、これが適用されないところの40から64歳の条件というところには、単身前年度所得70万円、1人働きで、給料でいいますと135万円というふうにあります。その下は2人働きで同じような条件、ごめんなさい、1人働きね。全部1人働きということで計算がされておりますが、2段目は2人家族、それから3番目は、40から64歳までの方が2人と、それ以外の方が1人、それから、その下が40歳から64歳までの方が2人と、39歳以下、または65歳から後期高齢に入る前までの人も同じような条件になるわけではありますが、2人ということで、国による軽減制度が対象にならない人、あとは40歳から64歳までの2人家族で、今言ったような条件のもとで200万、300万、400万、500万、600万という所得に応じて、どういう負担になっていくかということを経験していただいたものでございます。

全部説明をしておりますと長くなりますので、こういう人たちの、特に介護保険も含めて全部の後期と介護の負担も含めた保険料の計算が、介護分の後期の医療・後期・介護の合計という欄にずうっと載っております。

それで、上段が改正前の額、下が改正後の額ということで、一番上だけは、幾らか年額で700円減額になると。それ以外も全部上がっていくという仕組みでありまして、一番下は20%弱、19.2%の、年間でいいますと10万円ほど上がるという表になっておりますが、ここでもう一つごらんいただきたいのは、今回改定されました額の下の方に手書きで書き込んでありますが、例えば一番上の単身のところだと7万2,534円、その次の段も9万3,635円というふうにずうっと書き込んでありますが、この額は、中小企業がかつて加入してありました政府管掌保険ですね。これが今は協会健保ということで愛知県で運営されておりますが、ここの今年度の保険料を、給与収入を月額に、12で割って、その料率を表から求めた健康保険分の滞納納付金も含めた額でございまして、を書いて、隣のパーセントはそれとの比較であります。

それから、この欄外の方に、バックの外の方に、年収に占める収入を給料の1年分とした上でのそれに対する負担割合を示したものが欄外にあります。例えば年収135万円、給料収入135万円の人だと、協会健保に比べて1.38倍の負担があつて、年収に占める負担は7.4%、その下が175%だとか、一番高いところは192%というふうになっておりますが、年収に占める割合が9.4だとか10.1だとか、8.3で大体1ヵ月分の収入ですから、この程度の収入の人がこんな負担をするというのは、実際にはとても耐えられない額だということは容易に想像していただけたらと思うんですよね。

ただし、もう一つの表を見ていただきたいんですが、上から3枚目のところに弥富市の低所得者の税等の負担例という表がありますが、そこに、実際には、これは単身の場合の例で

すが、所得と収入というのは大変違いがあると。例えば、一番下の段で見ますと、所得69万といいますが、給料だけの人だと134万、年金だけの人だと189万、さらに年金が124万円以上147万円以下で、給料との合計が254万円の人でも所得は69万というふうにあります、実際には、税金、国保税も含めてですが、所得に係るということから、所得が低くても払える条件の人もある。たまたまこの表は1人働きという前提ですが、2人働きであったり、それから家族の中に年金をもらっておる人がおったりというふうになりますと、相当この表の収入じゃない収入があることも事実でありますので、そこで、国の方はそういうものに対してどういう対応をしておるかということが、一番上の最初の表の一番左側の税の差し押さえ禁止の条件を大まかに入れておきましたら、給料の収入や年金の収入もこれに大体準ずるといふふうにされておりますが、実際には、こういう一定の条件を決めて、これを下回る人たちについては差し押さえだとかという強制的な徴収をしないと、滞納分に対して。滞納処分の停止をする基準というのが法律に基づいて定められております。

それから、その隣の国民年金の減額納付基準というのがございますが、上から4段目までの、要するに国民健康保険税の国によります2割、5割、7割の減額が受けられない人たちは、全部それよりも下回るんですが、国民年金の徴収に当たっては、こういう制度が国の制度として確立されております。したがって、私が今後この国民健康保険の減免基準だとか、それから徴収に当たっての低所得者保護ということから見ますと、先ほど申し上げましたような収入と所得の差があって、実際の収入で支払いの多くなる人たちにはひとつ御協力をいただくが、本当にこの表だけのような収入で生活保護基準を割り込むとか、国の基準、国民年金の基準の減額に該当するような人たちについては、それぞれの基準に沿って、年金の基準が単純ではありませんからあれですが、少なくとも国保税の徴収ということではいいますと、こういう基準に基づいて低所得者保護の立場、それから実際の収入のある方についてはきちんと説明をして御協力をいただいて、今回低所得者向けに一定の引き下げもしたことから、ぜひこの部分の、実際に払える人たちの徴収率を上げるということについてはぜひ努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今の御質問ですけれども、滞納処分の停止ということにつきまして説明させていただきます。

本年3月の議会の一般質問の方でもお答えさせていただいておりますけれども、滞納処分をすることができる財産もなく、生活保護による保護の基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100分の110というときにつきまして滞納処分の停止の基準を定めさせていただきまして、平成22年4月より行っております。

基準につきましてはそういうことで判断させていただきますが、あと個々で納税相談等を

行いまして、実際にその方が納付できるかどうかということの判断も御相談につきましては判断材料とさせていただきます、100分の110も基準に取り入れて今後滞納処分の停止、それから納付指導ということで行っていきますので、ひとつ協力の方をよろしく願いいたします。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひそれはそのように進めていただきたいんですが、問題は、生活保護基準の1.1倍といいますと、アパートなんかにおる人は多分あんまり変わらんとおもいますが、そうでない場合は、この国税徴収法の基準よりはかなり低くなると思いますよね。したがって、今、課長がおっしゃられたような、この生活保護基準の1.1倍の基準というのは、事業者、給料などじゃない人たちの低所得の人に適用するとか、より国税徴収法で上位の基準のある人たちについてはなるべくそれに基づいて、きちんと法律に基づいた対応ができるようにしていただくということが一つと、もう一つは、当市は弥富町時代からそうでございますが、滞納している人たちは、やっぱり滞納しているのはよくないと思っていますので、幾らかでもいいからということで滞納徴収のときに払うと、その払ったものをなるべく過年度の滞納の分に充当して時効の停止をする措置をとっておりますよね。横着でやって、たくさん滞納のある人たちについて言うと、差し押さえる条件があるとかいう人たちについては、私は、それはある意味では必要なことかもしれませんが、実生活が既に差し押さえする財産もないとか、収入の実態からいっても、過大なものになっている人たちについても同じような尺度でやられておりまして、最近は改善されたかもしれませんが、以前私が相談に乗った方でも、70歳を超えたような方が新聞配達をしながら全く病気で働けない息子を扶養して頑張っている人たちに対しても、かつて少し収入が多かったときの国民健康保険税や住民税が多いということで、1,000円払ったことで、要するに通常5年で時効になるものを時効を延長してというようなことが結構やられておったんですが、今はそういうところは改善をされているかどうかお尋ねしますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

滞納処分の停止の方で、実際、今年度につきまして、積極的に停止の方を行っている状況なんですけれども、今までに比べまして、そういう納税相談、納付相談を行って、本当に今議員が言われるように、払えない方、生活に窮迫されてみえる方につきましては処分停止の方に持っていくということで、22年も、先ほど話させていただきましたように100分の110という規定も設けさせていただいておりますので、それに近い方等につきましては個々に折衝いたしまして、現年度等発生する状況が税としては多いですけれども、過去のものについてそこら辺を勘案させていただきますので、どのようにできるかということをご本人と相談いた

しまして対処させていただくということでやっております。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 関連してもう一つお尋ねしたいんですが、これは減免の方ですから保険課長か民生部長になると思いますが、実は、年金からは月額1万5,000円、2ヵ月で3万円以上ある方については、介護保険が先行、国保につきましては2分の1を超えない範囲で国保についても年金から引き落としをするということが現実に行われております。しかも、よその市町が、70歳以上だとか年齢別の収納率の調査をしたところ、ほとんどもう60代、70代、年金の対象の人というのは98%だとかと非常に高い納入率になっていますよね。よその調査でそういうことをお伺いしました。

前にもちょっと申し上げたことがあると思うんですが、実際に生活保護を受けていないけれども、年金収入だけが頼りで細々と暮らしているひとり暮らしの方も結構あるわけで、その人たちについては、医療費については所得のない方は非課税ですから無料にしておりますが、保険税については、所得ゼロであっても負担をするという仕組みになっておりますので一定の負担がされておりますが、今の制度が申請による制度でありますので、せっかくいい制度をつくっておっても、ほとんど申請がなくて減免が受けられないという例が少なくなくて、前にも申し上げましたが、何とかしてほしいというのが民生委員の方からもあります、一つここで問題になるのは、やっぱり実際に持っているお金、そういう方たちの共通している問題は、せめて葬式のお金だけは残しておきたいと。人に迷惑をかけたくないという思いがすごくあるんです。ただ、特別養護老人ホームなんかに入所している人については、預貯金については、そういう人については400万までの保有を認めているというのが減免基準の実際の運用の仕方ですよ。したがって、そういう公的な施設に入所する人たちの減免につきましては、介護保険もそうでございますが、一般の人とは、申請による免除、そっちも申請による免除なんです、施設やなんかがきちんと施設の費用を確保するために必ず、ここに収入状況も調査してありますので100%減免を受けられる仕組みがあるんですが、もう一方で、実際に町の人たち、いろいろ市側もケアマネジャーとか民生委員の人にもお願いをしてということと言われるんですが、なかなか個人の収入まで立ち入ってというのは、またかなり親しくなるか、余裕があってお話ができる状況でなければ無理なことがありますので、やはり所得の状況について定期的に市が調査をして、そういう対象者と思われる人を拾い上げて、本当に三度の食事を二度にして年金からの引き落としをしておっても、申請できないような人たちをそのままにすることのないような対応をどこかで考えていただかないと、せっかくいい制度ができて、ほとんど利用されないままになっていくということがございますので、その辺についてぜひ今後御研究いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 越川保険年金課長。

保険年金課長（越川博文君） 議員にお答えします。

減免制度につきましては、税務課、介護高齢化、保険年金課の受けられる制度の内容を一覧表にして、それぞれの窓口において周知に努めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 非常にうちの制度はいいもので、皆さんが努力をされておるといふことはよく承知をしておりますが、実際の利用が、そういういい制度があることに比べると、大変少ない。それは、少なくとも今言つたひとり暮らしのような人たちが窓口に来るなんてことはほとんどないですよ。滞納もしていないから、全部保険証も直接送付されるとかということだし、仮にそういうものがあったとしてもなかなか、皆さんだと自分の職務の関係でわかると思ふんですが、理解できないんですよ。そういう本当に生活保護基準を下回って生活している人が、政府自身の調査でも2倍も3倍もあるということでもありますので、これはなかなか皆さん、いろいろ職務も忙しくて大変だと思ひますが、どこかで収入の状況といふのはおおよそ把握されている例が少なくありませんので、一定の抽出で調査をするとか、いろんな方法も含めて、せつかくいい制度をつくつたわけですから、これに魂を入れて活用していく。お金でいえば、大したお金ではないんですよ、2分の1に減額するとかいう範囲ですから。年額2万だとか3万を減額するということですから。ところが、払う側の人からいふと、本当に生活保護基準を割り込むような、三度の食事を二度にするような食事の中で1万円減るかどうかといふのは、これはまた非常に大きな問題でもありますので、研究していただくことを要請して、次の質問に移りたいと思ひます。

もう一度、一番真ん中の4枚目の表の、さっき説明した反対側に各国の社会保障財源の構成比といふのが、2007年、世界的な統計資料、古いものになりますが、ありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

これはヨーロッパと日本との比較ですが、一番特徴的なのは、事業主の保険料が、社会保障費、これは医療や年金を含めた総体ですが、に占める割合が、事業主の保険料が、一番少ないドイツでも35.2%、一番多いフランスは44.1%といふふうに非常に大きな役割を占めております。

それともう一つ、ヨーロッパの場合は、消費税の表面税率が非常に高いわけですが、消費税の割合が、実際には非常に低いということですよ。19.6%の表面税率のフランスでも3.7%だとか、25%のスウェーデンでも12.2%だとか、5%のはずの日本が8.8%だとかといふような形で、消費税の表面税率と実際に社会保障に使われておる割合といふのは、ある額、総額とも影響してくると思ひますが、こんなに違いがあつて、日本が簡単に10%や15%に上げればヨーロッパ並みになるなんていふような状況では全く、特に負担する側からいふ

と、ないということが一つと、本人の保険料が際立って、またドイツも割方高いんですが、日本はそれをさらに上回って高いと。イギリスは10%、スウェーデンは9.5%、イタリアは15.8%、フランスは21.2%というふうに、本当に健康を守るだとか、ここには直接関係ありませんが、教育だとか次世代を育てるとか、こういうものについて言うと、やっぱり社会で負担をして、本当に持続的な国や地域の発展を図ることが基本になっているヨーロッパと日本の違いが際立っております。

もともと昨年の議会でも、国に対して、働く人たちがきちんと働いたことで収入が得られる、あるいは社会の富をつくり出す人たちを使ってもうけている事業所が、きちんと必要な経費を負担するということが日本ではどんどん崩れて、そして従来対象でなかった非正規雇用だとか、そういう個人請負みたいな格好にされたことで、本来は事業主が半分負担しなきゃいかん部分、あるいはそれはできないようにして、そこを国保が負担をする。社会保障制度と保険制度を兼ね合わせたところへどんどんそういうのを送り込んでくる。それから、そういうところが必要な税金を負担しないとか、費用を負担しないということが非常に大きな問題になっておまして、あの意見書を出すときに、市長の方からも、やはり中間所得者とか、そういうことがきちんとできる人が大幅に減っておることが、日本のこの社会保障制度がこういうピンチを迎えている大きい原因だから、そこを直さなきゃいかんというふうにおっしゃられたことを私は覚えておりますが、国に対して制度の改正を求めていくということについては、市側も議会も異論があるわけではありませんが、国に要請しても無駄だとか、日本の場合はしょうがないというようなことではなくて、本当に今回の原発事故の問題もそうありますし、働き方の問題もそうありますが、ちゃんと働けばその収入で、今の暮らしだけではなくて、結婚して子供を育てることができる、税金や年金も払うことができる、そして、自分の老後の年金もちゃんと保障される、こういう仕組みを本当につくっていくことが、地域や社会の持続的な発展に絶対に欠かせない仕組みでありますので、これを壊してきたことに対してきちんと直していただくというんですか、今の国に向けて制度の改正を求めていく上で、やっぱりここは、私は地方として腹をくくっていく必要があると思いますが、市長になると思いますが、市側の今後の国に対する制度改正をどのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

三宮議員の御質問にお答えをしていくわけですが、三宮議員におかれましては、今までにおきましているんな資料を御提案いただき、あるいはいろんな角度からこの国保税に対する検討をいただいておりますことに対して感謝するところでございます。

今回、私どもが一部改正をお願いするところは、三宮議員を初め多くの議員の皆様にも今

まで説明をしてきておりますけれども、高齢化社会、あるいは医療の高度化等々、また昨今では経済状況の悪化というような状況の中で、市町村を中心とする国保運営が大変厳しい状況にあることは説明をするまでもないというふうにも思っておりますのでございます。

基本的には国保の原点というのは、私は相互扶助の精神であると同時に、受益者負担でもあろうというふうにも思うわけでもございます。そうした形の中で、今回国保に加入している方に対しては少し痛みを伴っていただくわけでもございますけれども、この国保の安定、恒久的な制度という形の中でしっかりやっていかなきゃならないということを御理解いただいて、税の一部改正をお願いするものでございます。もちろん私ども、市としての役割もしっかりと今後も実施していきたいというふうに思っているところでございます。

毎年、先ほど所管の課長から説明させていただいたように、通常の場合ですと、このところ7,000万ほどの医療給付が伸びております。そうした形の中での、歳出に合わせた拠出をしていかなきゃならないものですから、どうしても大変厳しいという状況でございます。そうした形の中で、税の改正をすることにおいて一定の額をお願いをしていきたいということでもございます。市といたしましては、また皆様の御理解をいただきながら補正というようなことを組ませていただかなきゃならないというような状況も考えておるところでございます。

国に対しては、以前から市長会を通じていろんな角度からお話をさせていただいております。私どもといたしましては、市長会としては、今までこの国保の問題については中心的な役割を果たしてきたじゃないかということ国に申し上げ、今、国の方の平均的な給付というのは約40%ぐらいになるかというふうに思っておりますけれども、この比率を高めていただかないと、いつまでもこの論議がかみ合わないわけでもございまして、そうした形の中では、御承知のように、4月に法案は通り、そしてこの5月2日から施行されておるわけでもございますが、国と地方の協議の場ということができるようになりました。これは、地方分権社会の具体的な一つのあらわれであろうというふうに思っております。たしかきょう、中央の方では、この国と地方との協議の場ということが開催されるのではないかというふうにも思っておりますけれども、この中では、国保に対する国の役割ということに対しては、積極的に市長会代表といたしましても議論をしていくということを伺っております。そうした形の中での国と地方の協議の場が今後ますます我々の立場を含めまして、あるいは国民の皆様の立場を含めて、しっかりと国と協議をしていただきたいというふうに思っております。

また一方では、御承知のように社会保障と税の一体改革という形の中で、これも消費税を中心とする基幹税をどうしていくんだということの論議があろうかと思っております。そうした形の中で、さまざまな角度からこの国保の運営のあり方ということについて今後も協議される

というふうに思っております。また、私どもといたしましても、いろんな協議の中、あるいは社会保障と税の一体改革という形のものについては注視していきたいというふうに思っております。これからも市の役割をしっかりと果たしていくと同時に、国の方にも要望をし続けてまいりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 実は、その一体改革の問題ですが、政府の地方自治にかかわる重要なポストを占めております片山総務大臣は、この集中検討会議、同じ開かれた2日の日ではありますが、自治体の意見がほとんど反映されていないとする意見書を出しております。自治体は、公立保育所運営や胃がん検診などの単独事業を実施しています。片山氏は、こうした事業を自治体の自由裁量で廃止しても頓着しないと言わんばかりの改革案は、全く当を得ていないと主張しました。改革案が、地方分を含む消費税全体を福祉目的税化するとしているが、地方消費税は、それまでの地方個別消費課税、電気・ガス税などを整理、再編したものであり、地方消費税までも福祉目的財源に特化すること自体を容認することは断じてないと述べておりますというふうに言っておりますが、要するに、今回の検討会議の三本柱は、給付削減と自己負担増、高齢者負担増を我慢するよう国民に迫る我慢の三本柱だと言われております。厚生労働省は、国際競争が激しいから、大企業が負担を続けるのは容易でないとして、社会保障に対する大企業の責任も免じました。

こんな形で、憲法第25条で定められた健康で文化的な最低生活の保障だとか、今、保育の問題はこういうふうに言っておりますが、つい以前までは、国と地方の責任で保育所を運営するに必要な費用は、保育料なんかの減額した分については、旧弥富町、それから十四山村、あわせた平成たしか16年ぐらいで廃止になっておると思いますが、年間1億5,000万円を超える保育料を減額、法律に基づいて減額したことに対する負担金を国と県が交付をしております。

それから、先ほど市長、4割ぐらいが今国保の運営費だというふうにおっしゃられました。が、当市の場合でいいますと、先ほどの一番内側の表にも示しておきましたように、表面的には29%から30%ぐらいの負担というふうになっておりますが、年間5,000万円近い返還だとか、要するに概算払いにして返すという仕組みも含めての費用負担ですから、結局、返す金は毎年何千万ということでもありますので、実際の実効負担は、介護納付金を含めた医療費等の負担の中で考えれば、せいぜい二十五、六%ということが本当に市民と国民を苦しめている大きい原因になっておりますので、やはり国民健康保険法の本来の目的に基づいたきちんとした負担を国にするように引き続いて求めていただくことや、せんだって原発の問題でも申し上げましたが、国自身が明確な、今後日本社会をどうしていくかということを持っていない。しかも、民主党が政権に着くときには、国民健康保険には、大規模な負担をする

とかいうことを言って選任されたんですよね。政権に着くと、かつての自民党政権時代よりももっと国民や地方の負担にするという方向に今進んでおりますので、ここは本当に国民と地方の声を代表して、しっかりと国の将来、地域の将来をどうするかということ踏まえた提言をしていただくことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

補正予算でございますが、今回、耐震関係を中心とした補助金を組んでおりますが、多くの自治体では、かなり独自の負担金の上乗せをしたりして、何倍という従来の申請があったりしてそれへの対応を決めておりますが、弥富市としては、この国が行いました、1年だけでありましたが30万円の上乗せをするというようなことだとか、あるいは今回の補正予算の中で、今後の問題も含めて今どのようにお考えになっているかということが一つと、もう一つは、4月でほぼ市の支出収入が事実上、最終的な見通しがついておりますが、本年度の、税収につきましては、前年度を下回らない状況が確保されているというふうに思いますが、支出についても収入についても予想どおりか、支出は幾らか少なかったと思いますが、両方の次年度への繰り越す留保財源、新年度予算では3億円ほどのですか、いつも最近そういう上程であります、実際におよそどの程度を見込んでいかもあわせて御答弁いただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 歳入の留保財源の質問の件でございますが、平成22年度から23年度への繰越金につきましては、繰越明許費の繰越額、これを除きまして約7億7,000万円と見込んでおります。

議員がおっしゃられましたように、平成23年度当初予算に繰越金3億円を計上しております関係で、留保財源は、繰越金だけを見れば4億7,000万円ということになります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、耐震改修費補助金の関係で答弁させていただきます。

耐震改修費補助金につきましては、平成23年度当初予算に5戸分、300万円を計上させていただきます。しかし、今年度につきましては、補助金額が国の上乗せ分30万円を加えた90万円となったこともありまして、耐震改修費の事業の申し込み受け付けを行ったところ、申し込み戸数が9戸となりましたので、当初予算予定分を上回りました4戸分につきましては今年度、今回補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

今後につきましては、今回愛知県、県の方が6月補正で基本額90万円ということで補正対応するということですので、そういったことで市の方も、できましたそれに追従する形でいきたいというふうな考えも思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひ、実際あまり制度が知られていないこともありまして、早くやったところでは大幅に追加の申し込みが、特に今回の震災の影響もあると思うんですが出ておりますので、県もふやすなら、そういうものも活用しながら必要な補正を組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

あと、先ほどの説明の資料で使いました2枚目の資料につきましては、手書きだけの分でございますが、この資料は、7割、5割、2割の軽減が受けられる世帯の国保税が、いずれも前提は1人働きの給与収入という前提でございますが、減額されたとはいってもこういうものになっておって、なかなか国の制度による減額やそういうものでは払い切れないものになっているということを、もちろん先ほども質問の中でも説明させていただきましたが、実際の収入と所得というのは、今の年金制度や働き方によって、家族構成によってもかなり差がありますので、実収入のある人たちにはきちんと御協力をお願いするという立場を貫いていただいて、今回、低所得者向けの減免もされましたこともありまして、ぜひ収納率を上げながら、無理のない方法で、市が、本当に市民の暮らしや痛みに寄り添った国民健康保険事業が行われることを強く要請して、質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 三宮議員の質疑が終わりました。

他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、本案6件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 高 清



平成23年 6月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 6 番 | 佐 藤 博 | 7 番 | 武 田 正 樹 |
|-----|-------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                                |           |                            |         |
|--------------------------------|-----------|----------------------------|---------|
| 市 長                            | 服 部 彰 文   | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                          | 下 里 博 昭   | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長       | 平 野 雄 二   | 開 発 部 長                    | 石 川 敏 彦 |
| 十 四 山 支 所 長                    | 横 井 昌 明   | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 村 上 勝 美 |
| 教 育 部 長                        | 山 田 英 夫   | 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 村 瀬 美 樹 |
| 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長         | 佐 藤 勝 義   | 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>商 工 観 光 課 長     | 服 部 保 巳   | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 三 輪 眞 士 |
| 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長     | 服 部 忠 昭   | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 服 部 正 治 |
| 秘 書 企 画 課 長                    | 山 口 精 宏   | 防 災 安 全 課 長                | 伊 藤 久 幸 |
| 税 務 課 長                        | 伊 藤 好 彦   | 収 納 課 長                    | 服 部 誠   |
| 市 民 課 長                        | 加 藤 恵 美 子 | 保 険 年 金 課 長                | 越 川 博 文 |
| 環 境 課 長                        | 伊 藤 邦 夫   | 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼<br>い こ い の 里 所 長 | 松 川 保 博   | 総 合 福 祉 セ ン タ ー<br>所 長     | 佐 野 隆   |

|                   |      |        |      |
|-------------------|------|--------|------|
| 十四山総合<br>福祉センター所長 | 伊藤政洋 | 児童課長   | 鯖戸善弘 |
| 農政課長              | 青木和巳 | 都市計画課長 | 竹川 彰 |
| 下水道課長             | 橋村正則 | 生涯学習課長 | 八木春美 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花井明弘 | 図書館長   | 奥田和彦 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 若山孝司 | 書記 | 横山和久 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6. 議事日程

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                          |
| 日程第2 | 農業委員会委員の推薦について                      |
| 日程第3 | 議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について       |
| 日程第4 | 議案第35号 弥富市税条例の一部改正について              |
| 日程第5 | 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について        |
| 日程第6 | 議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について   |
| 日程第7 | 議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算(第2号)       |
| 日程第8 | 議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |

(追加提案)

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 日程第9  | 議案第40号 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 閉会中の継続調査・研究について      |
| 日程第11 | 閉会中の継続審査について         |

午後2時00分 開議

議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

日程第2 農業委員会委員の推薦について

議長（伊藤正信君） 日程第2、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りをします。

議会推薦の農業委員は4人とし、指名推選をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は4人とし、指名推選といたします。

議会推薦の農業委員に、久留宮喜久男さん、佐藤静男さん、高橋弘さん、平野義光さんを推薦したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、久留宮喜久男さん、佐藤静男さん、高橋弘さん、平野義光さんを議会推薦の農業委員に推薦することに決定をいたしました。

日程第3 議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について

日程第4 議案第35号 弥富市税条例の一部改正について

日程第5 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第6 議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について

日程第7 議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第3、議案第34号から日程第8、議案第39号まで、以上6件を一括議題とします。

本案6件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いをします。

総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第34号弥富市総合計画審議会条例等の一部改正についてほか2件であります。

本委員会は、去る6月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第34号弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について、議案第35号弥富市税条例の一部改正についての2件は、質疑、討論ともなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第38号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、担当課長から、歳入で愛知県緊急市町村地震防災対策事業費補助金は防災マップ作成に対する県補助金、歳出では、東北地方大震災の災害援助職員派遣のための旅費、地震津波に対する防災マップ作成委託の説明を受けた後、委員より、職員派遣の回数などは質問に対し、市側より、1回10日間で5回分との回答などの質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

議長（伊藤正信君） 次に建設経済委員長、お願いをします。

建設経済委員長（渡邊 昶君） それでは、建設経済委員会での審査結果について報告を申し上げます。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第38号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）の1件です。

本委員会は、去る6月14日に委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を報告申し上げます。

各担当課長より、経済センサスで使用する調査員用住宅地図の購入、農業団体に対する大豆播種機、刈り取り機購入費の地域農業振興事業補助金、震災耐震改修費補助金で4戸分の追加との説明を受けた後、質疑、討論もなく、採決の結果、委員全員賛成で原案を了承しました。

以上、報告申し上げます。以上です。

議長（伊藤正信君） 次に厚生文教委員長、お願いをいたします。

厚生文教委員長（安井光子君） 厚生文教委員会の審査結果報告をさせていただきます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について初め4件です。

本委員会は、去る6月16日に委員全員の出席により開催をし、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第37号弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正についての2件は、質疑、討論はありませんでしたが、弥富市国民健康保険税条例の一部改正については、改正について異論がありますが、やむを

得ない事情を理解して賛成するというので、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第38号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）は、市側より住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金で25件分の追加補正、保健センターで使用する乳幼児用カルテ保管用キャビネット等の備品購入費、合併処理浄化槽国庫補助金過年度分返還金の説明、議案第39号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、市側より出産育児一時金の国庫補助金過年度分返還との説明があり、委員より、太陽光発電施設補助は、この補正以降の追加補正が必要との要望がございました。討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（伊藤正信君） それぞれ3委員長から常任委員会の報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案6件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第40号 工事請負契約の締結について

議長（伊藤正信君） 日程第9、議案第40号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 本日御審議いただきます議案は、法定議決議案でございますので、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第40号工事請負契約の締結につきましては、弥富市立（仮称）第2桜小学校建設工事を施工するに当たり、請負契約金額18億3,750万円で工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

議案の詳細につきましては総務部長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤正信君） 議案は総務部長に説明をさせます。

総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議案第40号工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

詳細につきましては、ここに記載のとおりでございますが、工事名、弥富市立（仮称）第2桜小学校建設工事、工事場所、弥富市平島町地内、請負契約金額18億3,750万円、請負契約者、フジタ・弥富特定建設工事共同企業体、契約の方法につきましては、5名の一般競争入札でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方。

佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 佐藤博でございます。

最初に、この（仮称）第2桜小学校建設工事請負契約締結議案については、入札公告内容、すなわち入札条件の具体的な内容が議員に説明もなく提案されており、議決に当たっては十分な審議と理解をした上で議決されることが議会としても重要な責務であると考えております。ただ、入札結果の提案だけを見ているだけでは市民に説明ができません。ただ、安ければいいというものでもありません。今回の入札公告内容について学校建設特別委員会において私が質問し、私がわかりやすく内容を図解したのもって全議員が理解した上で判断していただくことが、私は市長がいつも述べているように、二元代表制としての議会の責任を果たすことになるのではないかと考えております。また、良識ある市民や建設業界の方々にも、今回の弥富が執行した入札公告内容は、妥当なものであったかどうか判断していただくことも大変重要なことであると考えております。

時代背景からして、現在、産業の活性化、企業の倒産を防止する、こういうことは重要な政策課題として取り上げられている状況からしても、また弥富の伝統や弥富市政の常識と信頼を維持する観点からも、このような前代未聞の厳しい入札公告内容は妥当なものであるかどうか議論することが重要であり、私から参考に経過を説明いたします。

まず、学校建設特別委員会を開催することなく、入札公告内容をインターネットで発表いたしました。5月13日までに企業体審査申請書を提出することとなっており、ある人から私のところへ入札公告内容を知っているかとの問い合わせがあり、内容を見せていただきました。議会にも話はなく、全く知る余地もなく承知していなかったため、早速大木副市長に電話で、特別委員会に諮ることなくこのような内容を発表しては議会軽視で問題になる。執行権に介入する考えはないが、学校建設特別委員会が設置されている以上、学校建設特別

委員会にだけでも諮らないと議会軽視と言われることになるかと忠告をしておいた。

その後、副市長が大原委員長宅を訪れたと聞いております。

ようやく5月25日の全員協議会の後で学校建設特別委員会が開催をされたのであります。これは事後承認の形で出された第2桜小学校建設工事の入札公告内容の抜粋であります。これを要約すると次のようであります。

入札方法は、事後審査方式、制限つき一般競争入札であります。すなわち、予定価格を設け、その80%から3分の2までを調査基準価格とする。調査基準価格の10分の8以上の場合は、最低制限価格と違って即失格とはせずに調査を行う。調査基準価格の10分の8未満の入札価格の場合は、失格となるということであります。

私はこのような厳しい内容では、競争が激しい中で大手建設業者等は参加しないだろう。議会では責任が持てないから、執行部は全責任を持ってやらなければならないと苦言を呈しておいたのであります。

14日の学校建設特別委員会に6月3日の入札の結果が示されたのであります。具体的に数字を入れて解説しますと、お手元に配付しましたように、一番初めに委員会に報告されていたのは約32億円ぐらいだということでありました。私がいつも言っているように、浦野設計事務所は厳しく設計価格が出されたものと思っておりますが、その金額が28億500万円だったそうであります。そこで、予定価格が28億円に設定されたのであります。

さて、それからが大問題であります。調査基準価格は予定価格の80%から3分の2ということであり、仮に中をとって75%とすると21億円になります。それ以下であっても即失格とはならず、さらに調査基準価格の80%以下は失格判断基準になるということであります。これを積算すると、16億8,000万円以下は失格になるという厳しい入札公告内容であります。比率で示すと、予定価格の60%以下は失格するという前代未聞の今の公告内容であります。

今まで弥富の学校建設等に協力し、特に弥富北中学校のように中部建築学会賞に輝いたような鹿島建設等大手建設業者は、すべて採算がとれないために、東日本の大震災の復興事業を名目に参加しなかったようであります。とても見積もりまでして参加できる条件ではないということでございました。私は、ある関係者にそのようなことを確認もいたしました。

地元業者との企業体が条件となっているため、5社のみが企業体審査申請書を5月15日までに提出したのであります。中には破産宣告をして、再度の数千万円の債務免除によって会社名を変えて参加している業者もあるようであります。主力銀行初め、恐らく多くの下請業者等は被害をこうむったと言われております。

その結果、提案されているフジタ・弥富特定建設工事共同企業体が17億5,000万円で落札をし、消費税の5%を加えて18億3,750万円で工事請負契約を締結するという議案が本日提案されたものであります。この落札価格の17億5,000万円は、予定価格の62.5%に計算をし

てみると当たるのであります。

十数人の関係者や常識ある人々に内容を説明して尋ねてみました。みんな驚きとともに、損金を出すか、目に見えないところで手抜きをするか、下請業者を泣かせるか、まともなことはできないであろうというのが大方の答えであります。

そこで、執行権者であり、今回、大変重要な責任を持ってこの事業に参加される服部市長に質問をしたいと思います。

まず第1番に、このような入札公告内容はどのような根拠に基づいて考え出されたものか、最初に伺います。

また、東日本大震災の影響も予想され、25年2月末日までの長期間の工期、厳しい経済情勢からして適切であり妥当なものと考えておられるかどうかを、まずお尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

6番（佐藤 博君） いや、私は市長に聞いています。執行権者は市長です。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 執行権者は私であることは重々承知しております。その内容につきまして、予定価格を設定し、調査基準価格を設定しているわけでございます。そうした形の中において、内容については大木副市長の方から答弁をさせます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） まず、学校建設特別委員会を開かなかつた理由についてきちんとお話ししなきゃいかんと思っておりますが、実は開こうという段取りはさせていただきましたが、事情がございましておくれってしまったということでもありますので、お許しをいただきたいと思ひます。

それで、今回、最低入札価格調査制度を設けてやったということでございますが、これは国からですが、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針ということで、入札参加者の企業努力により低い価格での落札の推進の観点から、最低制限価格から低入札価格調査制度の移行に努めることといった通達をいただいております。

また、それぞれの企業体、最近の入札の傾向の話をしていただきますと、22年度のつくば市における学校建設につきましては52.92%、それから、みよし市におきます庁舎新築工事におきましては61.92%、それから長久手町におきます給食センター建設工事におきましては66.67%と、20年5月ごろまでは従来の大体九十七、八とか、そういった落札率でございましたが、20年の後半から徐々に下がってきたという傾向にございます。

それで、先ほど予定価格28億というのは公表しておりますので事実でありますけれども、今回、5企業体が参加されまして、62.5から69.9%の範囲ですべて札を入れております。これらはすべて調査基準価格より下回っておりますので、8割よりは多いわけでありませう

ども、その中で総合点数の多い今回のフジタ・弥富特定建設工事共同企業体に対して事情聴取を行っております。

そういった中で当企業体の方からは、全国的に公共工事の施工実績を数多く積み重ねており、これまでの経験、ノウハウを今回の工事に生かし、安全第一で無駄のない最適な方法にて施工することを検討した結果、コスト削減が可能になったと。また、多数の協力会社と多くの取引実績があり、他工事案件とあわせた発注等によるスケールメリットを生かして、トータルコストにおいて安価な調達が可能であると。さらに、こちらからもいろいろ質問させていただいて、きちんとやっていただけるという判断をさせていただいて仮契約をさせていただきました。

今回のJVにつきましては5企業体でございますけれども、他の自治体等の参加者の関係を見てみましても、やはりJVについては少ないというのは傾向としてございます。JVにしましたのは、地元の業者にも入っていただいて参加をいただくという配慮でございましたけれども、参加者が少ないということを懸念するということであれば、今後についてはJVと単体の混合がよかろうかというふうに思っております。

いずれにしましても、私どもは、きちんとフジタ・弥富特定建設工事共同企業体に対して事情聴取を行い、今回の落札についてはきちんと執行していただけるというもとに提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 常識的に考えて、まず28億の予定価格に対して落札価格17億5,000万円という、この破格の価格で落札した企業体について疑問を感じないかどうか、また採算がとれると服部市長は考えておられるのかどうか、私はその点について服部市長にお尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほど工事の請負契約の問題につきまして、大木副市長の方がるるお話をさせていただいたとおりでございます。疑問を感じているかということでございますけれども、昨今の公共事業の入札に関しては、皆さん御承知のように、慢性的な価格の下落傾向にあるということでございます。決して高いとは思っておりませんけれども、低過ぎることもないという形でございます。

問題は、今後工事を施工していく上における監理責任であろうというふうに思っております。小学校という形でございますので、児童に対する安全管理、あるいは校舎における品質管理ということが問われるわけでございます。そうした形の中においては設計事務所に対してしっかりと監理させるということが大事であろうというふうに思っております。

採算の問題につきましては、先ほど副市長の方が答弁いたしましたけれども、いわゆる企業のさまざまな実績に基づく、さらなるコスト削減というようなことについて、我々は一層期待をしていきたい。また、同時に地元の業者に対しても、そういった形の中で参加していただきたいということを強く要望してまいります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 最初に大木副市長からる説明がありましたが、議会の特別委員会に諮らずにやったということについては、前回、特別委員会で市長からも反省の弁が述べられたので、これはよしとするものの、他の市町村がこういうふうだから、これに追従をしたという考え方はいかななものかというのが、まず私の第一の考え方であります。

もし、これで採算がとれる今の落札価格だというように考えられるとするならば、設計金額、予定価格が甘かったのか、それとも特別なやり方があるのかどうか。下請業者を犠牲にするようなことは、社会貢献にはならないと私は考えます。そうした点で、そのような設計金額、予定価格と比較をしてどのように判断をされておるのか。常識的に、現在、いろいろこういうダンピングがあるということは事実でありますけれども、民間企業の場合にはそれぞれ双方が了解をすればそういうことはいいわけですが、公共事業体がこういうことを行うのにダンピングを予想してやるようなやり方というのは、いかななものかというのが私の考え方の問題であります。

企業というのは、当然適正な利益を追求し、税金も納め、社会に貢献するということがなければならぬということ、市長は民間企業の執行役員まで経験されておるので承知しておられるのではないかと私は思うのであります。

採算、すなわちわかりやすく言うと、そろばんをはじくことは服部市長もたけていると思うのであります。そうした点で、この予定価格と落札金額を企業側の立場に立ってそろばんをはじいたとき、服部市長は、本当にこれは妥当な金額だというように考えておられるか、再度伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

公共事業、特に学校であるとか、あるいは庁舎であると、いわゆる一般的に言う箱物に対する工事については、いろいろと内容があるわけでございます。そうした本体の工事につきましては、今回の桜小学校の問題につきましても、大きくは八つのブロックに分かれております。一つは校舎棟であり、一つは体育館棟であり、一つはプール棟であり、あるいは外壁工事等々、八つの工事があるわけです。これは基礎関係の工事の請負でございまして、この関係につきましては、しっかりと精査をさせていただいております。

もう一つは、企業の努力といたしまして、私としては今回、企業が努力されたなあとと思う

のは共通経費の問題でございます。共通経費の問題につきましては、企業努力と人件費を含めたところの共通的な経費については企業努力がされているというふうに思っております。

私も小売業ということを経験いたしまして、本来のあるところのもとについては安心・安全であるし、食の提供、あるいは住の提供のもとについては、しっかりした商品を提供しなきゃならないということがあるわけでございますけれども、いわゆる全体的なコストの削減につきましては、それをどのような人員構成でやっていくかということにつきましては、それは企業体が考えることでございます。

そうした形の中で顧客満足、そういったものが遂行できれば、私はそれにこしたことはない。要するに、本質的な問題と諸経費の問題があるかと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） それじゃあ、落札業者の問題については後として、今回も地元業者を優先的に下請業者として利用するように示されているように聞いております。よく地元業者の育成という言葉が使われておりますが、本当の地元業者の育成とはどのようなことなのか、考え方について改めて服部市長に伺いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。これは全く一般的な話になるわけでございますけれども、私どもといたしては、建設業界という中で多くの形で御参加いただいて、一つの大きな組織を形成されております。

この建設業者の方については、市の安心・安全という形の中、あるいはさまざまな形の中で市の行政にかかわっていただいております。そうした業者の方が、いわゆる元気、活性化という形の中で仕事をしていただくことについては本当に望むところでございます。

そうした形の中で、業者そのものも努力されることはもちろんでございますけれども、市全体の活性化に大きく貢献していただくということが地元業者の活性化であり、その使命であろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 市内業者に対して優先的に仕事ができるように配慮する、こういうことだけでは、これは地元業者の育成ということにはなりません。はっきり申し上げておきます。

かつて大手建設業者と弥富の建設業者等が企業体を組んで、そして事業を進めることによって、あらゆる技術面を取得して地元業者は成長してきたのであります。

また、市内の業者が下請として多く参加もさせてきていただいたわけでありまして。しかし、

その原点は何であるかという、すべてが適正な採算がとれるような仕組みであったからこそ参加ができたのであります。そして、市内の業者もその仕事に参加して喜びも感じ、充実した成長をしてきたと私は考えております。このような観点から、配慮してこそ地元業者の育成ということが言えるのであると思っております。

果たして今回、このような金額でこのような事業を進めていく上において地元業者がどれだけ参加ができるか。また、下請業者等が決まったら、私は特別委員会で何社弥富から参加ができたかということ等については尋ねたいと思います。恐らく今の状況では、市内の業者が参加できるような状態にはないと私は感じております。

そこで、地元の業者がやっぱりありがたみを感じる、その原点は、一生懸命に仕事をしたことによって採算がとれた、そしてまた弥富の施設等について自分たちも参加をして建設したという、この喜びを感じてこそ、私は地元業者が喜んでくれることだと思っております。そうしたものが今回参加できないようなことがもしあったとするならば、これは市内業者を破綻や廃業に追い込んでいくような、血も涙もないような行政運営にすぎなかったというように言われてもやむを得ないというように私は感ずるのであります。

そうした中で、今回、このフジタ・弥富特定建設工事共同企業体が落札したことによって、また17億5,000万円という破格の金額で落札したということによって、いろいろな関係者の人たちが問題を提起しております。特に調査基準価格以下のために聞き取り調査がされたことによって、今回提案をされたのは適正と判断されたということではありますが、フジタ・弥富特定建設工事共同企業体について、今では積算等でいけるといように判断したということではありますが、どのような観点から内容を十分調査されたのか、その適正と判断された調査内容をできるだけ詳しく、ひとつ説明をいただきたいというふうに思うのであります。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

先ほども今回の落札業者から、この落札調書に対する事情聴取というか、意見をお聞きしたわけでございます。そうした形の中で、副市長の方からも答弁していただきました。経験とかノウハウ、あるいはコストの削減ということに対してしっかりと取り組む、あるいはスケールメリットというものを生かして、トータル的なコストということに対して企業としての努力をしていくということをお聞きしております。

そういった形の中で、私どもといたしましても、今回のこの入札に関しては、地元の下請業者という形に対しては献身的な努力をしていただきたいということをお願いしているところでございます。そういった意味におきまして、また担当の方からお答え申し上げますけれども、いずれにいたしましても、私どもといたしましても、責任を持ってこの請負工事を執行させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

その内容につきまして、所管の方から答弁させます。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 低入札価格調査の聞き取り調査の内容でございますが、まず第1点目として、先ほど副市長の方からも申し上げましたが、この価格で入札できた理由というのを中心に調査させていただきました。その中で下請業者に下請させる工事につきましては、なぜこのような下請価格で工事ができるのかということも聞かせていただきました。さらには、諸経費につきまして、かなりこちらが思っていたより低い価格の諸経費で見積もっておみえになりましたので、その諸経費の根拠等につきまして聞き取りさせていただきました。

さらには、こういった価格で企業の利益があるのかということもお聞きいたしましたが、十分利益も見込めるという答弁でございました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 別に私は、そのフジタを悪く言おうとする考え方は毛頭持っておりませんけれども、この金額で工事請負をしたということについて、ある人たちから、破格の金額のため大変驚き、心配をされている人があったわけであります。そのため、私のところへいろいろな資料、情報が寄せられております。それらについて調査をされたかどうかをお尋ねしたいと思っておりますので、二、三申し上げます。

まず第1番に、フジタは、1999年3月、1,200億円、2005年10月、989億円、分割債務免除を受けております。さらに、2002年10月、6,000億円、会社分割がされて不動産事業をエー・シー・リアルエステートというところに継承されております。これらについて日経新聞が明らかに報道しております。中身については、債務免除が実現しても依然多額の負債が残る、国の保護行政も限界、受注競争も激化し、債務免除組の債権計画を狂わせると。債務免除による延命策は、銀行の勝算なき問題、先送りにすぎない、こういうような酷評をしております。これは日経新聞に出ております。

また、民間信用調査機関によると、こうしたような状況を受けて、自治体も信用度の低い借金棒引き組に発注しない傾向が強まっているというように論評しております。

債務免除企業が採算割れのダンピング受注をすることによって、赤字覚悟の受注がかえって採算面で足を引っ張る悪循環を招いているとの指摘をしております。

このような中で、大幅に社員が減少していると聞いております。フジタの社員数、あるいは今回のこの建設工事にどのくらいの数の社員が従事できるのか、そういう点についてどのように調査されたのか、伺いたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） まず、フジタの従業員数でございますが、1,941人

ということでございます。それでもちまして、今回のこの工事に直接従事するのは、専任の監理技術者を置かなければならないという形でございますので、専任の監理技術者を置いていただくということで、それ以外の部分につきましては、今後のお話という形になるうかと思えます。

あと、盛んにかつてのこのフジタの信用状況のことをおっしゃられますが、過去は過去として、現在におきまして地方公共団体の工事を受注しまして、それもきちとこなしているという状況もございます。そういった中で、信用状況については問題ないというふうに考えました。

また、先ほどから非常に落札価格が低い低いとおっしゃって見えますが、今回入札に参加した5企業体につきまして、何もほかのところは非常に高い価格でフジタだけが低い価格で応札したわけではございません。他の応札金額の中で一番高いところにつきましても、落札率は69.93%でございました。したがって、他の自治体からの状況から見ましても、決してフジタがダンピングで受注したというふうには考えておりません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 恐らくどんな業者でも、もうそんな危険な状況を説明するようなことはいたしません、これは。私のところは責任を持ってきちとやっておりますと、こういうことだろうと思うんですよ。

そこで、現状をちょっと説明いたします。別にフジタだけが悪いわけではありませんけれども、一番問題は、私が言っておることはどういうことかということ、こういうようなダンピングに近いようなことをやらなきゃならんような業者が参加をして、やっぱり信頼ができる安全な業者がなかなか参加をしなかったという、こういう入札内容に私は問題があると思う、このことをまず頭の中に入れておいて聞いてください。

今、フジタもそういう中でやっておると思います。ほかのところもやっておると思います。現場においては、今そういう専任技術者、当然これは置かなきゃ仕事はできません。ところが、ほとんどは人材派遣会社からの派遣社員、こういうので賄っておるということを私は聞いておるわけでありまして。だから、専任技術者がいればそれでいいということなのか。これだけの大きな工事だったら、専任技術者だけではとても進まない問題だと思うんです。しかも、最近では、この大震災があってから特に住宅公社等の監査も厳しいようでありますから、その打ち合わせとか、いろいろのことで大変重要な、今の社員が参加をしなきゃいかん、こういうようになっておるようでございます。そういう点で、この人材派遣会社からの派遣社員が非常に多いというように私は伺っておるんですが、この点については調査はされたでしょうか。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） まず、法制度上の問題といたしまして、専任の監理技術者は置かなければならないというふうに決まっていますので、それは必ず置いていただく。その後の段階でフジタの社員が、工事現場にほかの社員が来るのか、派遣会社の職員が来るのかというところまでは調査いたしておりません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） これは大事な問題なんですよ。専任技術者がおればいいということではなくて、これだけの大きな工事だったら、かなりのその専任の職員が対応しなければできないということです。それが派遣会社の今の派遣社員が中心になるようなことだと、大変危険だということを私は申し上げておるんであります。

その一つの例として、2年前の2009年7月31日の共同通信は、九州地方整備局は、トンネル工事で安全管理を怠り、労災事故を起こしたとして、株式会社フジタを指名停止処分にしておるんであります。

このような状況を考えて、公共事業はどうあるべきか、この第2桜小学校の建設工事について、果たして安全管理、あるいはまた仕事の内容が誇れるような立派なものができるかどうか、こういう点について、服部市長、十分な配慮ができるかどうか、尋ねたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども佐藤議員にお答えをさせていただきましたように、私どもこういった形の中で公共事業を、学校の施設を建築させていただきたくてでございます。そういった形の中で安全管理、あるいは学校そのものに対する品質管理ということにつきましては、我々が一番望むところでございます。議員同様、考え方は全く同じでございます。そうした形の中で現場監理という方のあり方が非常に重要だろうというふうに思っております。そうした形の中で、フジタさんには優秀な現場監督者を送っていただいて施工していただきたい。

また、今後の問題につきましては、どのような方が社員として派遣されるかわかりませんが、その点につきましても、私どもの要望としては申し上げていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、そういった社員の方が労災問題等々が起きないようにしっかりと現場監理をしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 一応当局がこれで十分だというように判断をしておる以上、私がとやかく言うことではありませんけれども、一番大事なことは、日本経済を活性化するためにも、公共事業においてダンピング競争をあおるようなやり方は決して好ましいことではないと、こういうことを私は認識してもらいたいと思うのであります。

きちんと適正な予算も計上していることでありますし、適正な設計価格、適正な予定価格

を設定している以上、多くの優秀な建設業者がこぞって10社も15社も参加できるような方法を考えていくことこそ、これは公共事業の使命であると、私はこのように考えておるんです。

したがって、今回のこのやり方が絶対妥当だったかどうか、一度よく考えてみて、時代に即応した、日本経済の活性化の意味からも真剣に検討されることが望ましいのではないかと、私はこのように考えるのであります。

そこで、今後もこのような入札内容を続ける考えであるのか、やはり指摘をされた点を今後改めた方がよいというように考えておられるのか、考え方について質問をしたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私どもといたしましては、大変大事な税の執行でございます。そうした形の中においては、最少の費用で最大の効果を上げていくということが一番の基本でございます。そうしたことを今後もしっかりと自分たちで中心に動いて考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） ということは、改めて聞きますが、今回やったのは別にこれで問題はないと、今後もこれでやっていくという考えなのか。あるいは、私が指摘したような点についてもっと調査も十分しなければならないし、日本経済の活性化という観点からも、やり方をもっと考えなきゃいかんということなのか、その点について再度尋ねたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今回の入札における落札者の問題につきましては、私どもとしては問題ないというふうに理解をしているところでございます。私といたしまして、責任を持ってこの事業を執行してまいりたいというふうに思っております。

また、今後のことにつきましては、今回のいろいろと我々の入札のあり方ということも検討しながら、先ほども申し上げましたように、最少の経費で最大の効果が上がるような形でいろいろと入札制度については学んでいくつもりでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） そういう点からすると、服部市長の政治姿勢の問題でもあるんです。言いにくいことではあるけれども、先日、一般質問で述べたように、自分の給与の問題等をあわせて考えてみると、自分の名誉とか利益は考えるけれども、相手のことまであまり考えようという受けとめ方がなかなか感じられないということでもあります。

3月議会でも述べたように、自分のことより相手の立場を考えて行動することが人情ということであり、ダンピング競争をやっても何でも安く来いと、こういうような姿勢はいかなものかということでもあります。

私は3月議会で述べたように、やっぱり恩義や義理や人情を考えてこそ市長職という人間の原点であると私は考えておるんです。だから、このような相手が参加できないところが多いということは、かなり厳しいということなんです。厳しいようなやり方でいつもやっていくということについては禍根が残ると。だから、相手も企業である以上は、一定の適正な利潤が追求でき、そして税金も納めることができ、社会に貢献することもできるんだと、そういう立場を考えた入札方法というのを考えてやる。別に高くしようとか何とか、そんなことじゃないです、私は。そういうような思いやりのある、みんなが参加できるような方法をもっとしっかりと考えて、弥富独自のものでいいです。あそこがこうやったから、ここもこういうふうにとやると。それぞれの市町村に、自治体には自治体のやり方があるんです。最初に述べたように、弥富は弥富として、こういうことで多くの大手建設業者、あるいは地元の業者もみんな育ったんです。喜んで参加してくれたんです。

今回一番問題は、私はこれからまた、先ほども申し上げたように、弥富で果たして下請でこれに協力できるところがどれだけあるか、これは大事な問題なんですから。私は、これからはきちっとそういう点も見ていきますから、とにかく責任を持って服部市長がやるという自信を示されておるんだから、どうかひとつ私どもが考えておるようなことがただの心配に終わったということであれば、これは結構なことです。だけど、私は、やり方によってはいいものもできるだろうし、あるいはやり方によってはあまりいいものとは言えないようなことにもなるでしょうし、この点は、私はしっかりとした予算を組んだ以上は、立派な誇れるようないいもので仕上げなければならぬというように考えておりますので、その点をきちっと今後、私どもも監視をしてみたいと思っております。

この際、本来からいくと、もう一遍調査を見直すことが妥当ではないかと私は思っておりますけれども、服部市長が自信を示された以上は、私もそれ以上のことは執行権に介入する問題にもなりますので、一議員として、やっぱり議会の立場で私は申し上げて質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（伊藤正信君） 他に質疑の方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 閉会中の継続調査・研究について

議長（伊藤正信君） 日程第10、閉会中の継続調査・研究について議題とします。

厚生文教委員長から、会議規則第104条の規定により所管事務について閉会中の継続調査・研究の申し出がありました。

お諮りをします。

厚生文教委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、厚生文教委員長の申し出どおり決定をしました。

~~~~~

日程第11 閉会中の継続審査について

議長（伊藤正信君） 日程第11、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第2回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後3時03分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 佐藤博

同 議員 武 田 正 樹